

第四部

審議會答申・決議編

大正七年七月六日

〔四一〕 内務大臣へ具申

救済事業調査会ノ決議セル調査項目

一、生活状態改良事業

(一) 小売市場

(二) 住宅改良

(三) 小資金融

(四) 家庭職業

(五) 廉価宿泊及簡易食堂

(六) 其 他

二、貧民救済事業

(一) 救貧制度

(二) 罹災救助制度

(三) 其 他

三、児童保護事業

(一) 嬰兒保育

(二) 貧兒教育

(三) 児童虐待防止

(四) 少年労働制度

(五) 浮浪児、不良児ノ処置

(六) 少年犯罪防止

(七) 其 他

四、救済の衛生作業

(一) 救療機関ノ普及

(二) 災害救護

(三) 精神病、白痴低能ノ救済

(四) 肺結核ノ救済

(五) 其 他

五、教化事業

(一) 興行物改良

(二) 盲啞及低能教育

(三) 出獄人保護

(四) 矯風事業

(五) 細民部落ノ改善

(六) 其 他

六、労働保護事業

(一) 労働保険

(二) 工場労働ノ改善

(三) 補習教育及徒弟制度

(四) 婦人労働

(五) 労働組合及仲裁制度

(六) 純益分配制度

(七) 失業救済及職業紹介

(八) 移住民及出稼人ノ保護

(九) 其 他

七、小農保護事業

(一) 自作農ノ奨励保護

(二) 小作農ノ保護

(三) 農民家産制度

(四) 産業組合ノ普及改善

(五) 其 他

八、救済事業ノ助成監督

(一) 救済事業ノ指導監督並調査ノ機関

(二) 救済事業ノ奨励助成方法

(三) 救済事業ノ連絡及取締

(四) 公共団体、公益団体、宗教団体等ノ活動

(五) 其 他

大正八年三月三日救済事業調査会答申

〔四一二〕 大正七年十二月十日内務大臣諮問

失業保護ニ関スル施設要綱

一、内務省ニ於テ定期若ハ臨時ニ事業界及労働市場ノ状況ニ関スル報告ヲ徴シ之レヲ総合シテ地方其他必要ナル向ニ通報シ労働需給調節ノ資料ニ供スルコト

二、地方ニ於テハ成ルヘク官民共同ノ協議会ヲ組織シ失業保護ニ関スル実行方法ヲ定メ必要アル場合ニハ更ニ方面委員ヲ置キ調査及実行ニ当ラシムルコト

三、都会ニ於テハ公共団体又ハ公益団体ノ経営ニ係ル職業紹介所ノ設置並ニ拡張ヲ奨励シ紹介所相互連絡ヲ保ツニ努メシムルコト

四、事業主ヲシテ左記事項ヲ実行セシムルコト

(イ) 事業縮少等ノ為従業員ヲ解雇スル場合ハ時間短縮其他ノ方法ニ依リ成ルヘク一時ニ多数ノ解雇ヲ為ササル様努ムルコト

(ロ) 解雇ノ已ムヲ得サル場合ハ相当期間ヲ置キ之ヲ予告スルコト

(ハ) 解雇者ニハ相当ノ手当金ヲ支給スルコト

(三) 平素ニ於テハ成ルヘク解雇手当準備金ヲ蓄積スルコト

五、政府ニ於テハ失業保護ノ目的ヲ以テ左記事項ニ留意スルコト

(イ) 道路河川鉄道等ノ諸工事ヲ起シ又ハ繰上ヲナスコト

(ロ) 陸海軍工場其他工場ノ事業按配ヲ為スコト

(ハ) 開墾助成ヲ為スコト

公共団体ニ於テモ同様ノ趣旨ニ依リ事業ノ按配ヲ考慮スルコト

六、失業者ノ種類ニ依リテハ帰農ヲ奨メ又ハ開墾地殖民地並ニ海外ニ移住スルコトヲ勸奨スルコト

七、失業者ノ移住其他必要アル場合ニハ旅費ノ補給船車賃ノ割引其他ノ便宜ヲ与フル

八、労働者ノ自制ヲ促シ貯蓄ヲ奨励シ事業主ヲシテ相当援助ノ方法ヲ講セシムルコト

九、共済組合ノ設置ヲ奨励シ失業保護ノ施設ニ努力セシムルコト

十、前記各号ノ事業ヲ遂行スル為必要アル場合ニハ政府ニ於テ低利資金ノ融通其他相当助成ノ方法ヲ講スルコト

〔四一三〕

大正十三年六月二日中央職業紹介委員会答申

大正十三年二月二十八日社発二部第四一号諮問

諮 問

社発二部第四一号

中央職業紹介委員会

現時ノ失業状況ニ鑑ミ職業紹介機関ノ機能ヲ一層發揮セシムルノ緊要ナルヲ認ム之ニ対スル適當ナル方策ニ関シ其ノ会ノ

意見如何
右諮問ス

大正十三年二月二十八日

内務大臣 水野鍊太郎

答 申

大正十三年六月二日

中央職業紹介委員会会長 池田 宏

内務大臣 水野鍊太郎殿

答 申

社発二部第四一号ヲ以テ諮問相成候職業紹介機関ノ機能ヲ一層發揮セシムルニ適當ナル方策如何ニ關スル件慎重審議ヲ遂ケ別紙職業紹介事業改善ニ關スル要綱ノ通決議致候
右及答申候也

職業紹介事業改善ニ關スル施設要綱

- 一、政府ハ職業紹介事業ヲ国営トスル方針ヲ以テ適當ノ時期ニ於テ之カ実施ヲ期スルコト
- 二、政府ハ將來適當ノ時期ニ於テ職業紹介制度ト関連シテ失業保險制度ヲ設クルコト
- 三、職業紹介所ノ全国的普及ヲ図ル為職業紹介法施行令第一条ノ規定ヲ勵行シ必要ト認ムル市町村ニ對シ職業紹介所ノ設置ヲ命スルコト
- 四、産業、職業、地方又ハ季節等ノ關係上特種ノ必要アル場合ニ於テハ専門的職業紹介所ヲ設置スルコト
- 五、職業紹介法施行規則第九条ニ依リ連絡事務ヲ掌ラシムル指定職業紹介所ニ對シ国庫ハ其ノ費用ノ全部ヲ交付スルコト

六、職業紹介事業ノ連絡統一ヲ図リ且其ノ機能ヲ充分ニ發揮セシムル為地方職業紹介事務局ヲ増置シ之ヲ現業化スルコト

七、中央職業紹介事務局ニ産業ニ關スル専門ノ學識經驗ヲ有スル職員ヲ置キ地方職業紹介事務局ニ産業別部門ヲ設クルコト

八、中央及地方職業紹介事務局ニ勞務官ヲ置キ管轄区域内ニ於ケル産業狀態及勞働事情ヲ調査シ職業紹介機関ノ連絡ヲ図リ勞働移動ノ事務ニ従事スルト同時ニ職業紹介所ノ事業ノ監督ヲ為サシムルコト

九、職業紹介所費国庫補助金ハ建築費及之ニ伴フ初度調弁費ノ外經常費其ノ他ノ諸費ニ對シテモ少クモ二分ノ一ニ増額シ尚宿泊所其ノ他ノ附帶事業ニ對シ同様二分ノ一ノ国庫補助金ヲ交付スルコト
十、職業紹介所職員ノ優遇並地位ノ安定ヲ図ル為必要ナル職制ヲ設クルコト

十一、政府ハ職業紹介所職員ノ養成機關ヲ設置スルコト

十二、大都市ニ於ケル職業紹介所ノ内容ノ充實及擴張ヲ図ルコト

十三、主要ナル地方ニ産業別、職業別、男女別及少年ノ職業紹介所ヲ設ケ又ハ職業紹介所内ニ各専門ノ部門ヲ設クルコト

十四、職業指導及撰択ノ目的ヲ達スル為職業紹介所ニ適當ナル施設ヲ講スルコト

十五、職業紹介事務ニ關スル通信及交通機關ノ利用ニ就テハ料金ノ減免電話架設ノ急施其ノ他出來得ル限りノ特典ヲ与フルコト

十六、集團の解雇又ハ雇入ノ場合ニハ事業主ヨリ予メ地方職業紹介事務局ニ其ノ旨申告セシムルコト

十七、職業紹介所ノ利用ヲ増進スル目的ヲ以テ事業主ヨリ欠員アルトキハ之ヲ職業紹介所ニ申告セシメ且職業紹介所ニ顧問委員會ヲ設ケシムルコト但シ該委員ニハ事業主及雇傭者ノ利益ヲ代表シ得

ルト認ムル者ヲ各同数加フルコト

十八、職業紹介所ノ機能ヲ發揮スル為労働組合ト連絡ヲ保チ殊ニ求人開拓ニ関シテハ共働スルニ努ムルコト

十九、政府又ハ公共団体ハ失業者再教育ノ目的ヲ以テ職業輔導ニ関シ職業紹介所ト連絡シテ適當ナル施設ヲ為スコト

二十、政府又ハ公共団体ハ都市及農村ニ於ケル内職ノ紹介及輔導ニ関シ適當ナル機関ヲ設ケ且内職制度ノ改善ヲ図ルコト

二十一、政府又ハ公共団体ハ官公營事業ニ於ケル雇傭者ノ採用ニ就テハ職業紹介機関ヲ利用スルコト

二十二、政府又ハ公共団体ハ現下ノ実情ニ鑑ミ土木建築其ノ他ノ官公營事業ヲ起興按配シテ勞務ノ需給調節ニ努ムルコト

二十三、日傭労働紹介ノ成績ヲ挙クル為職業紹介所ニ於ケル賃銀立替払ノ制度ヲ設ケ又就職ヲ容易ナラシムル為労働用具ノ貸付ヲ行フコト

二十四、政府又ハ公共団体ハ職業紹介所ノ事業ニ関連シ左ノ事項ニ付相当施設ヲ為スコト

(イ) 日傭労働ノ供給請負制度ノ改善ヲ図ルコト

(ロ) 日傭労働者ノ災害ニ対シ適當ナル扶助方法ヲ講スルコト

二十五、職業紹介所被紹介者ニシテ必要アルトキハ就職地迄ノ旅費ヲ貸付スルコト

二十六、職業紹介制度ノ改善ニ資スル為労働者募集、女工供給組合、内職仲介、土工、坑夫ノ親方、下請制度、家庭労働、新聞広告ニ依ル職業紹介等ヲ調査シ適當ナル方策ヲ講スルコト

二十七、有料又ハ営利ヲ目的トスル職業紹介事業ノ取締規則ヲ速ニ制定スルコト

二十八、職業紹介法ニ依リ設置スル職業紹介所ノ外職業紹介所又ハ之ニ類似ノ名称ヲ用ユルコトヲ禁止スルコト

〔四一四〕

大正十四年六月二十日東京地方職業紹介委員会答申
大正十四年三月二十三日社発二部第一七一号諮問

諮問

社発二部第一七一号

東京地方職業紹介委員会

刻下ノ失業状態ニ鑑ミ東京地方職業紹介事務局管内ニ於ケル日傭労働者及俸給生活者ノ失業者ニ対スル職業紹介ニ関シ其ノ実績ヲ挙クルニ最モ適切ナル具体的方策ニ関スル其ノ會ノ意見如何
右諮問ス

大正十四年三月二十三日

内務大臣 若槻礼次郎

答申

大正十四年六月二十日

東京地方職業紹介委員会会長 宇佐美勝夫

内務大臣 若槻礼次郎殿

答申

日傭労働者及俸給生活者ノ失業者ニ対スル職業紹介ニ関シ其実績ヲ挙クルニ最モ適切ナリト信スル具体的方策左ノ通り答申ス尚茲ニ附言セントスルハ失業救済ノ徹底ヲ期セントセハ職業紹介機能ノ拡充ノ

外之ト並行シテ政府ニ於テ失業防止ニ関スル根本的対策ヲ樹立スルノ要アリト認メラル而シテ其ノ対策タルや多々アルヘキモ税制ヲ整理シテ財源ヲ涵養シ地方ヲシテ適切ナル産業ノ発達ヲ遂ケシムルカ如キ或ハ英國ノ産業奨励法ニ倣ヒ労働者ノ雇傭ヲ促進スル事業ノ遂行又ハ之カ為必要ナル物資ノ買入ニ要スル資金募集ニ対シテハ政府カ元利支払ノ保証ヲナスノ法律ヲ制定スルカ如キ或ハ労働者ノ需給調節上必要アリト認ムル時ハ官公營ノ直營事業ヲ臨機ニ施行シ得ル様法規ノ改正ヲ為スカ如キ更ニ進ンテハ失業保険制度ノ実施ヲ計ルカ如キ皆其ノ一例ナリ斯クシテ尚且職ヲ得サル者ニ対シテハ最後ノ救済ヲ講スヘキコト勿論ナリトス

日傭労働者ノ職業紹介ニ関シ実績ヲ挙クル具体的方策

一、官公營ノ事業ヲ適當ニ按配スルコト

官公營ニ於テ工事ヲ営ムニ当リテハ常ニ勞務ノ需給關係ニ留意シ事業ノ伸縮又ハ工事ノ直營等適當ナル按配ヲ試ミ以テ季節的失業ノ緩和ニ努ムルヲ要ス

二、勞務需給ノ状態視察機關ヲ設クルコト

都市ニ於ケル労働者ノ総數並ニ其ノ就職又ハ失業若ハ需給状況或ハ地方ヨリノ集中状況等ヲ常時視察シテ職業紹介ノ運用ニ資スル為メ地方職業紹介事務局内ニ本機關ヲ常設スルノ要アリ

三、一定シタル期間ニ於テ日傭労働者ニ対シ紹介所ニテ登録制度ヲ実施スルコト

地方ヨリ都市ニ集中スル一時的出稼労働者ノ數増加スルニ從ヒ都市常住ノ日傭労働者ノ失業率ヲ高ムルコト明カナリ依テ一定ノ期間ニ於テ當該都市在住ノ労働者ニ対シ紹介所ニテ登録ヲナシ置キ之ニ就職ノ便ヲ与フルモノトス

四、日傭労働者専門紹介所ヲ設クルコト

日傭労働者取扱ノ紹介所ハ普通ノ紹介所ト分離セシメ其ノ能率ヲ増進スルト共ニ位置ニ関シテハ労働者ノ集散ニ便ナル地ヲ選ムヲ要ス

五、日傭労働紹介所ニ於テハ人夫供給ノ組織ヲ設クルコト

職業紹介所ヲ通シテ人夫請負制度ノ欠点ヲ除去スル為メ労働者供給ニ関スル適當ナル組織ヲ紹介所内ニ設ケ勞銀立替及労働用具ノ貸付等ヲモナシムルヲ可トス

六、労働宿泊所ヲ紹介所内ニ附設スルコト

人夫供給組織及共同的救済制度ヲ実施スルニ当リテハ労働宿泊所ノ必要ナルノミナラス福利増進ノ見地ヨリモ此種ノ設備ヲナスヲ要ス

七、労働者ノ都市集中ヲ防止スルコト

地方並植民地ノ事業開發ニ努メ以テ根本的防止策ヲ講スルト共ニ停車場官公營其ノ他世人ノ往來繁キ場所ヲ利用シ都市集中ノ相互不利ナルコトヲ知ラシムルニ足ルヘキ宣傳方法ヲ行フノ要アリ

一、職業輔導機關技術学校等ヲ設クルコト

一般又ハ失業者ニ対シ短期ノ夜間若クハ昼間ノ指導機關ヲ設ケ機械電氣土木建築簿記製図速記タイプライター等実務的教育ヲ施シ職業轉換ノ便ヲ与フルヲ可トス

二、俸給生活者専門紹介所ヲ設クルコト

俸給生活者ノ職業紹介ニ関シテハ特殊ノ処遇ヲ要スルヲ以テ全国主要都市ニ専門ノ職業紹介所ヲ設クルノ要アリト認ム

〔四一五〕

大正十五年三月四日名古屋地方職業紹介委員会答申
大正十五年二月九日発二第六三号諮問

諮問

発二第六三号

名古屋地方職業紹介委員会

名古屋地方職業紹介事務局管内ニ於ケル職業紹介事業ノ普及
並之カ経営上施設改善ヲ要スル事項ニ付其ノ会ノ意見如何
右諮問ス

大正十五年二月九日

内務大臣 若槻礼次郎

答 申

発第四号

大正十五年三月四日

名古屋地方職業紹介委員会会長 山脇春樹

内務大臣 若槻礼次郎殿

大正十五年二月九日発二第六三号御諮問ニ係ル名古屋地方職業紹介
事務局管内ニ於ケル職業紹介事業ノ普及並之レカ経営上施設改善ヲ
要スル事項当会ノ意見別紙ノ通りニ有之
右及答申候也

答申書

管内公益職業紹介事業ハ漸次発達シ其ノ取扱数ニ於テ特ニ増加セル
モノアリト雖モ未タ会社、工場、商店、官公署等ノ求人ニ際シ職業
紹介所ノ利用充分ナラス家庭ニ於ケル使用人ノ雇傭ニ於テモ又同様
ノ遺憾アリ
是畢竟職業紹介所ノ普及遍ネカラサルト經費ト従業員ノ不足ナルト

並求人者求職者ノ身元調査ノ不確實ニシテ世人未タ職業紹介所ニ充
分ノ信用ヲ措カサルニ起因スト認ム仍テ諮問ノ事項ニ対シ左ノ二大
項目ニ分チ答申セムトス

第一、職業紹介事業ノ普及ニ関スル事項

第二、職業紹介事業ノ経営上施設改善ヲ要スル事項

第一、職業紹介事業ノ普及ニ関スル事項

一、職業紹介所ノ設置

(イ) 管内左記ノ場所ニ速カニ職業紹介所ヲ設置スルコト

一宮市、高岡市、伏木町、敦賀町

職業紹介所網ヲ完成スル為ニ必要ナル場所ニ職業紹介所ヲ設置
スルハ勿論ナルモ前記ノ個所ハ特ニ急設ヲ要スル市街地ナリ

(ロ) 分業化セル職業紹介所ノ設置

1. 管内重要都市ニ婦人専門職業紹介所ヲ設置

2. 名古屋市ニ少年職業紹介所ヲ設置スルコト

3. 管内適当ノ場所ニ季節的職業紹介所ヲ設置スルコト

出稼女工ニツキ調査研究ノ上必要ト認ムル場合之カ設置ヲ
為スヲ要ス

二、宣伝ニ関スル事項

(イ) 公益職業紹介所ヲ充分利用セシムル為官公署、学校、各種
団体、会社、銀行、工場、商店等ノ代表者（取扱主任者ヲモ
含ム）ヲ以テ懇談会ヲ開催スルコト

(ロ) 職業紹介所ノ内容ヲ印刷セル簡明ナル「パンフレット」等
ヲ各関係方面ニ配付スルコト

(ハ) 適切ナル宣伝用映画ヲ作成シテ巡回活動写真会又ハ宣伝講
演会ヲ開催スルコト

(二) 職業紹介所ノ機能ヲ国定教科書中ニ掲クルコト

第二、職業紹介事業ノ経営上施設改善ヲ要スル事項

一、経費ニ関スル事項
職業紹介所ノ経費ニ対シテハ国库補助ヲ増加スルハ勿論、県費ヨリ相当補助スルコト

二、設備ニ関スル事項

(イ) 管内主要都市職業紹介所ニハ適性検査機関ヲ設置スルコト
管内県下中心都市紹介所ニハ可成の適性検査機関ヲ備ヘ平常其ノ利用ヲ図ラシメントス

(ロ) 職業紹介所ノ場屋ハ採光通風色彩等ニ注意シ入所者ノ気分ヲ和クル様設備スルコト

三、職員ニ関スル事項

(イ) 職業紹介所長ハ専任トナスコト
管内ニ於ケル専任職業紹介所長ハ現今四名ニ過キス他ノ各所ハ兼任所長ニシテ職業紹介所ノ機能ヲ充分ニ發揮セシムル為ニハ専任所長トナスコト肝要ナリ

(ロ) 政府ハ職業紹介所職員ノ優遇及地位ノ安定向上ヲ計ル為メ必要ナル施設ヲ為スコト

(ハ) 職員養成機関ヲ中央職業紹介事務局内ニ設ケ常時職員ヲ養成スルコト

四、事務取扱ニ関スル事項

(イ) 職業紹介所ハ求職者ノ前歴及技倆ヲ明ニスル必要アルニ依リ政府ハ職工手帳ノ如キ制度ヲ設クルコト

(ロ) 職業紹介所ハ紹介ニ際シ希望ニ応シ雇傭条件其ノ他ニ付幹旋スルコト

求職者ノ紹介ニ際シ紹介状ノミニヨル紹介ニ止メス希望ニ応シ雇傭条件其ノ他ニ付キ幹旋スルノ要アリ

(ハ) 紹介後ノ就職調査ヲ励行シ且ツ就職後ノ保護ニ努ムルコト

(ニ) 職業紹介所ノ執務時間ヲ統制スルコト
執務時間ハ区々ニシテ甚タシキハ日曜祭日ニ執務スル職業紹介所アリ之ヲ統制スル必要アリ

(ホ) 職業紹介所ノ諸報告ハ頗ル繁雜ニシテ事業上ノ能率ニ及ホス影響大ナリ之ニ適當ナル整理ヲ加フルコト

五、其他特施ヲ要トスル事項

(イ) 職業紹介法施行規則第六条ニ依ル職業紹介委員ヲ設置スルコト

(ロ) 職業輔導所授産場等ヲ設ケテ職業轉換ノ便ヲ与フルコト

(ハ) 職業紹介所ニ於テハ副業(内職)紹介ノ施設ヲナスコト

〔四一六〕

大正十五年三月三十一日中央職業紹介委員会答申

大正十四年十一月二十六日社発二部第五二八号諮問

諮問

社発二部第五二八号

中央職業紹介委員会

知識階級ニ失業者多キ現下ノ情勢ニ鑑ミ職業紹介事業経営上改善又ハ施設ヲ要スヘキ事項ニ関スル其ノ会ノ意見如何
右諮問ス

大正十四年十一月二十六日

内務大臣 若槻礼次郎

答 申

大正十五年三月三十一日

中央職業紹介委員会会長 長岡隆一郎

内務大臣 若槻礼次郎殿

答 申

大正十四年十一月二十六日社発二部第五二八号ヲ以テ諮問相成候知識階級ニ失業者多キ現下ノ状勢ニ鑑ミ職業紹介事業経営上改善又ハ施設ヲ要スヘキ事項ニ関スル件慎重審議ヲ遂ケ別紙要綱ノ通り決議及答申候也

知識階級失業者職業紹介ニ関スル施設改善要綱

第一、知識階級ニ属スル失業者ノ為メ左ノ趣旨ニ依リ職業紹介事業

ノ改善ヲ行ヒ其ノ機能ヲ充分ニ發揮セシムルノ必要アリト認ム

一、将来適当ノ時期ニ於テ国立知識階級専門職業紹介所ヲ設クル

ヲ理想トスルモ差当リ主要都市ヲシテ知識階級専門職業紹介所

ヲ設置セシムルコト

二、知識階級専門職業紹介所ノ設置ニ就テハ特ニ左ノ事項ニ留意

スルコト

(イ) 専門職業紹介所相互ノ連絡ハ素ヨリ其ノ他ノ職業紹介所ト

ノ聯絡統一ヲ図リ全国的ニ需要供給ヲ調節スルノミナラス広

ク海外ニ於ケル職業紹介ニ努ムルコト

(ロ) 専門職業紹介所ハ予メ求職者ノ身許、性行、技能、経験等

ヲ調査シ其ノ求職票、履歴書其ノ他必要ナル書類ヲ求人者ニ

送付シ以テ求人ノ開拓ニ努メ適確ナル職業紹介ヲ期スルコト

(ハ) 専門職業紹介所ハ各種学校ト緊密ナル連絡ヲ図ルコト

(ニ) 知識階級ニ属スル失業者ニ適当ナル内職ヲ調査シ之カ周旋ヲ為スコト

三、知識階級専門職業紹介所ノ活動ヲ助成スル為メ職業紹介委員

ヲ設置セシムル外商業会議所及各種実業団体、学校、官公署、

其ノ他求人、求職関係者ヲ網羅セル委員会ヲ組織セシムルコト

四、知識階級ニ属スル失業者ノ職業転換ヲ容易ナラシムル為メ主

要都市ニ職業紹介所ト連絡シ再教育機関ヲ設置セシムルコト

五、新ニ就職セムトスル青少年ノ為メ適当ナル職業撰択指導ノ制

度ヲ設クルコト

六、官公署雇傭員ハ勿論其ノ他ノ職員ノ採用ニ就テハ努メテ職業

紹介所ヲ利用セシムルコト

第二、政府ハ失業者救済ノ為速ニ国営失業保険制度ヲ確立スルノ措

置ヲ講シ且現今ノ共済組合制度ヲ改善シ保護監督ノ方途ヲ講シ之

カ助長策ヲ図ルコト

第三、知識階級ニ失業者多キ現在ノ状態ハ現行ノ教育制度及ヒ方針

ニ基因スルモノ尠カラス之カ改善ヲ講究スルコトハ刻下ノ急務ナ

リト認ムルヲ以テ政府ハ高等教育制度ノ根本方針並職業教育ノ完

備ニ就テ慎重調査ヲ遂ケ適当ノ具体的改善方法ヲ講セラレタキコ

ト

(四一七) 昭和二年一月二十九日東京地方職業紹介委員会答申
大正十五年十一月一日発社第三三八号諮問

諮 問

発社第三三八号

東京地方職業紹介委員会

管内ニ於ケル少年職業紹介ニ関シ一層其ノ実績ヲ挙クルニ最モ適切有効ナル施設ニ関スル其ノ会ノ意見ヲ諮フ

大正十五年十一月一日

内務大臣 浜口雄幸

答 申

収委第二号

昭和二年一月二十九日

東京地方職業紹介委員会会長 平塚広義

内務大臣臨時代理 通信大臣 安達謙藏殿

大正十五年十一月一日発社第三三八号ヲ以テ御諮問相成リタル東京地方職業紹介事務局管内ノ少年職業紹介事業ニ関シ適切有効ナリト認メラルル左記施設ヲ当会ノ意見トシテ及答申候

一、法令ニ関スル事項

(イ) 大正十四年七月社会局第二部長及文部省普通字務局長ヨリ発セラレタル少年職業紹介ニ関スル依命通牒ノ趣旨ヲ職業紹介並教育関係法規中ニ挿入スルコト

(ロ) 少年商業従事員、戸内使用人並徒弟等ニ対シテモ適當ナル保護法令ヲ制定スルコト

二、組織ニ関スル事項

(イ) 少年職業紹介並職業指導ヲ行フ為メニ少年職業紹介所ヲ設クルノ要アルモ已ムヲ得サル場合ハ職業紹介所ニ少年部ヲ特設スルコト

(ロ) 少年職業紹介所又ハ少年部ニハ職業紹介指導並就職後ノ保護監督ヲ行フ為メ特ニ指導員ヲ置クコト

(ハ) 中央並地方職業紹介事務局ニハ職業指導ヲ行フ為メ専門技術官ヲ置クコト

(ニ) 中央並地方職業紹介事務局ニハ少年職業紹介ニ関シ事業ノ連絡並調査ヲ行フ為メ専任係官ヲ置クコト

(ホ) 中央ニ於テハ職業指導ノ任ニ当ルヘキモノヲ養成スル為メ之ヲ機関ヲ置クルコト

(ヘ) 雇主側ニ於テハ少年労働者ヲ採用スルニ当リ之ニ対シテ理解ト同情アル採用方法ヲ執リ少年職業紹介所又ハ少年部ト連絡ヲ図ルコト

三、職業教育ニ関スル事項

(イ) 中央ニ於テハ各種産業ノ分業組織生産工程並職業図譜ニ関スル調査ヲ為スノ外少年職業紹介事業ニ関係アル資料ヲ蒐集編纂シテ参考ニ供スルコト

(ロ) 大都市ニハ可成産業博物館ノ実現ヲ期シ少年職業紹介ニ関スル知識ノ普及ニ努ムルコト

(ハ) 国定教科書中ニ職業指導ニ関スル課題ヲ挿入シ少年職業紹介事業ノ趣旨並機能ヲ理解セシムルコト

(ニ) 就職希望児童ニ対シテハ職業ニ関スル知識ヲ授与シ事前ヨリ就職ノ準備ヲナスコト

〔四一八〕

昭和二年三月二十四日中央職業紹介委員会答申
大正十五年十二月十八日発社第三三八号諮問

諮 問

発社第三三八号

中央職業紹介委員会

少年職業紹介ニ関シ一層其ノ実績ヲ挙クルニ最モ適切有効ナル施設ニ関スル其ノ会ノ意見ヲ諮フ

大正十五年十二月十八日

内務大臣臨時代理通信大臣 安達謙蔵

答 申

昭和二年三月二十四日

中央職業紹介委員会会長 長岡隆一郎

内務大臣 浜口雄幸殿

答 申

大正十五年十二月十八日発社第三六八号ヲ以テ諮問相成候少年職業紹介ニ関シ一層其ノ実績ヲ挙クルニ最モ適切有効ナル施設ニ関スル件慎重審議ノ上別紙ノ通決議及答申候也

少年職業紹介事業改善施設要綱

少年職業紹介ノ事業ハ成年者職業紹介ノ事業トハ根本ニ於テ其ノ任務トスル所ヲ異ニスルモノニシテ此ニ在リテハ就職機会ノ普遍的確保ヲ以テ趣意トスルニ反シ彼ニ在リテハ寧ロ教育トノ関係ヲ考慮シ各人ノ性能ニ適スル永続的職業ヲ与フルヲ以テ任トスヘキモノトス此ノ根本方針ニシテ明確ニ認識樹立セラレサルトキハ却テ少年求職者ノ前途ヲ誤リ又労働者全般ノ不幸ヲ醸シ将来失業者数ヲ増加セシムルノ処ナキニアラス

右方針ヲ貫徹スル為メ特ニ左ノ四点ニ留意スルヲ要ス

(一) 少年職業紹介事業ハ義務教育期間延長ノ方針ト背馳スルヲ許サス故ニ尋常小学校卒業業者カ更ニ進ンテ高級ノ教育ヲ受クルコトナク求職者トナルコトハ決シテ之ヲ歓迎ス可キニアラス高等小学校卒

業者ニ在リテモ出来得ヘクンハ補習教育又ハ各種ノ職業教育機関ニ向フコトヲ奨励ス可キモノトス

(二) 家計状態真ニ之ヲ許サルカ為ニ進ンテ教育ヲ受クルコト能ハスシテ職業ヲ求ムル少年ニ就テハ出来得ル限り公設少年職業紹介機関ヲ利用セシムルコトニ努ムルヲ要ス

(三) 少年職業紹介機関ノ任務ハ単ニ紹介ノ一事ニ止マラス進ンテ就職前後ニ於ケル各般ノ指導及誘掖ニ努メ求職者ヲシテ永続的職業ノ準備ヲ充実セシムルニ存スルコトヲ明カニスルヲ要ス

(四) 少年職業紹介機関ハ小学校其ノ他教育機関ト相互連絡ヲ保チ提携協力シ以テ職業紹介並指導ニ努ムルコトヲ要ス

現在ノ少年職業紹介事業ハ以上ノ根本的見地ニ鑑ミテ改善ヲ加フ可キ余地少カラス其ノ大要ヲ挙クルコト左ノ如シ

一、少年職業紹介並職業指導ヲ行フ為市町村ヲシテ少年職業紹介所ヲ特設シ又ハ職業紹介所内ニ少年部ヲ設置セシメ且其ノ事業ノ経営ニ関シ少年職業委員ヲ置カシムルコト

二、少年職業委員ハ小学校教員、職業紹介所職員、医師並ニ少年ノ雇傭ニ利害関係ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ依嘱シ少年職業紹介及指導保護ニ関スル重要事項ニ付市町村長ノ諮問ニ応シ且其ノ事務ヲ補助セシムルコト

三、少年職業紹介所又ハ職業紹介所少年部ニ於テハ大要左ノ施設ヲ為スコト

(イ) 少年職業紹介事務ニ従事スル専任職員ヲ置クコト

(ロ) 適性検査ニ関スル設備ヲ為シ成ルヘク医学的検査及心理学的

検査ニ関スル知識技能ヲ有スル専門職員ヲ配置スルコト

(ハ) 各種職業ニ関スル調査ヲ行ヒ職業撰択ニ資スルコト

(ニ) 労働市場ニ於ケル少年労働者需給ノ状況ヲ調査スルコト
四、職業紹介所ハ少年ノ雇傭ニ就キ少ナクモ左ノ各号ヲ調査スルコト

(イ) 事業経営ノ状態

(ロ) 就業場設備ノ良否

(ハ) 業務上危険ノ有無

(ニ) 職業ニ対スル将来ノ進路

(ホ) 労働条件ノ適否及雇傭条件履行ノ確否

五、職業紹介所ニ於テ求職少年ヲ紹介シ就職決定シタルトキハ各職業ニ就キ適当ナル方法ヲ以テ就職後ニ於ケル心得ヲ指示シ又ハ予備知識ヲ得シムル為適切ナル施設ヲ講シ指導ニ努ムルコト

六、職業紹介所ハ其ノ紹介ニ依リ就職シタル少年ニ対シテハ就職後少クモ十八才ニ達スルマテ随時左ノ調査ヲ行ヒ指導保護スルコト

(イ) 現在ニ於ケル業務ノ適否

(ロ) 雇傭条件履行ノ状況

(ハ) 就職後業務練達ノ程度

(ニ) 就職後精神及身体上ニ及ホセル影響

(ホ) 職業ニ対スル感想

(ヘ) 其ノ他必要ト認ムル事項

七、少年職業紹介並指導ノ実績ヲ挙クルニ遺憾ナカラシムル為左ノ施設ヲ為スコト

(イ) 尋常小学校ノ最終学年ニ在リテハ適當ナル職業指導ヲ行ヒ高等小学校ニ在リテハ特ニ職業教科ノ実績ヲ挙クルコトニ努メ且教員中ヨリ職業指導ニ関スル担任者ヲ定メ之ヲシテ職業紹介機関トノ連絡ノ任ニ当ラシムルコト

(ロ) 職業紹介所職員及小学校教員ニ対シ一層職業紹介並指導上必要ナル知識ノ涵養ヲ図リ其ノ実績ヲ挙ケシムル為適當ナル施設ヲ講スルコト

八、中央及地方職業紹介事務局ニ少年職業紹介ニ関スル専任職員ヲ置キ職業紹介所ヲ指導監督スルコト

九、政府ハ雇傭者ヲシテ雇傭少年ニ対シ教育其ノ他一般的修養ノ機会ヲ与ヘ職業の知識並技能ヲ修得セシメ且身体ノ健全ナル発達ヲ計ルコトニ留意セシムルノ方途ヲ講シ必要ナル制度法令(例ヘハ少年労働者保護法、徒弟教育ニ関スル法令、補習教育ニ関スル制度等)ノ改善完備ヲ計ルト共ニ少年職業監督官ヲ置キ右趣旨ノ徹底の實行ヲ計ルコト

十、政府ハ職業適性研究ニ関スル機関ヲ特設シ各職業ノ科学的調査研究並専門職員ノ養成等ヲ行ヒ且地方公共団体又ハ私人ニ於テ之カ施設ヲ為シタルトキハ其ノ經費ニ対シ相当助成ノ途ヲ講スルコト

昭和二年六月十八日

〔四一九〕 第三回社会事業調査会ニ於テ決議

失業保護施設ニ関スル体系ニ関スル社会事業調査会ノ決議

失業ノ防止及救済ノ徹底ヲ期セムトセハ産業ノ健全ナル発達、教育制度及方針ノ改善、失業保険又ハ失業救済基金制度ノ樹立等根本的施設ヲ要スヘキモノ尠ナカラス而シテ之カ根本対策ノ確立ニ付テハ特別ナル調査機関ニ依ル審議ニ俟ツヲ可ナリト認ムルモ社会事業ノ

見地ヨリスレハ左記要綱ニ依リ失業保護施設ニ関スル体系ヲ確立スルヲ要ス

第一 職業紹介

職業紹介ニ関シテハ既ニ大正十年以来職業紹介法其ノ他ノ関係法規制定セラレ其ノ体系ノ確立ヲ見タリ而シテ其ノ機能ヲ一層發揮セシムルニ必要ナル将来ノ改善方策ニ関シテハ職業紹介委員会答申ノ趣旨ヲ参酌シ適當ノ措置ヲ講スルコト

第二 失業救済事業

季節的又ハ異常失業ニ際シ官公營事業ノ起興、繰延又ハ繰上ヲ為シ以テ労働需要ノ調節ヲ図ルヘク而シテ其ノ事業ニ関シテハ国庫補助、低利資金ノ融通等之カ助成ノ方法ヲ講スルコト

第三 職業輔導及授産

一、職業輔導及授産施設ハ原則トシテ地方公共団体、公益法人ヲシテ之ヲ行ハシメ国ハ其ノ施設ニ対シ低利資金ヲ融通シ、或ハ国庫補助ヲ為ス等之カ助成ノ方法ヲ講スルコト

二、生業資金、労働用具、設備等ノ生産資料ノ融通又ハ貸与ハ原則トシテ地方公共団体ヲシテ之ヲ行ハシメ国ハ低利資金ノ融通国庫補助等之カ助成ノ方法ヲ講スルコト

三、戦争、業務又ハ災害等ニ依ル不具廢疾者ニ対シテハ原則トシテ国ニ於テ之カ職業再教育ニ関スル適當ナル施設ヲ為スコト

四、私人又ハ団体ノ經營スル前二項ノ事業ニ対シテハ必要ニ応シ国又ハ地方公共団体ニ於テ相当之カ助成ノ方法ヲ講スルコト

第四 職業撰択及指導

新ニ就職セムトスル青少年ノ職業撰択ヲ謬ラサラシムルコトハ失業防止ノ上ヨリスルモ肝要ナルヲ以テ之カ施設ニ関シ特ニ左ノ事

項ニ留意スルコト

一、職業ノ撰択及指導ニ関スル施設ハ原則トシテ市町村ヲシテ之ヲ行ハシメ国ハ職業紹介所ノ例ニ倣ヒ其ノ施設ニ対シ相当之カ助成ノ方法ヲ講スルコト

二、私人又ハ団体ノ經營スル前号ノ施設ニ対シテハ必要ニ応シ国又ハ地方公共団体ニ於テ相当之カ助成ノ方法ヲ講スルコト

第五、失業共済

失業保険制度ノ確立ニ付テハ労働保険調査会等ニ於テ相当講究スヘキモノナルモ差当リ現今ノ共済組合ヲ改善シ失業救済ノ方途ヲ講スルト共ニ特ニ主要都市関係地方公共団体ヲシテ日傭労働者ニ対シテ適當ナル失業共済施設ヲ講セシメ国ハ之カ監督並ニ助成ノ方法ヲ講スルコト

附帶事項

一、移植民ノ保護奨励

移植民ノ保護奨励モ亦失業緩和上有効ナル一方策タルヲ失ハス因テ之カ実施上特ニ左ノ事項ニ留意スルコト

(一) 移植民思想ノ普及並ニ内外移住地事情ノ紹介ニ関シ海外博物館其ノ他適當ナル施設ヲ為シ国営ヲ原則トスルコト、地方公共団体、公益法人其ノ他適當ナル団体ノ經營スル前記ノ施設ニ対シ国ハ相当之カ助成ノ方法ヲ講スルコト

(二) 内外移住事業ノ紹介ニ関シ濫ニ虚偽若ハ誇大ノ宣伝ヲ為ス者ノ取締ニ付キ適當ナル方法ヲ講スルコト

(三) 国ハ良質移植民ノ養成ニ関シ移植民学校其ノ他適當ナル施設ヲ為スト共ニ地方公共団体、公益法人其ノ他適當ナル団体ノ經

營スル前記ノ施設ニ対シ相当之カ助成ノ方法ヲ講スルコト

(四) 公益職業紹介所ト移植民ニ関スル諸般ノ施設トノ間ニ於ケル相互ノ密接ナル連絡ヲ図ルコト

(五) 海外移植民ノ出発前並ニ輸送中ニ於ケル保護、教養、衛生、保健等ニ関シ国ハ移民收容所、移民監督其ノ他適當ナル施設ヲ為スコト

(六) 内外移住地ニ於ケル衛生、教育、金融等ニ付キ地方公共団体、公益法人其ノ他適當ナル団体ノ經營スル施設ニ対シ低利資金ノ融通国库補助等ニ之カ助成ノ方法ヲ講スルコト

(七) 移民保護ニ関スル国際諸會議ノ決議其ノ他時運ノ進展ニ適應スル為メ現行法規ノ改正整備ヲ図ルコト

附帯決議

失業ノ防止及救済ノ徹底ヲ期スルニハ幾多ノ方法アルヘキモ就中現行教育制度及方針ニ関シ根本的改善ヲ計ルヲ以テ刻下ノ急務ナリト認ム依テ政府ハ速ニ此レカ適當ナル具体的方策ヲ樹立セラレンコトヲ望ム

昭和二年十二月十五日

〔四一〇〕 人口食糧問題調査会第二回總會ニ於テ決定

労働ノ需給調節ニ関スル方策ニ関スル人口食糧問題

調査会ノ答申

我国ノ現状ニ鑑ミ、人口問題対策中労働ノ需給調節ニ関スル方策ニ付、急速実施ヲ要スト認ムルモノ左ノ通答申ス

労働ノ需給調節ニ関スル方策

労働需給ノ調節ハ人口問題解決ノ根本方策ニ非スト雖モ、人口ノ過剩ハ失業ノ発生ヲ招クノ事実ニ鑑ミ其ノ防止救済ニ努ムルハ当面ノ一対策タルヲ失ハサルノミナラス、現代産業組織ノ欠陥ヲ補正スルニ与ツテ緊要ナリト認ム其ノ方策ノ大要左ノ如シ

一、職業紹介機関ノ急速ナル普及充実に依リ、国营主義ノ實現ヲ期スルト共ニ職業紹介法施行ノ地域ヲ拡張スルコト

二、国家及地方公共団体ニ公共失業基金ヲ設置シ、失業防止及救済事業ニ必要ナル経費又ハ補助ニ充当スルコト

三、官公營建築土木其ノ他ノ事業記興及按排ニ依リ、失業殊ニ季節的失業ノ緩和救済ヲ期スルコト

失業ノ救済ヲ目的トスル公營事業ニ対シ、国家ハ必要ニ応シ国库ノ補助低利資金ノ融通其ノ他助成ノ方途ヲ講スルコト

四、失業共済施設ノ普及発達ヲ期シ、之カ適當ナル監督及助成ノ方途ヲ講スルト共ニ一般共済施設ニ関スル法制ヲ定ムルコト

五、解雇手当支給ノ慣行並ニ失業予備積立金ノ設定ヲ奨励シ、之カ普及ニ努ムルト共ニ適當ナル監督及助成ノ方途ヲ講スルコト

六、労働能率ノ増進及失業ノ防止ヲ主ナル目的トスル委員会ヲ企業内ニ設置スルコトヲ奨励シ、解雇ニ伴フ労働争議ノ発生ヲ予防スルニ努ムルコト

七、都市及農村ニ於ケル手工芸的副業ノ斡旋及指導ニ関シ、適切ナル施設ヲ行フコト

八、卒業期ノ小学児童ニ対スル職業指導並ニ失業者ニ対スル職業輔導ニ必要ナル施設ヲ行フコト

九、智的労働者ニ対スル応急的失業緩和ノ方途ヲ講スルト共ニ現行高等教育制度及方針ノ刷新ヲ期スルコト

十、失業問題調査会又ハ失業対策委員会ヲ常置シ、失業ノ防止及救済ニ関スル方策ノ確立ニ遺憾ナカシムルコト
注、諮詢第一号「人口問題ニ関スル対策殊ニ我国ノ現状ニ鑑ミ急速実施ヲ要スト認ムル方策如何」ニ関スル答申

昭和二年十二月二十二日名古屋地方職業紹介委員会答
〔四一〕 申

昭和二年十一月二十一日発社第一四六号諮問

諮問

発社第一四六号

名古屋地方職業紹介委員会

名古屋地方職業紹介事務局管内ニ於ケル女工其ノ他婦人ノ職業紹介ニ関シ其ノ実績ヲ挙クルニ最モ有効適切ナル具体的施設ニ関スル其ノ会ノ意見ヲ諮フ

昭和二年十一月二十一日

内務大臣 鈴木喜三郎

答申

発第五号

昭和二年十二月二十二日

名古屋地方職業紹介委員会会長 小幡豊治

内務大臣 鈴木喜三郎殿

昭和二年十一月二十一日発社第一四六号御諮問ニ係ル名古屋地方職業紹介事務局管内ニ於ケル女工其ノ他婦人ノ職業紹介ニ関シ其ノ実績ヲ挙クルニ最モ有効適切ナル具体的施設ニ関スル当会ノ意見別紙

ノ通りニ有之右及答申候也

輓近産業ノ革命生活ノ窮迫等種々ノ社会事情ハ婦女子ヲ驅ツテ経済活動ニ関与セシムルコト漸ク多カラシムルニ至リタリト雖モ本来婦人ハ家庭ニ於テ子女教養ノ任ニ当ルヘキ天与ノ重責ヲ負フモノナリ然ルニ婦人職業ノ多クハ家庭ノ人タルニ不適当ナル性格ニ陥ラシメツツアリトノ声ヲ聞クハ母性保護ノ国策ニ顧ミ大ナル憂患ト言ハサルヘカラス、翻ツテ管下現在ノ職業婦人就職ノ動機ヲ考察スルモ終生ヲ職業ニ捧ケントスルモノハ甚タ稀ニシテ多クハ皆他日家庭ノ人タラントスルノ希望ヲ有スルモノナリ、即チ之ヲ職業ニ就カシメントスルニ当リテハ単ニ経済的条件ノミヲ以テ足レリトセス深ク道德的遠境ヲモ精査シテ雇傭条件ノ対照タラシメサル可カラス、更ニ管内ノ現状ハ職業ヲ希望スル婦人ノ多クカ公益職業紹介所ヲ利用スルコト少キモノアリ、之レ紹介所ノ趣旨周知セラレス機関ノ活動徹底ヲ欠クニ起因スルモノアリト認メラルヲ以テ、之等ニ対シ充分考慮ヲ払フノ要アリト認ム、其ノ他ニ於テハ量的及質的ニ女工ト他ノ一般職業婦人トハ同一ニ論スルコト困難ナルモノアルヲ以テ、各々項ヲ分チテ意見ヲ述ヘントス

女工紹介ニ関スル件

現今女工ノ充足ニ用ヒラレツツアルハ主トシテ労働者募集人ニヨルノ方法ナリ、即チ公益職業紹介所ニ於テ紹介ノ実績ヲ挙ケント欲セハ之ニ匹敵スヘキ機関ノ普及及整備ニ俟タサルヘカラス之カ為ニハ現行制度ニ相当変更ヲ加フルノ必要ヲ認ムル所ニシテ、産業ヲ本位トシ稍モスレハ女工ノ利益ヲ顧ミルニ薄カラントスル使用者及不知ニシテ善良ナル女工志望者並其ノ父兄ノ多クヲ有スル現状ハ其ノ自覚ヲ促スノ必要切ナルモノアルヲ感セシムル所ナリ。更ニ婦徳ノ保

一、制度ニ関スル事項

(イ) 職業紹介所ヲ普及セシムルコト

管内ニ於ケル女工ノ供給ハ多ク比較的經濟豊カナラサル農漁村ニ依リテ満タサレツツアリ然ルニ現在ノ職業紹介所ノ設置少キハ一県一市ニシテ多キモ六箇市町村ニ過キス、從ツテ地方農漁村ノ子女カ女工出稼ヲ為サムトスルニ当リ之ヲ利用セムト欲スルモ到定不可能ノ状態ニアリ、依ツテ少クトモ郡ノ範圍ヲ單位トシテ其ノ中心交通便利ノ箇所ニ紹介所ヲ設置セシムルノ要アリト認ム

(口) 紹介所ノ補助機関ヲ設置スルコト

(イ)ニ於ケルカ如ク職業紹介所ノ普及ヲ見タル場合ト雖モ、募集の積極活動ヲナスニ当リテハ其ノ範圍内ノ事情ニ通セサルヘカラス、且又容易ニ出稼希望ノ受理ヲ行フ等ノ必要上各市町村適當ノ場所ニ紹介所ヲ補助スヘキ委員（世話役トスルカ妥当ナラシカ其ノ地ニ於ケル適當ノ人物ヲ選定ス）ヲ配置シ所屬紹介所長ノ指揮ヲ受ケテ活動セシムルノ要アリ、委員ハ其ノ人選ヲ注意シテ適材ヲ得ルコトニ努ムルハ勿論、命免ヲ慎重ニシ服務規律ヲ制定スル等、設置ノ趣旨ニ悖ラサラシムルコトヲ期シ、尚其ノ用務ノ繁閑等ニ從ヒ必ス応分ノ手當ヲ支給スルコトヲ要ス

(ハ) 經費ノ潤沢ヲ図ルト共ニ其ノ負担ヲ公平ナラシムルコト

女工ヲ引卒シテ就業地ニ至ルノ必要、工場ト家庭トノ連絡ヲ計ルノ必要等ノ為、不尠旅費其ノ他ノ經費ヲ要スヘキモ現在ノ如

ク經費ノ一少部分ヲ國費ヲ以テ補助シ、其ノ大部分ハ紹介所ヲ經營スル市町村カ負擔セサルヘカラサルカ如キハ甚タ公平ヲ欠ク所ニシテ、活動ヲ阻害スル根本的大原因ヲナスモノト云フヘシ而モ之ヲ補ハンカ為臬費補助若クハ他町村ヨリノ寄附ヲ見ル等ノ場合ハ、之ニ相当スル支出額ニ對シテハ國庫補助金ヲ交付セラレサルカ如キハ負擔ヲ公平ナラシメントスルニ一大障害ヲ為スモノト認ムルニヨリ、如此ハ速ニ改ムルト共ニ更ニ進シテ經營市町村以外ノ市町村ニモ經費ヲ分担セシメ得ヘキ便法ヲ設クルノ必要アリト認ム

(二) 職業紹介所ノ経営主体ニ関シ変改ヲ加フルコト

上述自乙至(六)事項ノ実施ヲ容易ナラシメンカ爲ニハ府県営職業紹介所ノ設置ヲ認ムルコトトスルモ一方法ナルヘシト雖モ最モ理想ニ近キ手段トシテ職業紹介所ノ国営ヲ実現セシムルコトヲ緊要ナリト認ム

(ホ) 女工保護組合トノ連絡ニ関スルコト

以上自(一)至(三)各項何レセ實現困難ナリトセハ、一定法制ノ下ニ各地ニ女工保護組合ヲ設置セシメ之ト職業紹介所トノ連絡ヲ図ルコトトセハ或程度ノ実績ハ挙クルコトヲ得ヘシ然レトモ現行制度ノ如ク一面ニ於テ經營主体ノ一市町村タルコトニ原則ヲ置キ、他面全國の普遍的ノ活動ヲ職業紹介所ニ期待スルカ如キハ仮令國家ノ委任事務ナリト雖モ當ヲ得タリト認ムルコトヲ得ス、況ンヤ其ノ經費ノ大部分ヲ經營市町村ヲシテ負担セシムルカ如キハ速カニ適當ノ措置ヲ講スヘキ重要事項ナリト認ム

(ハ) 前借ヲ禁止スルコト

女工応募ニ当リ工賃ヲ前借スルノ旧慣アリ、漸次減少ノ傾向ニ

アリト雖モ之ニ依ツテ生スル弊害鮮少ナラス速ニ禁止セシムル
ノ必要アリト認ム

(ト) 募集人ニ依ル募集ヲ禁スルコト

女工ニ対スル労働者募集人ノ制ハ今尚各所ニ批難ノ声ヲ聞ク、
之レ畢竟営利ノ対照トシテ女工志望者ニ臨ム所ヨリ生スルモノ
ナルヲ以テ、之カ取締ヲ一層嚴重ニスルト共ニ職業紹介機関ノ
普及発達ニ伴ヒ漸次之カ禁止ノ方策ニ出ル必要アリト認ム

二、使用者及女工志望者等ノ自覚促進ニ関スル事項

(イ) 女工志望者並ニ其ノ父兄ノ自覚ヲ促スコト

女工志望者並ニ其ノ父兄ハ工場撰択ノ知識ニ乏シク又目前ノ利益
ニ眩惑シテ将来ヲ顧フノ念ニ欠クルモノアリ、或ハ繁ヲ厭フテ
輕々ニ事ヲ処スル等ノ結果、正確ナル判断ノ下ニ就職シ得サル
カノ傾向アリ、之レ其ノ自覚ヲ促スノ必要ヲ認ムル所以ナリト
ス、其ノ方法一ニシテ足ラサルヘシト雖モ左ニ掲クルカ如キハ
相当効果ヲ収ムヘシト認ム

1. 小学校ニ於テ少年職業指導ノ各機会ニ於テ適當ノ手段ヲ採
ラシムルコト

2. 紹介機関ノ活動ニ依ル各戸訪問

3. 活動写真ノ利用

4. 父兄会又ハ婦郷女工会ノ開催

(ロ) 工場福利施設ノ完備ヲ図ルコト

近時工場ニ於ケル各種福利施設ハ漸次完備シツアルカ如キモ
女工ニ悪性ナル伝染性疾患ニ侵サルモノ、或ハ輕佻浮華ノ風
ニ浸潤スルモノナキニアラス、之レ現行多数ノ出稼女工ヲ出セ
ル地方農漁村ニ於テ一大憂患トスル所ナリ、産業ノ振興ハ勿論

冀フ所ナリト雖モ他面第二ノ国民ヲ産出スヘキ母性ノ体軀徳性

ノ崩壊ヲ見ルハ大イニ警戒ヲ要スル所ニシテ、施設全カラサル
工場ニ対シテハ職業紹介機関ト雖モ進ンテ女工ノ供給ヲ行フコ
トヲ躊躇セラルヘカラサル場合モ生スルニ至ルヘシ、政府ハ工
場ノ監督ヲ嚴重ニ行フト同時ニ更ニ左記事項ニ付キ徹底セル強
制の規定ヲ設クルノ要アリト認ム

1. 工場ニ於ケル補習教育(特ニ徳育ニ重キヲ置クコト)

2. 衛生施設ノ完備

三、紹介ニ関スル事項

(イ) 工場ノ内容ヲ精査スルコト

職業紹介ニ於テハ工場ノ内容ヲ精査シ女工紹介ニ当リ彼此比較
判断スルノ資ニ供シ詳細ナル説明ヲ与ヘテ父兄及女工志望者ヲ
信頼セシムルノ必要アリト認ム

(ロ) 旅費割引及立替方法ヲ講スルコト

地方農漁村ノ女子カ出稼ヲ為サムトスル場合其ノ旅費ニ窮スル
モノアルハ従来前借其ノ他ノ弊風ヲ生シタルサヘアルニ徴シ明
カナリ、之カ為一般就職者ノ旅行ト同様汽車汽船賃割引ヲ行フ
ハ勿論職業紹介ニ一定ノ資金ヲ備ヘ置キ機ニ応シ立替ノ方法ヲ
講スルノ要アリト認ム

(ハ) 小学校卒業期ニアル女工志望者ノ取扱ニ就テハ小学校ト密接
ナル連絡ヲトルコト

小学校ニ於テ卒業期ニ於ケル女工志望少女ニ就テハ其ノ個性ノ
觀察ニヨリ適所ノ選択ヲ得サシムルコトモトヨリ閑却スヘキニ
アラサレ共、特ニ道德的指導ニ力ヲ注カシメ職業紹介所ハ之ト
連携シテ完全ナル紹介ヲ行フノ要アリト認ム

(二) 地方庁トノ連携ヲ緊密ニスルコト

婦女ノ離村ハ農村問題ト関連シテ重要ナルモノアリ、且女工志望者及其ノ父兄ノ自覚ヲ促シ之ヲ善導スルカ如キハ到定職業紹介機関ノ克クナシ得難キ所ナルヲ以テ、地方庁ニ於テ相当社会的施設ヲ講シ紹介機関ノ活動ヲ助長スルノ必要アリ、其ノ他職業紹介機関ハ募集人ノ取締、工場事情ノ調査ノタメ、社会課保安課並工場課ト常ニ情報ノ交換ヲ行フ等連携ヲ緊密ナラシムル要アリト認ム

(ホ) 事業主トノ連絡ヲ緊密ニスルコト

職業紹介機関ニヨリテ女工ノ紹介ヲ行ハントスルニ当リテハ事業主トノ連絡周密ナラサルヘカラス、左記事項ニ就テハ予メ充分協議ヲ遂ケ置クノ必要アリト認ム

1. 工場ニ於テ女工ヲ雇入レントスル場合ナルヘク職業紹介所ヲ利用スルコト

2. 職業紹介所ヨリノ紹介ニ依ル志望者ハ他ノ志望者ニ対シ優先的取扱ヲ受クルコト

3. 紹介上必要ナル場合ハ社員ノ派遣ヲ受クルコト

4. 其ノ他紹介上必要ト認ムル事項

四、保護ニ関スル事項

就職後ノ方策ヲ講スルコト

出稼女工ハ多ク年少者ニシテ望郷ノ念ニ駆ラルルモノ甚タ多シ、之カ就業ノ状況ヲ視察シテ適當ナル保護ヲ加ヘ機関雜誌ヲ発行スル等ノコトニ依リ家庭トノ連絡ヲ図ツテ慰安ノ道ヲ講スルハ勤続ノ風ヲ助長シテ勞務需給調節ノ本旨ニカナフ所以ナリ他面職業紹介所ヲ信頼セシムルノ方策トシテ緊要ナルヲ認ム

婦人職業紹介ニ関スル件

管内ニ於ケル婦人職業紹介ノ状況ハ求人ニ比シ求職者著シク少数ニシテ男子ノ状況ト相反セル現象ヲ呈ス、此ノ趨勢ヲ職業別ニ觀察スルニ、戸内使用人タル奴婢、乳母、子守並飲食店雇人ニ於テ最モ著シキモノアレトモ小店員事務員等ニ至ツテハ甚シキ求職者ノ超過ヲ示ス、更ニ公益営利ノ兩紹介機関ノ成績ハ営利職業紹介業者ノ取扱数大イニ見ルヘキモノアルニ反シ公益職業紹介所ニ於テハ甚タ不振ノ状態ニシテ戸内使用人ノ取扱ニ於テ特ニ然リトナス、之レ一面ニ於テ近時婦人ノ思想カ自由ヲ追フノ風潮ニ向ヒツツアルト他面旧慣ニヨリ営利業者ヲ利用スルモノアルトニ因由スヘシト雖モ更ニ深ク之カ原因ヲ探究シテ紹介実務ノ改善ヲ図ルハ緊要ナル所ニシテ左ニ掲クル事項ノ実施ト相俟ツテ効果アルヘシト認ム

其ノ他職業紹介事業上ニ於ケル一般的要件即チ職業紹介所ノ職員及経費ノ充實並ニ設備ノ整頓等ヲ要スルモノアルハ論ヲ俟タサル所ナリトス

一、職業紹介所ニ於テハ特ニ左ノ事項ニ留意シ取扱ノ徹底ヲ期スルコト

(イ) 求職超過ニ対シテハ一層求人開拓ニ努ムルト同時ニ求人超過ニ対シテハ臨機求職者開拓ヲ行フコト

(ロ) 戸内使用人ノ紹介ニ於テハ特ニ都市ト地方トノ連絡ヲ緊密ニスルコト

(ハ) 各種女学校並職業婦人養成機関ト緊密ナル連絡ヲ図ルコト

(ニ) 取扱者ハ努メテ懇切ヲ旨トシ場合ニ依リテハ身上ノ相談ニ応スル等官僚的態度ヲ慎ムコト

(ホ) 求人者及求職者ノ身元調査ヲ励行シ安シテ紹介所ヲ利用ス

ル風ヲ馴致スルコト

(ヘ) 職業輔導ノ設備ヲナシ内職紹介ヲ行フコト

(ト) 成ル可ク授産場ヲ併置シ速ニ就職シ難キ婦人等ヲ收容スルコト

(チ) 派出婦ノ取扱ヲナスコト

二、主要ノ市街地ニハ婦人専門職業紹介所ヲ設置スルコト

主要ノ地ニハ専門職業紹介所ヲ設置シ專屬ノ職員ヲシテ取扱ノ徹底ヲ期セシムル必要アリト認ム

三、職業紹介所ノ補助期間ヲ設置スルコト

求職者ノ開拓ヲナサムトスルニ当リ或ハ宣伝ヲ徹底セシメムトスルニ際シ利用スルタメ、女工紹介ニ関スル項ニ於テ述ヘタル同様ノ趣旨ニ於ケル委員ヲ設置スルノ必要アリト認ム

四、官公署ニ於テ婦人事務員等ノ採用ヲ為サムトスル場合ハ努メテ職業紹介所ヲ利用セシムルコト

五、営利職業紹介所ヲ禁止スルコト

第一回国際労働総会ニ於ケル失業ニ関スル勧告ニ基キ営利職業紹介所ヲ禁止スルコトハ婦人職業紹介ニ関シ公益職業紹介所ノ活動ヲ促進スル上ニ於テ効果アリト認ム

六、主要都市ニ於テハ停車場構内ニ案内所ヲ設ケ不案内ナル婦人ノ指導ニ当ラシムルコト

〔四一三〕

昭和三年一月二十三日大阪地方職業紹介委員会答申

昭和二年十一月二十一日発社第一四六号諮問

諮問

発社第一四六号

大阪地方職業紹介委員会

大阪地方職業紹介事務局管内ニ於ケル女工其ノ他婦人ノ職業紹介ニ関シ其ノ実績ヲ挙クルニ最モ有効適切ナル具体的施設ニ関スル其ノ会ノ意見ヲ諮フ

昭和二年十一月二十一日

内務大臣 鈴木喜三郎

答 申

二収委第一号ノ三四

昭和三年一月二十三日

大阪地方職業紹介委員会会長 田辺治通

内務大臣 鈴木喜三郎殿

答 申

昭和二年十一月二十一日発社第一四六号ヲ以テ御諮問相成候大阪地方職業紹介事務局管内ニ於ケル女工其ノ他婦人ノ職業紹介ニ関シ其ノ実績ヲ挙クルニ最モ有効適切ナル具体的施設ニ関スル件慎重審議ヲ遂ケ別紙ノ通及答申候也

労務需給ノ調節ハ近時一層統制アル機関ノ活動ニ俟ツモノ多ク從ツテ職業紹介事業ハ其ノ活動ノ領域ヲ拡張スヘキ時ニ当リ職業紹介所以外ニ於テ行ハルル募集又ハ紹介行為ヲ見ルニ其ノ弊尠ナカラス之ヲ放任スルニ於テハ職業紹介事業ノ進展ヲ阻害スルノ虞アルカ故ニ政府ニ於テハ之等ノ弊害ヲ除去シ労務ノ需給ヲ円滑ナラシムルカ為一般的ニ労働市場ヲ統制スルノ方策ヲ樹立セラレムコトヲ望ム、即チ職業紹介以外ノ方法ニ依ル募集行為又ハ営利職業紹介事業等ヲ禁止スルト共ニ現行職業紹介法ヲ改正シテ之ヲ国営トシ以テ之カ根本

的施設ヲ講スルノ要アリ

而シテ婦人ハ其ノ性能、體質並就職事情等ニ於テ男子ト自ラ其ノ趣ヲ異ニシ動モスレハ劣悪ナル労働条件ニ甘ンセサルヘカラサル実情ニ鑑ミ一層之カ改善ヲ講スルノ要アリト認ム
婦人ノ職業紹介ニ関シ差当リ実施スヘキ具体的方法ヲ挙クレハ左ノ如シ

女工ノ職業紹介ニ関スル事項

女工就中繊維工業ニ従事スル女工ノ職業紹介ハ其ノ需要供給ノ特殊ナル事情ニ鑑ミ従来ノ募集方法ニ代フルニ職業紹介機関ヲ以テスルハ現在ニ於テハ極メテ困難ノ事ニ属スト雖モ職業紹介所ニ於テ之カ取扱ヲ為サントセハ少クトモ左記事項ヲ実施スルノ必要アリト認ム

一、主タル女工供給ノ市町村ニ職業紹介所ヲ設置スルコト

二、前項ノ市町村ニ於テハ女工紹介ノ効果ヲ挙クルニ遺憾ナカラシムルタメ左ノ各項ヲ実施スルコト

(イ) 当該市町村内ニ於テハ女工ノ募集ヲ制限スルコト

(ロ) 官公吏、教育家、宗教家、医師及女工父兄ノ代表者等ヲ以テ

女工ノ紹介、指導保護並工場ト家庭トノ連絡ニ関スル補助機関ヲ組織スルコト

三、多数女工ヲ取扱フ職業紹介所ニハ工場ノ事情ニ通スル職員及医師ヲ置キ各女工ノ性能及健康ニ適スル業務ノ紹介ニ努ムルト共ニ就業工場ニ於ケル待遇方法及賃銀ノ支払等ニ関シ留意セシムルコト

四、職業紹介所ハ常ニ事業主ト連絡ヲ密接ニシ職業紹介所ノ利用、求人口按配等ニ付遺憾ナキヲ期スルコト

五、職業紹介所ニ於テ多数ノ求職者ヲ紹介スル場合ハ成ルヘク工場

ヨリ係員ノ派出ヲ求メ採否ヲ決セシムルコト

六、職業紹介所ハ女工ノ雇傭契約締結ニ至ルマテノ必要ナル諸般ノ手続ヲ為スコト

七、職業紹介所ハ必要ニ応シ事業主ト協定ノ上旅費支度金等ノ立替方法ヲ講スルコト

八、労働者募集取締令ノ罰則ヲ改正シ重大ナル違反行為ニ対シテハ当該工場ノ募集ヲ禁止若クハ制限スルコト

九、女工供給組合ヲ禁止スルコト

十、官公営工場ニ於テ女工ノ採用ニ関シ卒先シテ職業紹介所利用ノ範ヲ示スコト

其ノ他婦人ノ職業紹介ニ関スル事項

其ノ他婦人ノ職業紹介ハ男子ノ職業紹介ニ比較シ求人求職共利用未タ十分ナラサルヲ以テ一層之カ宣伝ニ努ムルト共ニ左記事項ヲ実施スルノ必要アリト認ム

一、婦人ノ性能ニ適スル職業ノ種類及範圍ノ拡張ヲ図ルト共ニ其ノ待遇ノ改善ニ努ムルコト

二、婦人専門職業紹介所又ハ職業紹介専門部ノ内容ヲ一層充実スル為左ノ各項ヲ行フコト

(イ) 専任ノ婦人職員ヲ置クコト

(ロ) 職業紹介専門部ニ於テハ別ニ入口、受付、待合室等ヲ設ケ求職者ノ出入ニ便ナラシムルコト

(ハ) 求人調査ヲ一層周密ニスルコト

(ニ) 雇傭兩者ノ理解ト融和ニ努ムルコト

(ホ) 各種女学校ト密接ナル連絡ヲ図リ卒業生ノ職業選択並就職ニ付遺憾ナカラシムルコト

(ハ) 職業輔導機關ヲ附設スルコト

(ト) 人事相談所ヲ附設スルコト

(チ) 常ニ婦人宿泊所又ハ方面委員等ト連絡ヲ保チ求職者ノ保護ニ努ムルコト

三、主要都市ニ於テハ交通ノ衝ニ当ル箇所ニ案内所ヲ設クルコト

四、官公署ニ於テハ婦人ノ採用ニ関シ卒先シテ職業紹介所利用ノ範ヲ示スコト

〔四―一三〕 昭和三年三月六日東京地方職業紹介委員会答申
昭和二年十一月二十一日発社第一四六号諮問

諮問

発社第一四六号

東京地方職業紹介委員会

東京地方職業紹介事務局管内ニ於ケル女工其ノ他婦人ノ職業紹介ニ関シ其ノ実績ヲ挙クルニ最モ有効適切ナル具体的施設ニ関スル其ノ会ノ意見ヲ諮フ

昭和二年十一月二十一日

内務大臣 鈴木喜三郎

答 申

収委第一号

昭和三年三月六日

東京地方職業紹介委員会会長 平塚広義

内務大臣 鈴木喜三郎殿

昭和二年十一月二十一日発社第一四六号ヲ以テ諮問相成候東京地方

職業紹介事務局管内ニ於ケル女工其ノ他婦人ノ職業紹介ニ関シ其ノ実績ヲ挙クルニ最モ有効適切ナル具体的施設ニ関スル件慎重審議ヲ遂ケ別紙ノ通決議及答申候也

答 申

近代産業組織ノ変革ト社会生活ノ経済的不安トハ多数ノ女子ヲ驅テ労働ニ就カシメ又女子教育ノ普及ト向上トハ其ノ自覺ヲ促シ経済的独立ノ念ヲ助長セルノ結果智的労働ニ服スルノ女子著シク増加スルノ傾向ニアリ

然ルニ之等婦人ノ職業紹介ニ関シテハ未タ多ク公益職業紹介機関ニ依ラサル現状ニアリ就中繊維工業ニアリテハ職工ノ大部分ハ女工ヲ以テスルニ至リ且其ノ就職ハ伝統的特殊事情ノ下ニ行ハレソノ弊害ヲ伴フモノ尠カラサルモノアリ故ニ之カ紹介ニ関シ其ノ実績ヲ挙ケントスルニハ直接紹介施設ヲ考究スルト共ニ他方必ス保護の特別施設ヲ併施シ職業紹介所ヲシテ完全ニ其ノ機能ヲ發揮シ得ルノ用意ト準備トヲナスノ急務ナルヘキヲ信ス

而テ近時女工供給地方ニ設立セラルル所謂保護組合ハ広ク保護指導ノ趣旨ニ出ツルモノナルヘキモ該組合ノ主要事業カ現在恰モ紹介幹旋ニ在ルカノ觀アルハ職業紹介法ノ精神ニモ反シ延テ組合存立ノ意義ヲモ失フ虞アルヲ以テ寧ロ紹介幹旋ノ事ハ之ヲ挙ケテ職業紹介機関ニ委シ純然タル保護的施設トシテ発達セシムルヲ可ナリト信ス其ノ他一般婦人職業紹介ニ付テハ婦人ノ特質上男子ト趣ヲ異ニシ特殊ノ保護施設ヲ講スルノ要アリ又女工ト一般婦人トハ一樣ニ律スヘカラサルモノアルヲ以テ女工紹介ニ関スル事項ト一般婦人職業紹介ニ関スル事項トニ分チ凡ソ左ニ掲クル施設ヲ講スルノ要アリト認ム尚終ニ附言スヘキコトハ本問題ハ実質的内容ニ於テ頗ル重要ナルモ

ノアルヲ感シ慎重審議ヲ重ネタルハ勿論特別委員会ニ於テハ特ニ数回ニ涉リテ製糸紡績両業者ノ勞使双方ヲ初メ關係県当局等ノ出席ヲ求メソノ意見ヲ聴取シソノ実情ノ精査ニ努力セルコト是ナリ

女工紹介ニ関スル事項

一、職業紹介所ノ普及ニ関スルコト

勞務需給ノ調節ヲシテ全国的ニ敏活且完全ニ行ハンカ為メニハ国家自ラ職業紹介所ノ經營ニ当ルヲ以テ最モ妥当且有効ナリトス故ニ政府ハ職業紹介所ノ國營實現ノ為ニ充分ナル準備ト努力トヲ至スヘキモノト信ス然レトモ直ニ國營ノ實現ヲ期シ難シトセハ凡ソ左記各号ニ依リ職業紹介所ヲ普及セシメ職業紹介網ノ完成ヲ図リ以テ事業經營上支障ナカラシムコトヲ要ス

(イ) 現在職業紹介所ハ主トシテ都市ニ設置セラレ地方町村ニ未タ普及セサルノ狀況ニアリ然ルニ女工ノ供給ハ勿論其ノ需要モ多クハ之等未設置ノ地方ニ属スルヲ以テ少クトモ需給兩地方ニハ速ニ設置スルヤウ督励スルコト

(ロ) 職業紹介所ノ設置普及ヲ促進スル為メ地方ノ実情ニ依リテハ町村組合立職業紹介所ヲ設ケシメ或ハ職業紹介所設置ノ為メ地方費ノ補助ヲナスノ途ヲ講スルコト

二、女工ノ需給協定機關設置ニ関スルコト

女工紹介ヲ職業紹介機關ニ依リ統制調節セントスルニハ從來ノ実績ニ徴シ必スヤ需要実数協定ノ問題ニ当面スルヲ以テ其ノ公平ヲ期スル為メ地域的及數的配分ニ関シ地方職業紹介事務局ニ協定機關ヲ設置スルコトヲ要ス

三、工場ノ内容調査ニ関スルコト

工場ノ設備並經營狀態ニ就テハ地方職業紹介事務局ハ地方庁ト共

同調査ノ上職業紹介所ニ通報スルコト

四、女工募集取締ニ関スルコト

募集従事者ニ依ル女工募集ハ從來諸多弊害ノ根源ト目セラルルヲ以テ之カ廃止ヲ期スヘキモノト認ムルモ現在ノ需給狀況並產業事情ニ稽ヘ今遽ニ之ヲ廃止スルコト困難ナリト思料セラルルヲ以テ左記各号ニ拠リ募集取締ヲ嚴ニスルノ要アリ

(イ) 職業紹介所所在市町村内ニ於テハ募集従事者ノ女工募集ヲ禁スルコト

若シ禁止シ難キトキハ必ス其ノ募集ニ付其ノ地職業紹介所長ノ指揮ヲ受ケシムルコト

(ロ) 一募集主ノ使用スル募集従事者數ヲ制限シ且工場ニ於テ直接女工監督ノ地位ニアルモノヲシテ募集ニ従事セシメサルコト

(ハ) 募集従事者ノ素質向上ノ為メ資格検定ノ制ヲ設クルコト

五、前借慣習ノ改善ニ関スルコト

募集従事者ノ募集ニ伴フ慣習ハ動モスレハ弊害醸成ノ虞アルヲ以テ之カ廃止ヲ期スヘキモノト認ムルモ女工ノ家庭經濟上前借ノ必要アルモノニ付テハ左記各号ニ拠リ改善施設ノ要アリ

(イ) 前貸金ハ雇主間ニ於テ支度金ヲ考慮シ其ノ最高額ヲ協定セシムルコト

(ロ) 市町村又ハ之ニ代ルヘキ団体ヲシテ小資融通施設ヲ講セシムルコト

(ハ) 前号ノ施設ヲ講スル市町村又ハ団体ニ對シテハ地方庁ニ於テ補助ノ途ヲ講シ又ハ低利資金ノ融通ヲ図ルコト

六、保護施設ニ関スルコト

女工ハ特殊ノ勞働狀態ノ下ニアルヲ以テ之カ保護ニ関シテハ左記

各号ニ依リ改善施設スルノ要アリ

(イ) 女工供給地ニ於テハ保護組合等ヲ設ケシメ女工ノ就職前後ニ於ケル保護輔導並家庭トノ連絡ヲ密接ナラシムルコト

(ロ) 供給事務ヲ主目的トスル現在ノ女工供給組合若クハ保護組合ノ供給事務ハ之ヲ職業紹介所ニ移シ組合ハ専ラ前号ノ保護事務ニ努力セシムルコト

七、女工ノ就職旅行ノ取扱ニ関スルコト

製糸女工ハ現在職業紹介事務局長又ハ職業紹介所長ノ発行スル汽車汽船賃割引証ノ交付ヲ受ケサルヲ以テ他ノ就職者同様之カ交付ヲ受ケシメ以テ旅費ヲ軽減シ且從來ノ団体輸送ニ伴フ弊害ヲ除去スルヲ要ス

一般婦人職業紹介ニ関スル事項

一、婦人専門職業紹介所又ハ職業紹介所婦人部ニ於テハ必ス左記事項ヲ講スルコト

(イ) 婦人職員ヲ置クコト

(ロ) 婦人職業紹介ニ伴フ特殊ノ用意並保護ノ為メ相談部及宿泊所等ノ附帯施設ヲ為スコト

(ハ) 特ニ就職後ノ保護ノ為メ相当ノ施設ヲ為スコト

二、職業婦人雇傭者ヲシテ女子ノ人格及風紀ヲ保持スル為メ適當ナル保護施設ヲ講セシムルヤウ勸奨スルコト

三、新ニ就職希望ノ青壮年女子ニ適當ナル職業指導ヲ行フ為メ簿記、タイプライター、計算、速記術、製図等適宜選択学習ノ便ヲ講セシムルコト

〔四一四〕 昭和三年四月十三日福岡地方職業紹介委員会答申
昭和三年一月二十五日発社第十五号諮問

諮問

発社第一五号

福岡地方職業紹介委員会

福岡地方職業紹介事務局管内ニ於ケル職業紹介事業ノ普及並之カ経営上施設改善ヲ要スル事項ニ付其ノ会ノ意見ヲ諮フ

昭和三年一月二十五日

内務大臣 鈴木喜三郎

答申

昭和三年四月十三日

福岡地方職業紹介委員会会長 斎藤守園

内務大臣 鈴木喜三郎殿

答申

昭和三年一月二十五日発社第一五号ヲ以テ御諮問相成候福岡地方職業紹介事務局管内ニ於ケル職業紹介事業ノ普及並之カ経営上施設改善ヲ要スル事項ニ関スル件慎重審議ヲ遂ケ別紙ノ通及答申候也

第一、職業紹介事業ノ普及ニ関スル事項

一、職業紹介所網ノ完成

管下須要ノ地ニ職業紹介所ヲ設置スルコト

特ニ左記市町ハ速ニ之カ実現ヲ期スルコト

山口県 山口市、防府町、彦島町、徳山町、萩町、岩国町

福岡県 福岡市、大牟田市、直方町、飯塚町、後藤寺町、伊田町

長崎県 島原町、大村町

佐賀県 唐津町、鳥栖町

熊本県 八代町、水俣町

大分県 大分市、別府市、中津町、臼杵町、日田町

宮崎県 都城市、延岡町

鹿児島県 鹿児島市、志布志町、名瀬町、川内町

沖縄県 那覇市、首里市

二、政府ハ職業紹介法施行令第一条ノ規定ヲ勵行シ必要ト認ムル市町村ニ対シ職業紹介所ノ設置ヲ命スルコト

三、地方ノ状況ニ応シ女工、炭鉱労働者及日傭労働者等ノ紹介ヲ目的トスル専門職業紹介所若クハ職業紹介所専門部ノ設置、例ヘハ筑豊地方ニ於ケル炭鉱労働、関門若松地方ニ於ケル仲仕労働、八幡戸畑小倉等ニ於ケル工場労働、其他農村地方ニ於ケル女工ノ出稼労働等ハ本項ノ施設ヲ要スヘキモノト認ム

四、主ナル職業紹介所ニ俸給生活者、婦人及少年職業紹介専門部ノ設置

五、政府ハ職業紹介所網ノ完成ヲ期スルト共ニ国際労働總會ノ勸告ニ従ヒ料金ヲ徴シ又ハ営利ノ目的ヲ以テ経営スル職業紹介所設立禁止ノ実現ヲ計ルコト

六、政府ハ官公営事業ニ於ケル労務者ノ採用ニ付職業紹介機関ヲ利用スル様適當ノ方法ヲ講スルコト

七、職業紹介所ノ利用宣伝

(イ) 新聞其他ノ機関並各種団体ト密接ナル連絡ヲ執ルコト

(ロ) 職業紹介所ハ企業家側ト常時密接ナル交渉ヲ保ツコト

(ハ) 映画及講演会ノ開催

(ニ) 職業紹介所案内ノ配布

(ホ) 街頭其他適當ノ場所ニ職業紹介所ノ標示

第二、職業紹介事業ノ経営上施設改善ヲ要スル事項

一、経費ニ関スル事項

(イ) 職業紹介所ノ經常費ニ対シテハ二分ノ一、職業紹介法施行規則ニ依ル指定職業紹介所ノ連絡事務ニ要スル経費ニ対シテハ全額ノ国庫補助ヲ為スコト

(ロ) 市町村ニ非サルモノ職業紹介所ヲ設置シタルトキハ市町村ニ対スルト同一ノ国庫補助ヲ為スコト

(ハ) 職業紹介所費ニ対シテハ国庫補助ノ外尚府県ヨリ相当補助金ノ交付ヲ計ルコト

二、設備ニ関スル事項

(イ) 各職業紹介所ハ少年ノ職業指導並紹介ニ関スル施設ヲ一層完備セシムルコト

(ロ) 地方ノ状況ニ応シ職業補習教育ノ施設ヲ奨励スルコト

(ハ) 職業紹介所ハ其ノ紹介ニ係ル就職者ノ保証ニ関シ適當ナル施設ヲ講スルコト

(ニ) 内職ノ紹介及輔導ニ関シ適當ナル施設ヲ講スルコト

(ホ) 門司市及下関市ニ於ケル鮮人ノ職業紹介並ニ人事相談ニ就テハ特別ノ施設ヲ講スルコト

(ハ) 失業者再教育ノ機関ヲ設置シ職業ノ輔導ヲ図ルコト

(ト) 職業紹介所ノ設備ニ関シ最モ適切ト認メラルル規程ヲ職業紹介事務局ニ於テ調査研究シ職業紹介所ノ設備ノ改善ニ資スルコト

三、職員ニ関スル事項

(イ) 職業紹介所長ハ之ヲ専任トシ其ノ任免ニ関シテハ地方職業紹介事務局長ノ認可ヲ受クルコト

- (ロ) 職業紹介所職員ノ待遇ニ関シ政府ハ職員制ヲ実施スルコト
(ハ) 職員ノ養成機関ノ設置ヲナスコト

四、連絡事務ニ関スル事項

- (イ) 府県立職業紹介所ノ設立ヲ認メ聯絡事務ヲ執ラシムルコト
(ロ) 現行ノ連絡事務ハ手續煩瑣ニ失スルノ嫌アリ適當ノ改正ヲ施スコト

五、事務処理ニ関スル事項

- (イ) 農村其他小都市ニ於ケル職業紹介所ノ設置ニ当リ職業紹介法施行規則第二条ノ認可ニ関シテハ其ノ地方ノ事情並市町村財政ノ状況等ニ照シ必要且已ムヲ得サル場合ハ適宜ノ措置ヲ講シ以テ職業紹介所ノ普及ヲ促進スルコト

- (ロ) 職業紹介事務ニ関スル通信及交通機関ノ利用ニ就テハ料金ヲ減免スルコト

- (ハ) 年少者ノ職業紹介ニ当リテハ小学校、補習学校及其ノ他ノ関係機関ト一層緊密ナル連携ヲ保持シ其ノ性能ニ適スル永続的職業ヲ与フルニ努ムルコト

第三、失業保険制度ニ関スル事項

政府ハ適當ノ時機ニ於テ失業保険制度ヲ制定シ職業紹介所ノ普及ト相俟テ失業ノ緩和ヲ図ルコト

第四、職業紹介事業ノ国営ニ関スル事項

政府ハ職業紹介事業ヲ国営トスル方針ヲ以テ前各項ノ事業ノ進展ヲ図リ速ニ其ノ実施ヲ期スルコト

昭和三年十二月二十六日

〔四一五〕 經濟審議會建議

教育改善ニ関スル件

方今教育ノ機関概ネ備ハリ其ノ体系略整ヒタルガ如キモ其ノ實際ヲ顧レバ学制ノ編成及教科ノ内容動モスレバ社会ノ推移ニ基ク実世間ノ要求ニ伴ハザルノ傾キアリ、近時学校卒業生ノ職ニ就キ業ヲ獲ルコト益々困難ヲ加ヘ延テハ其ノ思想ヲ矯激ナラシメ一般思潮ノ不安ヲ醸成スルノ因ヲ為ス懸念尠シトセズ、斯ノ如キモ蓋シ一面ニ於テ理論ニ走セ形式ニ泥ミ国民生活ノ實際トノ調和ニ欠クル所アルニ因ラズンバアラス、乃チ左ノ數項ノ如キハ時弊ニ鑑ミ教育制度ニ関シ改善ノ喫緊トスル事項ナリト認ムルヲ以テ政府ハ之ニ就キ尚調査ヲ遂ゲ速ニ其ノ実行ヲ図リ以テ健全有為ナル国民ノ薰育ニ付遺憾ナキヲ期セラレンコトヲ望ム

第一 現在ノ学制ハ一面ニ於テ学校ニ於ケル教育ニ過大ノ希望ヲ囑シテ社会ニ於ケル教育ノ眞価ノ重大ナルヲ輕視スルノ誹リヲ免レズ他面ニ於テ実務者ノ養成機関ト學術ノ研究機関トヲ混同スルノ嫌ヒナシトセズ依テ大体左ノ如キ趣旨ニ依リ之ガ整理ヲ実行スルヲ以テ時宜ニ適セリトス

一 一般国民教育ノ階梯ハ之ヲ小学及中学ノ二トシ其ノ修学年限ハ之ヲ小学ハ六年、中学ハ五年トスルコト、但シ各階梯ニ對スル適當ナル名称ニ付特ニ考慮スルコト

二 小学ノ課程ヲ終リテ直ニ実務ニ就ク者ニ對シ実業補習学校ヲ置キ其ノ修学年限ヲ概ネ二年トスルコト

三 中学程度ノ教育ヲ以テ実務ニ就カントスル者ニ對シ簡易ナル専門的職業教育ヲ旨トスル実業学校ヲ置キ、其ノ修学年限ヲ概

ネ三年乃至五年トスルコト

四 一般国民教育ノ階梯ヲ終リタル者及実業学校ノ卒業生ニシテ更ニ専門ノ教育ヲ受ケントスル者ニ対シ大学ヲ置キ其ノ年限ヲ概ネ三年又ハ四年トスルコト

五 大学卒業後更ニ特別ニ學術ノ研究ヲ為サントスル者ニ対シ大学ニ研究機關ヲ設クルコトヲ得シムルコト

備考 現在ノ大学及各種専門学校ハ總テ之ヲ大学トシ、高等学校ハ地方ノ事情ニ応ジ中学又ハ大学ニ改メ高等学校ハ概ネ実業補習学校ト為スベシ

第二 教育内容ノ現状ハ特ニ小学及中学ニ於テ其ノ教科ノ配列及内容画一ニ流レ其ノ種目亦多岐ニ過ギ生徒ニ過重ノ負担ヲ課シ却テ何レノ科目ニ付テモ徹底シタル教育ヲ期シ得ザルノ憾アリ、此等ノ弊ヲ矯メ必修教科ノ種目ハ德育体育ノ外基礎的学科ノ小數ノ範圍ニ止メ其ノ配列内容ニ付テモ成ルベク地方ノ事情ト四囲ノ環境トニ応ジテ取捨撰択ノ余裕ヲ与フルト共ニ勞務ニ服スルノ素質ト慣習トヲ養フヲ旨トシ国民ノ實際生活ニ適合シタル教育ヲ施スベシ

第三 実業補習教育ノ機關ハ益々之ガ普及徹底ヲ図ルノ必要アリ、而シテ其ノ教育ニ付テハ特ニ地方ノ實際ニ適応スルコトヲ旨トシ実務ノ余暇ヲ利用スルコトヲ念トシテ家事、実業ニ関スル知識習練ヲ与フルト共ニ公民訓練ニ必要ナル教育ヲ施スヲ主眼トスルコトヲ要ス

第四 学校ノ教師ハ広ク人材ヲ実社会ニ求メ実業科目等ニ付テハ実務ノ経験ヲ有スル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ奨励スベシ

第五 学校ノ建築及其ノ設備ニ関シテモ画一ヲ避ケ華美ヲ戒メ之ガ

為徒ニ地方財政ニ過重ナル負担ヲ課シ生徒ニ奢侈ノ風ヲ馴致スルガ如キ弊無カラシムベシ

第六 図書館、博物館、動植物園等ノ施設ヲ普及充塞セシメ各種ノ講演会、講習会ノ開催等ヲ奨励シ学校以外ニ於テ知識技術ヲ十分ニ習得スルノ機會ヲ多カラシムベシ

理 由

時運ノ進展ト社会ノ現状トニ鑑ミ社会政策上乃至經濟政策上ノ見地ニ於テ広ク教育ノ改善ヲ図ルヲ以テ緊急ノ要務ナリト認ムルニ由ル

〔四一六〕

昭和四年三月十二日大阪地方職業紹介委員会答申

昭和三年十二月十一日發社第一〇四号諮問

諮 問

發社第一〇四号

大阪地方職業紹介委員会

職業紹介事業ノ機能ヲ充分ニ發揮スル為移動職業紹介ニ関シ最モ有効適切ナル具體的施設ニ関スル其ノ会ノ意見ヲ諮フ

昭和三年十二月十一日

内務大臣 望月圭介

答 申

三収委第一号ノ二四

昭和四年三月十二日

大阪地方職業紹介委員会会長 力石雄一郎

内務大臣 望月圭介殿

昭和三年十二月十一日發社第一〇四号ヲ以テ御諮問相成候職業紹介

事業ノ機能ヲ充分ニ發揮スル為移動職業紹介ニ関シ最モ有効適切ナル具体的施設ニ関スル件慎重審議ヲ遂ケ別紙ノ通及答申候也

答 申

曩ニ女工其ノ他婦人ノ職業紹介ニ関シ職業紹介事業ノ国営ヲ実施スルト共ニ募集行為及営利職業紹介事業ヲ禁止シ以テ斯業ノ全国的統制ヲ図ルノ必要ヲ答申セリ

右ハ移動職業紹介ノ機能ヲ發揮セントスルニ当リ最モ緊要ナル根本的施設ナリト認ムルモ差当リ移動労働ノ状態ニ鑑ミ常時的、季節的及朝鮮人移動職業紹介ノ三項ニ分チ之カ具体的施設ヲ述ヘントス

常時的移動職業紹介ニ関スル事項

常時的移動労働ニ関シテハ最近稍職業紹介機関ノ活動ヲ見ルニ至リタリト雖末タ其ノ機能ヲ充分發揮スルニ至ラス即チ之カ改善施設ヲ要スヘキ事項ヲ挙クレハ左ノ如シ

一、移動労働紹介ノ統制ヲ全カラシムル為メ地方職業紹介事務局ヲ増設シ移動職業紹介ニ知識経験ヲ有スル專任職員ヲ置キ情報ノ蒐集、調査並指導監督ニ当ラシムルコト

二、現行聯絡規定ハ其ノ手續煩瑣ニシテ移動職業紹介ノ運用上支障尠カラサルカ故ニ左記趣旨ニ依リ之ヲ改正スルコト

(イ) 集団的又ハ広範囲ニ亙ル移動職業紹介ニ関シテハ職業紹介事務局其ノ衝ニ当リ臨機適當ナル連絡方法ヲ定メ之カ統制ニ任スルコト

(ロ) 前項以外ノ移動職業紹介ニ就テハ職業紹介所ニ於テ適宜必要ナル職業紹介所ト直接連絡ヲ図ルコト

三、簡易ナル職業紹介所ノ設置ヲ認ムルコト

四、必要ニ応シ職業紹介所ニ移動職業紹介ニ関スル專任職員ヲ置ク

コト

五、求職者ニ就職上並經濟上ノ便宜ヲ与フル為メ左ノ事項ヲ行フコト

(イ) 汽車汽船賃割引ニ関スル各種制限ヲ撤廃シ且其ノ適用範囲ヲ擴張シ就職者ノ家族ニモ其ノ特典ヲ与フルコト

(ロ) 旅費貸付ノ施設ヲ奨励シ且一般労働賃銀立替ノ施設ヲ講スルコト

(ハ) 宿泊ノ便宜ヲ図ルコト

(ニ) 必要ニ応シ求職者ノ身元保証及前職証明ノ施設ヲ講スルコト

(ホ) 求職者ノ身体、学力及技能ノ検査ヲ行フコト

(ヘ) 多数紹介ノ場合ハ職業紹介関係職員ヲ随伴セシムルコト

六、職業紹介所ハ労働組合又ハ職工組合等各種団体ト連絡ヲ執リ紹介ニ努ムルコト

七、職業紹介所所在市町村内ニ於テハ当該職業紹介所長ノ承認ヲ受クルニアラサレハ労働者募集従事者ニ依ル募集ヲ行フコト能ハサルコト

八、移動職業紹介ニ要スル通信及交通費ハ之ヲ国庫ノ負担トスルコト

季節的移動職業紹介ニ関スル事項

季節的移動ノ雇傭ハ從來殆ト公益職業紹介所ノ活動ノ範囲外ニ属シ専ラ労働者募集従事者ノ募集又ハ不規律ナル慣習ニ拠リテ行ハルル結果遺憾ノ点尠カラサルモノアリ即チ之カ対策トシテ前述セル外特ニ施設スヘキ事項左ノ如シ

一、季節的労働ノ需要並供給地ニ町村又ハ町村組合立ノ季節的職業紹介所ヲ設置セシムルコト

二、事情ニ依リ杜氏、漁業出稼組合等移動労働者組合ヲシテ職業紹介所ヲ設置セシムルコト

三、関係官公署、公益団体等ト協力シテ移動紹介ノ遂行ヲ円滑ナラシメ且雇傭条件ノ履行及改善ニ努ムルコト

四、特殊ノ技術ヲ要スルモノニ関シテハ職業輔導ノ施設ヲ講スルコト

五、多数紹介ノ場合ハ適當ナル指導員ヲ附シ移動及就業上ノ保護ニ任セシムルコト

六、官公署ノ直営工事ニシテ多数ノ労働者ヲ使用スル場合ハ職業紹介所ヲ利用セシムルコト

朝鮮人移動職業紹介ニ関スル事項

近時朝鮮人ノ内地ニ移動シ工場、鉱山、農業及土木等各方面ニ職ヲ求ムルモノ甚タ多シ之カ移動職業紹介ニ関シ特ニ必要ト認ムル施設左ノ如シ

一、朝鮮ニ職業紹介所ヲ普及セシメ内地職業紹介所トノ連絡ヲ図ラシムルコト

二、内地ニ於ケル労務ノ需給関係ヲ在鮮労働者ニ知悉セシムルコト

三、内地ニ於テ必要ナル地方ニ朝鮮人専門ノ職業紹介所、宿泊所又ハ住宅等ヲ設ケ之カ失業保護ニ努ムルコト

〔四一七〕

昭和四年九月十三日

社会政策審議会会長ヨリ内閣総理大臣宛

社会政策審議會ニ対スル内閣総理大臣諮問

諮問第一号

刻下經濟界ノ狀況ニ鑑ミ失業者救済ノ為施設スヘキ事項如何
説 明

財界ノ不況ニ伴ヒ失業者ノ増加ヲ見ルコトアルヘキ場合ニ於テハ職業紹介事業ノ円滑ナル運用ヲ図ルヘキハ勿論成ルヘク失業者ヲ出スコトヲ防止スルニ努メ生活困難ナル失業者ニ対シテハ相当救済ノ方途ヲ講スヘキ要アリト認ム右ニ関スル有効適切ナル方途ニ付審議セラレムコトヲ望ム

失業防止並救済ノ為ノ事業調節ニ関スル

社会政策審議會答申

本会ハ諮問第一号刻下經濟界ノ狀況ニ鑑ミ失業者救済ノ為施設スヘキ事項如何ニ付目下鋭意審議中ノ処失業ノ防止並救済ノ為事業ヲ調節施行スルコトハ速ニ実行スヘキ緊要ナル方策ノ一部ナリト認メ慎重審議ノ結果其ノ要綱別紙ノ通り議決致候此段及答申候也
追テ参考トシテ別紙参考書甲及乙添付致候尚失業者救済ニ関スル応急対策中ノ他ノ部分並基本対策ニ関シ引続キ審議中ニ有之候条議決次第答申ニ及フヘク候

〔別紙〕

失業防止並救済ノ為ノ事業調節ニ関スル要綱

失業ノ最モ甚シカルヘキ時期並失業ノ最モ影響スル地方ノ為ニ事業ヲ調節施行スルコトハ失業ノ防止並救済ノ方策トシテ最モ有効ナルモノノ一ナリ之ニ関シ応急施設スヘキ事項ノ大要左ノ如シ

第一、公私事業ノ施行ニ関シテハ左記要綱ニ依リ失業ノ防止並救済ニ努ムルコト

一、国、公共団体又ハ民間ニ於テ既ニ決定セル事業ノ実施ニ関シテハ其ノ施行ノ時期、地域、方法等ニ関シ関係各方面ノ連絡ヲ

密ニシテ事業ノ施行ヲシテ失業ノ防止並救済ノ為最モ有効ナ
ラシムルニ努ムルコト

二、地方公共団体ノ事業ニ関シテハ其ノ施行カ失業救済ノ為特ニ
緊要ナル場合ニ於テハ起債ヲ許可スルコト

三、民間ノ事業ニ関シテハ其ノ施行カ失業ノ防止又ハ救済ニ寄与
スルコト大ナルモノナルトキハ許可又ハ認可ヲ必要トスル事業
ハ成ルヘク速ニ之ヲ許可又ハ認可スルコト

四、失業救済ノ為特ニ緊要ナル場合ニ於テハ政府ハ地方公共団体
ニ失業救済事業ヲ起興セシムル等応急ノ措置ヲ執ルコトアルヘ
シ

五、小額給料生活者ノ失業防止並救済ニ関シテモ前記各号ノ例ニ
依ルコト

第二、公私事業ノ調節ヲ円満ナラシムル為左記要綱ニ依リ事業調節
委員会ヲ設クルコト

一、委員会ハ内務大臣ヲ会長トシ、失業問題主管官庁、失業ニ関
係アル労働者ヲ多数使用スル事業官庁、失業ニ関係アル労働者
ヲ多数使用スル事業ニ付許可ノ権限ヲ有スル官庁其他必要ナル
方面ノ代表者ヲ以テ組織ス

必要アル地方ニ於テハ右ニ準シ地方長官ヲ会長トスル事業調節
委員会ヲ設クルコト

二、委員会ハ失業ノ防止並救済ノ為最モ有効ナル事業ヲ選択シ其
ノ施行ヲ促進スルノ方途ヲ考究シ又事業施行ノ時期、地域、方法等
ヲ失業ノ防止並救済ノ為最モ有効適切ナラシムル様塩梅工夫シ
以テ関係当局ノ諮問ニ応シ又ハ建議ヲ為シ更ニ官公署用品ノ注文
ニ関シテモ其ノ時期方法等ニ付失業緩和ニ資スル様考究スルコト

第三、失業救済事業ノ施行ヲ円滑敏速ナラシムル為適切ナル法規ヲ
制定スルコト

〔参考書甲〕（要綱第一ノ二、四及第三ニ関スル参考）

失業救済事業ニ対スル国庫補助条件要綱案

一、事業施行主体 失業者特ニ多キ地方ニ於ケル公共団体トスルコト

二、事業施行時期 従来ノ如ク冬季ニ限定セサルコト

三、事業ノ種類 事業ハ当該公共団体ノ直営ニシテ労力費ハ事業
費ノ三割以上タルヘキコト

四、事業ニ対スル特典

(一) 国庫ヨリ補助スルコト

国庫ハ救済事業ヲ行フ公共団体ニ対シ労力費並労働手帳作成ニ
要スル費用（五（ハ）参照）ノ二分ノ一ヲ補助スルコト

(二) 起債ヲ許可スルコト

(イ) 事業施行ノ財源ヲ起債ニ求ムルトキハ特ニ之ヲ許可スルコ
ト

(ロ) 貸銀立替資金ノ借入ニ対シテモ起債ヲ許可スルコト

(三) 低利資金ヲ融通スルコト

前項起債ニ対シテハ低利資金ヲ融通スルコト

五、事業施行上ノ条件

(イ) 事業ハ失業者ニシテ特ニ生活困難ナル者ヲ救済スルヲ目的ト
スルモノナルヲ以テ特ニ左記諸点ニ留意スルコト

一、失業者中救済ヲ必要トスルモノナルヤ否ヤニ関シテハ方面
委員等ノ活動ヲ促シ之カ認定ニ遺憾ナキヲ期スルコト

二、事業ニ使用スル労働者ニ就テハ其ノ生活状況、失業期間等
ヲ参酌シ困窮ノ度甚シキ者ヲ優先セシメ且相互間ノ就働機会

ノ分配ヲ公平ナラシムルコト

- (ロ) 事業ノ施行ハ当該公共団体ノ失業者救済ヲ目的トスルモノナルヲ以テ新ニ他地方ヨリ労働者ヲ招来シ又ハ他ノ事業ニ従事セル労働者ヲ奪フカ如キ結果ヲ来ササル様細心留意スルコト

- (ハ) 前記(イ)(ロ)ノ目的ヲ達スル為職業紹介所ハ市役所、町村役場、警察署、方面委員等ト連絡ヲ図リ事業施行前必要救済人員ノ登録ヲ行ヒ且ツ之ニ労働手帳ヲ交付スルコト

- (ニ) 事業ニ使用スル労働者ハ職業紹介所ノ紹介ニ依ルモノタルコト但シ技術工其ノ他特殊ノ熟練ヲ要スルモノハ此ノ限ニアラス
- (ホ) 労働賃銀ハ日払トシ必要ニ応シ立替支払制度(職業紹介法施行令第三条)ヲ利用スルコト

六、事業施行上ノ手続

公共団体ニ於テ本事業ヲ施行セントスルトキハ左記事項ヲ具シ内務大臣ノ認可ヲ受クルコト

- (イ) 労働者ノ失業状況
- (ロ) 事業施行ヲ必要トスル具体的事由
- (ハ) 事業ノ種類並其ノ計画概要
- (ニ) 事業施行箇所ヲ示シタル図面
- (ホ) 事業予算、労力費予算
- (ヘ) 労働者使用人員(延人員並一日平均使用人員)
- (ト) 労働者一人一日平均賃銀
- (チ) 事業着手並終了ノ予定月日
- 前項(ロ)号以下ノ事項ヲ変更セムトスルトキハ其ノ理由ヲ具シ内務大臣ノ認可ヲ受クルコト
- 註 国庫補助ヲ受ケスシテ失業救済事業ヲ施行セムトスル公共団

体ニ対シテハ新ニ計画スル事業タルト既定計画事業タルトヲ問ハス特ニ失業者多キ地方ニ限り起債ヲ許可スルコトトシ其ノ条件ハ事業ノ種類ヲ「事業ニ要スル労力費ハ主トシテ生活困難ナル失業者ノ救済ヲ目的トスルコト」トスルノ外ハ本文失業救済事業ニ関スルモノニ準スルコト

〔参考書乙〕(要綱第一ノ五ニ関スル参考)

- 一、事業給料生活者ニ対スル授職施設国庫補助条件要綱
- 二、事業施行主体 失業者特ニ多キ地方ニ於ケル公共団体
- 三、事業ノ種類 小額給料生活者ノ失業者又ハ未就職者ニシテ生活困難ナル者ヲ救済スル為特ニ施設スルモノニシテ之ヲ例示スレハ左ノ如シ

- (イ) 失業調査其ノ他当該公共団体ノ社会施設ノ参考トナルヘキ調査ニ関スル資料ノ蒐集、整理

- (ロ) 当該公共団体並他ノ委託ニ係ル謄写、筆写、計算、図書整理、製図、製本、タイプライター等ノ事務
- (ハ) 必要アル場合ニ於テハ職業輔導ヲモ行フコト

四、事業ニ対スル特典

- (一) 国庫ヨリ補助スルコト
- 国庫ハ授職事業ヲ行フ公共団体ニ対シ左ノ割合ヲ以テ補助スルコト
- (イ) 官庁ノ委託ニ係ル事務ニ就テハ就業者手当ノ全額
- (ロ) 公共団体ノ事務ニ付テハ就業者手当ノ二分ノ一
- (ハ) 前二号ノ手当以外ノ經常費及建設費ノ二分ノ一
- (ニ) 起債ヲ許可スルコト

- (イ) 施設ノ財源ヲ起債ニ求ムルトキハ特ニ之ヲ許可スルコト
- (ロ) 手当立替資金ノ借入ニ対シテモ起債ヲ許可スルコト
- (三) 低利資金ヲ融通スルコト
- 前項起債ニ対シテハ低利資金ヲ融通スルコト
- 五、事業施行上ノ条件、手続等ハ大体失業救済事業ニ対スル国庫補助条件要綱案（参考書甲、五以下）ニ準スルコト

昭和四年十二月二十一日

〔四一―一八〕 社会政策審議会会長ヨリ内閣総理大臣宛

失業救済施設ニ関スル社会政策審議會答申

本会ハ諮問第一号刻下経済界ノ状況ニ鑑ミ失業救済ノ為施設スヘキ事項如何ニ対シ曩ニ不取敢之カ方策ノ一部ニ付答申ニ及ヒ居候処爾来引続キ慎重審議ヲ遂ケ別紙ノ通議決致候条此段及答申候

社会政策審議會諮問第一号ニ対スル答申

一、政府ハ少クトモ毎年一回全国枢要地方ニ関シ大体大正十四年ニ施行セルカ如キ失業統計調査ヲ行フト共ニ国勢調査施行ノ都度全国ニ亘リ簡單ナル失業調査ヲ併セ行フコト

二、職業紹介機関ノ整備充実ヲ期スルコト（別紙参照）

三、物価金融ノ調節統制ヲ図ル等産業界ヲ安定セシムルノ方途ヲ講シテ失業ノ発生ヲ防止スルト共ニ進シテ産業ノ発達、国産奨励、貿易ノ振興ヲ図リ以テ職業供給量ヲ一層豊富ナラシムルニ努ムルコト

四、地方的工業ノ発達、農村（漁村ヲ含ム）ニ於ケル副業ノ奨励、其ノ他農村ノ振興、農村生活ノ改善ヲ図ルノ外農閑期殊ニ冬季ニ

於ケル農村ノ余剰勞力利用ノ途ヲ講シ農業土木、山林事業等ヲ興シ以テ人口ノ都市集中ヲ防止スルト共ニ広ク人口ノ地域的配分ヲ適正ナラシムル為内外移住ノ円満ナル発達ヲ期スルコト

五、一般失業ノ防止並所謂知識階級就職難ノ緩和ヲ図ル為職業指導ヲ徹底セシムルト共ニ教育ノ制度方針ニ関シ講究スルコト

六、失業共済施設ノ普及発達ヲ促シ之カ適當ナル監督助成ノ方途ヲ講スルコト

七、我国情ニ適応セル失業保險制度ニ関シ調査ヲナスコト

八、失業防止ニ備フル基金（失業基金）ノ蓄積ニ関スル調査ヲナスコト

九、失業緩和ノ見地ヨリ労働年令、労働時間、労働賃銀ヲ調査スルコト

十、産業ノ合理化ヲ行フニ当リテハ過度の失業トノ關係ヲ考慮シ其ノ緩和ニ努ムルコト

十一、失業ノ原因並現象ニ付充分ナル調査研究ヲ為スト共ニ第三項以下ノ諸対策並曩ニ答申セル事業調節方策等ノ実施ヲ円滑適切ナラシムル為総合的連絡の常設機関ヲ設クルコト

〔別紙〕（要綱第二ニ関スル参考）

職業紹介機関ノ整備充実ニ関スル要綱

一、職業紹介所並職業紹介事務局ヲ増設スルト共ニ其ノ連絡並監督ノ改善ヲ図ルコト

二、専門職業紹介所又ハ職業紹介所専門部ノ増設ヲ図ルコト

三、職業紹介所設備ノ充実並職業紹介所員ノ素質ノ向上、待遇ノ改善及地位ノ安定ヲ図ルコト

四、職業紹介機関ト移住機関並職業輔導、授産、小資融通施設等ト

ノ連絡ヲ図リ失業ノ緩和ニ努ムルト共ニ官公署並各種社会事業ト
ノ連絡ヲ密ニシ失業苦ノ軽減ニ努ムルコト

五、勞力供給、派出制度等職業紹介類似ノ行為ニ関スル取締規則ヲ
制定スルト共ニ失業者ノ弱点ニ乗スル不良行為ノ取締ヲ嚴ニシ失
業者ノ保護ニ遺憾ナカラシムルコト

〔四一―一九〕 昭和五年三月十八日大阪地方職業紹介委員会答申
昭和四年十二月二十六日発社第一一四号諮問

諮問

発社第一一四号

大阪地方職業紹介委員会

大阪地方職業紹介事務局管内ニ於ケル職業紹介事業ノ連絡並
監督上改善又ハ施設ヲ要スヘキ具体的事項ニ関シ其ノ会ノ意
見ヲ諮フ

昭和四年十二月二十六日

内務大臣 安達謙蔵

答申

収委第一号ノ二四

昭和五年三月十八日

大阪地方職業紹介委員会会長 柴田善三郎

内務大臣 安達謙蔵殿

昭和四年十二月二十六日附発社第一一四号ヲ以テ御諮問相成候職業
紹介事業ノ連絡並監督上改善又ハ施設ヲ要スヘキ具体的事項ニ関ス
ル件慎重審議ヲ遂ケ別紙ノ通及答申候也

答申

従来本委員会ハ職業紹介事業ノ機能ヲ充分ニ發揮スル為メニハ先ツ
職業紹介事業ノ国営ヲ実施スルト共ニ営利職業紹介其ノ他一般労働
者募集ヲ禁止シ以テ勞務ノ需給調節ヲ全国的ニ統制スル必要アル所
以ヲ屢答申セルカ今回諮問ニ係ル職業紹介事業ノ連絡並監督ニ関シ
テモ亦如上ノ制度ヲ確立スルヲ以テ根本要件ナリト認ム

殊ニ失業状態益深刻ノ度ヲ加フル現時ニ於テハ諸般ノ失業対策ト相
俟ツテ速ニ職業紹介事業ノ国営ヲ実施シ以テ斯業統制ノ組織ヲ樹立
シ職業紹介網ノ完成ヲ期スルハ焦眉ノ急務ナリトス

以上ノ趣旨ニ依リ之カ具体的施設ノ大要ヲ述フレハ左ノ如シ

一、監督ニ関スル事項

(イ) 内務大臣管理ノ下ニ職業局ヲ置キ左ノ事務ヲ管掌セシム

1. 職業紹介ノ連絡及監督ニ関スル事項

2. 失業ノ防止及救済ニ関スル事項

3. 労働ノ需給統制ニ関スル事項

4. 失業保険ニ関スル事項

5. 職業指導ニ関スル事項

6. 職業紹介所職員養成ニ関スル事項

7. 失業及労働事情ノ調査ニ関スル事項

(ロ) 産業及労働需給ノ関係ヲ考慮シ適當ノ区域ヲ定メ地方職業局
ヲ置キ管轄区域内ニ於ケル前項ノ事務並職業紹介所相互ノ連絡

ニ関スル現業事務ヲ管掌セシム

(ハ) 地方職業局ニ現業ニ精通セル勞務官ヲ置キ職業紹介所ノ監督
指導並連絡ニ関スル事務ヲ掌ラシム

(ニ) 人口、産業及労働需給ニ鑑ミ職業紹介所ノ規程ヲ定ムルコト

尚必要ニ応シ支所ヲ設クルコト

二、聯絡ニ関スル事項

- (イ) 集團の又ハ季節的聯絡紹介ニ関シテハ地方職業局其ノ衝ニ當リ臨機適當ナル方法ヲ定メ之カ統制ニ任スルコト
- (ロ) 前項以外ノ聯絡紹介ニ就テハ職業紹介所長ノ裁量ニ委スルコト
- (ハ) 連絡ノ要否ノ認定ハ職業紹介所長ノ裁量ニ委スルコト
- 三、其ノ他国営実施ニ伴ヒ施設スヘキ事項
- (イ) 朝鮮、台灣、樺太其ノ他植民地ニ国営ノ職業紹介所ヲ設置スルコト
- (ロ) 職員ノ採用ニ関シテハ特別任用ノ方法ヲ講スルコト
- (ハ) 労務者雇入解雇ノ届出ニ関スル法規ヲ制定スルコト
- (ニ) 雇傭証明制度ヲ実施スルコト
- (ホ) 失業者ノ登録制度ヲ実施スルコト
- (ヘ) 労働移動ニ関スル交通費ヲ減免スルコト
- (ト) 職業輔導及再教育機関ノ普及充実ヲ図ルコト

〔四一二〇〕

昭和五年三月十九日名古屋地方職業紹介委員会答申
昭和四年十二月二十六日発社第一一四号諮問

諮問

発社第一一四号

名古屋地方職業紹介委員会

名古屋地方職業紹介事務局管内ニ於ケル職業紹介事業ノ連絡並監督上改善又ハ施設ヲ要スヘキ具体的事項ニ関シ其ノ会ノ

意見ヲ諮フ

昭和四年十二月二十六日

内務大臣 安達謙蔵

答 申

発社第一号

昭和五年三月十九日

名古屋地方職業紹介委員会会長 岡 正雄

内務大臣 安達謙蔵殿

昭和四年十二月二十六日発社第一一四号ヲ以テ諮問相成候職業紹介事業ノ連絡並ニ監督上改善又ハ施設ヲ要スヘキ具体的事項ニ関スル件慎重審議ノ上別紙ノ通り決議致候
右及答申候也

職業紹介事業ノ連絡並ニ監督上施設改善要綱

現在職業紹介事業ノ連絡ハ周到敏速ヲ欠クモノ少カラス其ノ監督指導ニ於テモ亦徹底セサル憾ミアリ之カ原因ハ多々アル可シト雖モソノ主タルモノハ職業紹介機関ノ経営主体ノ不統一ニ存スト認ム政府ハ宜シク速ニ職業紹介所ノ経営主体ヲ国営トナシ事業本来ノ性質ニ鑑ミ限定セラレタル行政区域ヲ徹廃シテ連絡上ノ円滑ヲ期シ併テ監督上ノ支障ヲ除キ而シテ行詰マレル事業ノ徹底的充実ヲ図リ刻下急迫セル失業不安ノ打開ニ努メ真ニ国運進展ノ実現ヲ望ム
右ノ見地ヨリシテ施設改善ヲ要スヘキ事項ヲ国営実施ノ上ト其ノ実施迄ノ応急施設トノ二項ニ別チ答申セントス

(甲) 国営ヲ実施ノ上連絡並ニ監督上改善又ハ施設ヲ要スヘキ事項

一、政府ハ職業紹介所ノ国営ヲ速ニ実施スルコト

二、財政上全国的ニ職業紹介所ノ国営ヲ実現スルコト困難ナルト

キハ少クトモ枢要地ノ職業紹介所ヲ国営トスルコト

三、職業紹介所ノ普及、地方職業紹介事務局ノ増設ヲ図リ職業紹介網ノ完成ヲ期スルコト

四、朝鮮、台湾、樺太、関東州等ニ職業紹介制度ヲ確立シ之ト内地職業紹介所ト緊密ナル連絡ヲ図ラシムルコト

五、官公署、銀行、工場、商店ノ代表者其ノ他一般雇傭主ニシテ(相当纏リシ)解雇、雇入ヲ為ス場合ハ予メ其ノ旨職業紹介事務局ニ通報セシムルコト

六、職業紹介連絡上積極的ニラジオ利用ノ途ヲ図ルコト

七、職業紹介所ト連携シ失業保険制度ヲ設クルコト

八、職業紹介事務局ノ取扱ヲ専門化セシメ其レニ適応スル連絡方法ヲトルコト

九、職業紹介事務局ニ労務官ヲ置キ管内ノ労務需給ノ状況調査、集団的移動紹介、職業紹介所ノ監督等ニ当ラシムルコト

十、職業紹介事務局又ハ職業紹介所ハ特ニ左記官公署、各団体、其ノ他ト有効緊密ナル連絡ヲ保ツコト

(イ) 道路、港湾、河川、都市計画、其ノ他ノ土木事業、開墾、

殖林等ノ事業ヲ起興スル官公署

(ロ) 商工会議所、同業組合、其ノ他各種実業団体

(ハ) 労働組合

(ニ) 国外求職移民ニ関シ国際労働事務局

(ホ) 海外移住組合、其ノ他移住助成機関

(ヘ) 船員職業紹介所

(ト) 事業調節委員会

(チ) 授産事業施設

(リ) 労働者保護ニ関シ取締監督ノ権限ヲ有スル官庁
(ヌ) 方面委員

十一、職業紹介事務局ニ職業指導専任ノ職員ヲ置キ教育機関ト有機的連絡ヲ保タシムルコト

十二、職業紹介所ノ後援団体ヲ設ケ助成的活動ヲ為サシムルコト
十三、左記事項ヲ職業紹介事業ニ関スル官庁ニ於テ監督セシムルコト

(イ) 営利職業紹介事業、女工保護組合及人夫供給業、派出婦会、

其ノ他職業紹介類似営業ニ対スル取締ニ関スル件

(ロ) 失業ノ防止及救済事業ニ関スル件

(ハ) 労働者募集取締ニ関スル件

(ニ) 外国人ノ労働許可ニ関スル件

(乙) 国営実施ニ至ル迄ノ応急施設トシテ連絡並監督上改善又ハ施設ヲ要スヘキ事項

一、甲号三項ヨリ十三項ニ至ル各事項

二、職業紹介所経費ニ対シ国庫補助ヲ増額スルコト

三、職業紹介所ノ連絡ニ要スル費用ハ国庫ニ於テ支弁スルコト

四、汽車汽船賃割引証交付規定ヲ改正シ職業紹介所ノ紹介ニ依ル

者及引卒者ニモ交付ノ途ヲ講スルコト

五、職業紹介所ノ職員制ヲ制定スルコト

六、職業紹介所従事員ノ養成機関ヲ設クルコト

七、職業紹介所間ノ連絡方法ヲ單純化スルコト

昭和五年三月二十七日

〔四一二一〕人口食糧問題調査会答申

分配及消費ニ関スル方策答申

人口問題対策ニ関シテハ曩ニ内外移住拓殖並労働需要調節ニ関スルモノノ外人口統制並ニ生産力増進ニ関スル諸方策ヲ答申スル所アリタリト雖天然資源乏シク人口増加著シキ我国ノ現状ニ徴スレハ未タ之ヲ以テ足レリト為スヲ得ス、生活資料ノ分配ヲ適正ナラシメ其ノ消費ヲ有効適切ナラシムルハ如上ノ諸方策ト相俟テ人口支持ノ対策トシテ甚タ緊要ナリト認ム、其ノ方策ノ大要左ノ如シ

一、生計費及其ノ指数ニ関スル調査ヲ継続的ニ行フコト

二、救貧制度ノ整備実施ニ努ムルト共ニ最低賃銀制度、各種社会保険等生活保障ニ関スル適切ナル施設ヲ調査実行スルコト

三、失業保険其ノ他職業保障ニ関スル適切ナル施設ヲ調査実行スルコト

四、株主配当並重役賞与ノ制限其ノ他ノ分配ノ公正ヲ期センカ為適當ノ方途ヲ講スルコト

五、不勞所得ノ制限、奢侈ノ防止ヲ目的トスル税法改正ヲ期スルコト

六、生活必需品ノ供給ニ於ケル独占並価格協定ニ対シ監督ヲ厳ニスルコト

七、都市ニ於ケル住地宅地ノ整理改善就中不良住宅ノ根絶ヲ図ルコト

借地借家ニ関スル法制上ノ欠点ヲ補ヒ其ノ完備ヲ期スルコト

八、小運送其ノ他ノ運輸施設、市場其ノ他ノ販売組織並質屋其ノ他金融機関ノ改善ヲ期シ其ノ充実整備ヲ図ルコト

九、消費組合其ノ他協同組合ノ普及發達ヲ図ル為其ノ奨励助長ヲ

為スト共ニ之カ法制ノ完備ヲ期スルコト

十、消費ノ節約、貯蓄ノ奨励ニ関シ時代ニ適応スル計画ヲ案シ虚礼冗費ノ因襲打破ニ努ムルコト

十一、消費ノ合理化ニ関スル調査研究ヲ行ヒ且ツ之カ実行ニ関スル諸般ノ施設ヲ講スルコト

註 諮詢第一号「人口問題ニ関スル対策特ニ我国ノ現状ニ鑑ミ急速実施ヲ要スト認ムル方策如何」ニ関スル答申

〔四一二二〕 昭和五年五月二十二日中央職業紹介委員会答申
昭和四年十二月二十六日發社第一一四号諮問

諮問

發社第一一四号

中央職業紹介委員会

職業紹介事業ノ連絡並監督上改善又ハ施設ヲ要スヘキ具体的事項ニ関シ其ノ会ノ意見ヲ諮フ

昭和四年十二月二十六日

内務大臣 安達謙藏

答申

昭和五年五月二十二日

中央職業紹介委員会会長 吉田 茂

内務大臣 安達謙藏殿

答申

昭和四年十二月二十六日發社第一一四号ヲ以テ諮問相成候職業紹介

事業ノ連絡並ニ監督上改善又ハ施設ヲ要スヘキ具体的事項ニ関シ慎重審議ノ上別紙ノ通決議及答申候也

追テ別冊参考迄ニ添付致置候

職業紹介事業ノ連絡及監督上改善要綱

失業保険其他各般ノ失業対策ハ職業紹介制度ノ整備充実ニ依ルニ非スンハ之カ実現運用ヲ期スルコトヲ得ス本委員会ハ失業問題ノ緊要逐年増大スルノ情勢ニ鑑ミ速ニ職業紹介事業ノ国営ヲ実施スルノ必要ヲ認ムルト共ニ今日ノ事態深刻ナル実情ニ対応スルタメ直ニ各種ノ失業対策ト相俟ツテ一ニハ極力之ニ要スル費用ノ増額ヲ図リ全国的職業紹介網ヲ完成シ二ニハ職業紹介機関ト各種行政機関トノ連絡關係ヲ緊密円滑ナラシメ以テ職業紹介事業ノ能率ヲ發揮セシムルヲ刻下ノ急務ナリト信ス

右ノ趣旨ニ依リ職業紹介事業ノ連絡及監督上改善又ハ施設ヲ要スヘキ事項ニ関シ此際速ニ実施ヲ要スト認ムヘキ具体的方策ヲ挙クレハ左ノ如シ

第一、地方職業紹介事務局ヲ増設シ且ツ其ノ現業化ヲ計リ特ニ集团的及季節的労働移動ノ事務局ヲ掌ラシムルコト

第二、中央及地方職業紹介事務局ノ費用ヲ増額シ且ツ局長其他職員ノ地位ヲ高ムルコト

第三、営利職業紹介、労働者募集其他之ニ類スル事業ノ取締ニ任スル行政官庁ハ其ノ取締ニ関シ地方職業紹介事務局長ト協議ヲ為シ又ハ其意見ヲ徴スルト共ニ関係職員ヲシテ職業紹介事務局事務ニ参与セシムル等従来他ノ行政官庁ニ於テ取扱ヒ来リタル職業関係事務ト職業紹介事業トノ関係ヲ緊密ナラシムルコト

第四、職業紹介事務局内ニ産業並労働事情ニ精通セル労務官ヲ置キ

職業紹介所ノ事業ノ指導並ニ連絡ノ事務ニ従事セシムルコト

第五、職業紹介所ノ経費ニ対シテハ国庫ハ少クトモ其ノ二分ノ一ヲ支出シ以テ職業紹介所ノ普及充実ヲ期スルコト

第六、職業紹介所ノ規格ヲ定メ其ノ内容ノ充実ヲ期スルト共ニ職員ノ資格規定ヲ設ケ且ツ其ノ養成ノ途ヲ講シ之カ素質ノ改善並ニ地位ノ向上ヲ図ルコト

第七、職業紹介上ノ連絡ノ要否ニ就テハ事情ニ応シ職業紹介所長ノ裁量ヲ認ムルト共ニ連絡ノ系統並手續ヲ単純化スル等現行連絡規定ヲ改正スルコト

第八、職業紹介機関相互ノ連絡ヲ容易迅速ナラシムル為メ通信及交通機関ノ利用ニ関シ料金ノ減免其ノ他出来得ル限りノ特典ヲ与フルコト

第九、朝鮮、台湾、樺太等ノ地方ニ職業紹介制度ヲ確立シ内地ノ職業紹介所ト連絡ヲ図ラシムルコト

第十、職業輔導及再教育機関ノ普及充実ヲ図リ之ト職業紹介機関トノ緊密ナル連絡ヲ図ラシムルコト

第十一、学校卒業生ノ未就職者特ニ多キ現状ニ鑑ミ各学校ト職業紹介機関トノ連絡ヲ緊密ナラシメ卒業生ノ就職ニ関シ一段ノ努力ヲ為スコト

以上ノ事項ノ内ニハ本委員会ニ於テ既に再三決議答申シタルニ拘ラス未タ其ノ実現ヲ見サルモノ少カラス、本委員会ハ現下ノ失業状態カ職業紹介機関ノ整備及活動ニ俟ツ所大ナル事情ニ鑑ミ、且従来国家及公共団体カ之ニ対シ比較的冷淡ナリシ事情ニ顧ミ政府カ本答申ノ事項ヲ速ニ実施セラレンコトヲ望ム

(別冊省略)

昭和五年七月二十六日

〔四―二三〕 失業防止委員会失業対策部会決議

日傭労働者ノ失業ニ対スル応急的施設要綱

本委員会ハ日傭労働者ノ失業ニ対スル応急的施設トシテ別紙要綱ニ掲クル諸方策ノ実施ヲ必要ナリト認ム

日傭労働者ノ失業ニ対スル応急的施設要綱

一、政府ハ鉄道、電力、電燈、瓦斯、水道等ノ事業ニシテ現ニ出願中ニ係ルモノニシテ許可又ハ認可スヘキモノハ此際速ニ之ヲ決定シ工事ニ着手セシムルト共ニ既ニ許可又ハ認可シタル事業ニシテ各種ノ事情ニ因リ工事未着手、延期若ハ中止中ノモノニ対シ速ニ工事ヲ進捗セシムル為適當ノ措置ヲ講スルコト

二、失業救済事業ノ施行ニ関シテハ特ニ左ノ点ニ留意スルコト

(イ) 失業救済事業ノ規模ハ從來概ネ要救済失業者数ニ比シ過小ナリト認ムルヲ以テ各事業主体ハ其ノ規模ヲ拡大シ要救済失業者全数ニ適応スル様計畫ヲ樹ツルコト

(ロ) 失業救済事業ニ対スル国庫補助率ヲ増スコト

(ハ) 失業緩和ノ為国家モ亦失業救済事業ノ施行ニ任スヘク政府ハ必要ニ応シ繰延事業中失業ノ緩和ニ寄与スルコト大ナルヘキモノヲ此際可及的繰上施行シ又ハ直営ノ失業救済事業ヲ起興スルコト

(ニ) 失業救済事業ノ施行ニ関シテハ今後一層之カ手続ノ敏速ヲ図リ其ノ時宜ヲ失セサル様努ムルコト

三、民間ニ於ケル各種事業及各個人ノ建築、土木、修繕等ノ工事ヲ此際施行スル様勧奨シ以テ失業ノ緩和ニ資セシムルコト

四、失業労働者ヲ就労セシムル為從來ノ失業救済事業ノ外各地方ニ

開墾、用排水、造林、林道開鑿等ノ事業ノ起興ヲ図ルコト

五、日傭労働者専門職業紹介所ヲ増設スルコト尤モ職業紹介事務ニ就テハ速ニ之カ刷新ヲ図ルコト

六、事業ヲ失業ノ最モ甚シカルヘキ時期ニ調節施行スルノ結果之カ翌年度繰越ヲ見ルコトアルヘキハ誠ニ止ムヲ得サル所ナリト雖然ラサル場合ニ於テハ各事業主体ハ細心ナル注意ヲ払ヒ与ヘラレタル予算ヲ所定年度内ニ執行シ以テ出来得ル限り失業ノ緩和ニ資スルコト

附帯決議

政府ハ速ニ救護法ヲ実施スルコト

昭和五年十一月二十六日

〔四―二四〕 失業防止委員会失業対策部会決議

解雇防止ノ為ノ労働時間短縮ニ関スル決議

失業防止ノ根本方策ハ産業ノ振興ニ在ルコト論ヲ俟タサル所ナリト雖、事業存続ノ必要上労働力ノ減少ヲ図ルノ已ムヲ得サル場合ニ於テ労働時間短縮ノ方法ニ依リ解雇ヲ防止シ得タル実例乏シカラス。本委員会ハ解雇カ一面熟練労働者ヲ失ヒテ産業ノ基礎ヲ損ヒ他面失業者ヲ増加セシメテ社会ノ不安ヲ醸成スル所以ナルニ鑑ミ当面ノ対策トシテ事情ノ許ス限り居残作業ノ制限、就業時間ノ短縮、継続工程作業ニ於ケル三交替制ノ採用及休日増加等ノ方法ニ依リ成ル可ク解雇者ヲ出ササルコトニ努ムルト共ニ之ニ伴ヒ被傭者収入減額ノ已ムヲ得サル場合ト雖出来得ル限り其ノ生活ニ甚シキ影響ヲ与ヘサルニ努ムルノ要アリト認ム而シテ之カ実行ニ当リテハ事業関係者カ交

譲シテ平和ノ裡ニ事業ノ維持ト失業ノ防止トヲ図ルヘキモノナリト認ム

〔四―二五〕

昭和六年三月二十四日大阪地方職業紹介委員会答申
昭和五年十二月二十七日発社第一四四号諮問

諮問

発社第一四四号

大阪地方職業紹介委員会

管内ニ於ケル工場労働者ノ職業紹介ニ関シ一層其ノ実績ヲ挙クルニ有効適切ナル施設ニ関スル其ノ会ノ意見如何
右諮問ス

昭和五年十二月二十七日

内務大臣 安達謙蔵

答申

収委第一号ノ二五

昭和六年三月二十四日

大阪地方職業紹介委員会会長 柴田善三郎

内務大臣 安達謙蔵殿

昭和五年十二月二十七日附発社第一四四号ヲ以テ御諮問相成候管内ニ於ケル工場労働者ノ職業紹介及除隊兵ノ職業紹介ニ関シ其ノ実績ヲ挙クルニ有効適切ナル施設ニ関スル件慎重審議ノ上別紙ノ通決議及答申候也

答申

工場労働者ノ雇傭ハ現在尚職業紹介機関ノ介在ヲ待タス旧来ノ慣習

タル直接募集又ハ縁故紹介等ニヨリ成立スル場合多ク從テ之カ職業紹介ノ実績ハ商業使用人其ノ他ニ比シ遜色アルヲ免レサルハ甚タ遺憾トスルトコロナリ、惟フニ徒弟制度ノ崩壊並技術習得ノ方法カ特殊の熟練ヨリ科学的智識ニ漸次移行シツツアル事情ハ自ラ雇傭形態ノ変化ヲ促シ将来職業紹介機関ノ活動分野ヲ拡大スルコト必然ナリ之カ対策ハ從來本委員会ニ於テ答申セル職業紹介事業改善ニ関スル諸方策ヲ樹立シ速ニ職業紹介所ノ国営ヲ断行スルト共ニ其ノ組織構成ノ拡張ヲ計ルノ要アリト認ムルモ差当リ工場労働者紹介ノ現状ニ鑑ミ実施スヘキ事項ヲ挙クレハ左ノ如シ

一、全般的ニ職業紹介所ノ規格統一ヲ計リ殊ニ大都市ニ於ケル一般職業紹介所ハ之ヲ廃合整理シ各専門部ヲ総合シタル大規模ノ職業紹介所ヲ適當ニ配置スルコト

二、工業都市ニ於ケル職業紹介所ニハ各種工業ノ業態別ニヨル部門ヲ設ケ各部門ニハ當該労働事情並雇傭状況ニ精通セル職員ヲ専任スルコト
三、職業紹介所ニ工場労働者ノ身体検査及伎両検定ノ制度ヲ設クルコト

四、職業紹介所ハ求職者ノ身元、伎両、前職及身体状況等ヲ登録シ必要ニ応シ之ヲ証明スルコト

五、工業都市ニ於ケル職業紹介所ニハ各種工業ノ使用者及労働者並其ノ他各方面ノ適任者ヲ以テ常設委員会ヲ組織セシムルコト

六、製糸、紡織等女工供給地ノ職業紹介所ニハ労働者ノ父兄ヲ加ヘタル委員会ヲ設ケ常ニ家庭ト工場トノ連絡並女工ノ保護指導ニ当ラシムルコト

七、工場労働者ノ移動紹介ニ関シテハ現行連絡規定ヲ改正シ其ノ運用ヲ円滑ナラシメ左記事項ニ留意スルコト

- (イ) 求職者ニ対シ労働市場ノ状況及雇入工場ノ労働事情ヲ知悉セシメ就職ノ意思ヲ確実ナラシムルコト
- (ロ) 特殊技能ノ求人又ハ求職ニ対シテハ特別ノ告知方法ヲ講スルコト
- (ハ) 集団的労働移動ノ場合ハ職業紹介関係委員ヲシテ之ヲ指導引卒セシムルコト
- (ニ) 集団的労働移動ニ際シテハ職業紹介機関ノ敏活ナル活動ヲ促スタメ臨機職業紹介所ノ動員ヲ行フコト
- (ホ) 製糸、紡織等多数女工紹介ニ際シテハ特ニ需要地及供給地ノ職業紹介所ノ直接連絡ヲ計ルコト
- (ヘ) 労働移動並連絡事務ニ要スル経費ハ国庫ノ負担トスルコト
- 八、就職者汽車汽船賃割引ニ関スル適用範囲ヲ拡張シ其ノ家族ニモ特典ヲ与フルコト
- 九、旅費貸付ノ施設ヲ講シ回収不能ノ場合正当ノ理由アルモノニ付テハ国庫ニ於テ之ヲ補償スルノ制度ヲ設クルコト
- 十、職業紹介所ニ於テハ適當ノ時期ヲ定メ工場職員トノ会合ヲ催シ意志ノ疎通ニ努メ以テ工場トノ連絡ヲ緊密ナラシムルコト
- 十一、職業紹介所ハ特ニ雇傭主並労働者ノ諸団体トノ連絡ニ努ムルコト
- 十二、地方職業紹介事務局ハ其ノ管轄区域内ニ於ケル産業及労働事情ニ関シ定期的基礎調査ヲ施行スルコト
- 十三、主要工業地域ニ簡易ナル再教育機関ヲ設ケ熟練労働者ノ職業転換ニ資スルコト
- 十四、工場労働者ノ集団的雇入又ハ解雇ヲナサントスル場合ハ予メ之ヲ当該地方職業紹介事務局ニ通告スルノ義務ヲ工場主ニ課スル

コト

附帶事項

- 客年十月国勢調査ノ結果三十有余萬ノ失業者数ヲ見タルカ爾來財界ノ不況益々深刻ヲ極メ大小ノ解雇頻々トシテ行ハレ為ニ失業者続出シ世相益々陰悪ナラントスルノ際更ニ近ク軍備制限ノ結果多数ノ解雇ヲ見ントスルハ寔ニ遺憾トスルところナリ
- 惟フニ刻下ノ要務ハ速ニ失業ノ防止並救済ノ方途ヲ講シ須ク人心ノ安定ヲ期スルニアルヲ以テ此際左記諸方策ノ急速実施ニ努ムルノ要アリト認ム
- 一、工場ニ於ケル労働時間又ハ労働日数ヲ短縮シ以テ失業ヲ防止スルト共ニ就業ノ機会ノ増加ニ努ムルコト
 - 二、鉄道ノ建設改良、官公衙ノ建築、橋梁ノ架設、都市計画事業等ノ公企業ニ依リ熟練労働者ノ失業緩和ヲ計ルコト
 - 三、公企業ニ要スル従業員ノ採用ハ事業ノ直営又ハ請負ニ不拘總テ職業紹介所ヲ經由セシムルコト
 - 四、公企業ノ既定年度ヲ繰上ケ事業ヲ施行シ失業者雇傭ノ途ヲ開クコト
 - 五、家庭工業統制ノ方法ヲ講シ以テ産業ノ振興ト労働需要ノ喚起トヲ計ルコト
 - 六、失業者ヲ多数雇傭セル篤志ノ事業主ニ対シ適當ナル推奨援助ノ方法ヲ講スルコト
 - 七、失業救済基金制度及失業保険制度ヲ考究実施スルコト

昭和六年四月二十二日

〔四―二六〕失業防止委員会決議

官公営事業ノ繰上施行ニ関スル決議

熟練労働者失業救済ノ必要ニ鑑ミ継続費予算ニ計上シタル政府及公共団体ノ営繕事業及物品ノ購入ハ後払等ノ方法ヲ講シ其ノ枢要ノ程度ニ応シ可成繰上施行スルノ方針ヲ採ルヘキモノト認ム

尚特殊ノ財源アル事業ニシテ予算ニ計上セラレサルモノニ付テハ速ニ之カ計上実施ヲ図ルヘキモノト認ム

昭和六年七月十五日

〔四―二七〕失業防止委員会決議

知識階級失業対策ニ関スル決議

我国現下ノ知識階級失業問題ハ一般智の労働者ノ失業問題ノ外中等程度以上ノ学校卒業生ノ未就職問題ヲ併セ包含シ其ノ国家社会ニ及ス思想的影響極メテ大ナルモノアリ之カ解決ハ刻下緊要ノ一案件タリ。而シテ之カ原因ハ一面財界ノ不況ニ基ク就職機会ノ欠乏ト他面我国ニ於ケル中等程度以上ノ教育ニ対スル国家ノ制度並一般国民ノ態度カ時世ニ適合セサルモノアルニ基因スル所尠カラス故ニ我国知識階級失業問題ニ関スル対策ハ一ニシテ止ラスト雖之カ根本的解決ヲ為サント欲セハ一ニハ産業各方面ノ振興ヲ図リテ労働需要ノ増進ヲ促スト共ニ進シテ教育制度ノ改革ヲ断行シ教育觀念ノ是正ヲ期図シ以テ知識階級供給過剰ノ源ヲ塞カサルヘカラス

如上ノ見地ニ基キ知識階級失業対策トシテ緊急実施ヲ要スト認ムル事項ノ大要左ノ如シ

第一、教育制度ノ改革並教育觀念ノ是正ニ関スルモノ

学校ノ種類、数、配置及学校教育ノ内容ヲ社会ノ需要ニ適合セシメ以テ教育ノ實際化ヲ図ルト共ニ一面学校卒業ニ附随セル特權中時世ニ適合セサルモノヲ廃止シ各学校カ徒ニ他ノ上級学校ノ準備機関タルニ止マルノ弊ヲ矯メ以テ高等教育機関ニ対スル過当ノ集中ヲ抑制シ他面学校卒業生及其ノ父兄等ヲシテ知識階級ニ伴フ伝統的特權意識ニ煩ハサルルコト無ク广大ナル分野ニ職業ヲ求ムルノ態度ヲ持セシムルコト

第二、産業ノ振興就中国産奨励ニ関スルモノ

産業ヲ振興シテ就職機会ヲ豊富ナラシムルコトハ一般失業問題ニ対スル基本的対策ニシテ延イテ知識階級失業緩和ノ為ニモ欠クヘカラサル事項タリ。故ニ政府ハ臨時産業審議会等ノ活動ヲ促シテ産業各方面ノ振興ニ関スル適切ナル方策ノ樹立實現ニ努ムヘク殊ニ国産奨励ノ如キハ国内消費者ノ利害關係ニ充分ナル考慮ノ払ハルル限り当面ノ対策トシテ極メテ推奨スヘキモノナルヲ以テ剴切ナル具体案ノ實現ニ関シ一段ノ努力ヲ致スコト

以上二項ノ外職業指導ノ徹底ヲ図リテ青少年ノ職業選択及進学方向ヲ適正ナラシメ失業者ニ対スル職業輔導ノ方途ヲ講シテ就職ニ便ニシ小額給料生活者授職施設ヲ拡充シテ實際ノ必要ニ適合セシメ内外移植民ノ保護奨励ヲ図ルカ如キモ知識階級ニ対スル失業対策トシテ看過スヘカラサルモノニ属ス本委員会ハ政府力之等ノ施設ニ付テモ遺憾ナキヲ期セムコトヲ望ムモノナリ

〔四一八〕

昭和六年十月八日青森地方職業紹介委員会答申

昭和六年二月十四日発社第一四四号諮問

諮問

発社第一四四号

青森地方職業紹介委員会

管内ニ於ケル季節の出稼労働者ノ職業紹介ニ関シ一層其ノ実績ヲ挙クルニ有効適切ナル施設ニ関スル其ノ会ノ意見如何
右諮問ス

昭和六年二月十四日

内務大臣 安達謙蔵

答申

青地発第二七三号

昭和六年十月八日

青森地方職業紹介委員会会長 守屋磨瑳夫

内務大臣 安達謙蔵殿

昭和六年二月十四日発社第一四四号ヲ以テ御諮問相成候事項中第一項ノ「管内ニ於ケル季節の出稼労働者ノ職業紹介ニ関シ一層其ノ実績ヲ挙クルニ有効適切ナル施設ニ関スル件」慎重審議ノ上別冊施設要綱ノ通決議仕候条此段及答申候也

追而本件ニ関シテハ特別委員ヲ設ケ充分調査講究ヲ為サシメタルモノニ有之右特別委員会経過ニ関スル特別委員長ノ報告書及添付候

季節の出稼労働者職業紹介施設要綱

第一、現在職業紹介所ノ分布未タ充分ナラサルト共ニ其ノ内容亦貧弱ナルモノ多キヲ以テ速ニ之カ普及並充実ヲ図ルコト

一、季節の出稼労働者ノ供給地並需要地市町村ニハ必ス常時若ク

ハ季節的ノ職業紹介所ヲ設置スルコト

二、市町村ニ於テ職業紹介所ノ設置困難ナル場合ニハ適當ナル公益団体ニ於テ之ヲ設クル方途ヲ講スルコト

三、道府県ニ於テモ市町村ト同様職業紹介所ヲ設置シ得ル様制度ヲ改ムルコト

四、常設職業紹介所ハ勿論季節的職業紹介所ニ於テモ其ノ期間必ス斯業ニ関シ特別ナル知識経験ヲ有スル専任職員ヲ置クコト

五、職業紹介所費ニ対スル国库補助ノ増額ヲ速カニ実施スルコト

六、道府県費ヲ以テ相当ノ補助ヲナスコト

七、前二項ノ補助ノ割合ハ必スモ一率ナルコトヲ要セス専任職員ノ数並給料其ノ他職業紹介所ノ規模ニ応シ相当増減シ得ルノ方途ヲ講スルコト

第二、職業紹介所ノ連絡ヲ一層円滑敏速ナラシムルト共ニ其ノ指導監督ノ徹底ヲ期スル為メ地方職業紹介事務局ノ増加並其ノ内容ノ充実ヲ図ルコト

一、北海道ニ地方職業紹介事務局ヲ設置スルコト

二、職員並経費ヲ拡充スルコト

三、季節の出稼労働者ノ需給特ニ多キ地方ニハ其ノ期間出張所ヲ設ケ得ルノ方途ヲ講スルコト

第三、樺太ニ於ケル職業紹介所ノ普及ヲ図ルト共ニ速ニ職業紹介法ヲ実施スルコト

尚之カ実施ニ至ル迄適當ナル方法ニ依リ内地職業紹介機関トノ緊密ナル連絡ヲ図ルコト

第四、季節の出稼労働者ノ紹介ニ関シ予メ需給両者ノ協調ヲ図リ其ノ円満ナル運行ヲ期スル為メ特別ナル委員会ヲ設クルコト

一、委員ニハ事業主並ニ労働者ノ利益ヲ代表シ得ルモノ、職業紹介機関、庁府県其ノ他需給両方面ニ於ケル主ナル関係者ヲ網羅スルコト

二、委員会ニ於テハ出稼労働者ノ配給、賃銀、待遇改善等ノ問題ニ関シ懇談協議ヲ遂クルコト

三、委員会ハ地方職業紹介事務局ニ置クコト

関係区域二以上ノ地方職業紹介事務局ニ互ルトキハ適當ニ定ムルコト

第五、実情ニ適応セル労働ノ需給調節ヲ図ル為職業紹介機関並其ノ所在市町村ニ於テハ特ニ左記ノ方法ヲ講スルコト

一、地方職業紹介事務局ニ於テハ管内各種季節的労働ニ関スル調査ヲ行フコト

二、職業紹介所ニ於テ求人ノ申込ヲ受ケタル場合其ノ申込者ノ実情並其ノ内容等ノ精査ヲ要スルハ勿論需要地職業紹介所ニ於テハ平時関係地方ニ於ケル事業主ニ関シ事業ノ経営方法、雇傭条件、労働者待遇ノ実情等ヲ調査シ置クト共ニ勞務需要ノ現状ヲ知悉スルニ努ムルコト

三、供給地職業紹介所ニ於テハ常ニ関係地方ニ於ケル出稼希望労働者ノ登録ヲ為シ其ノ経歴、技能、身上等ニ関スル詳細ナル調査ヲ為シ置クコト

四、職業紹介所ニ於テ求人求職ノ申込ヲ受ケル場合其ノ重複煩雜ヲ避クル為メ予メ取扱範圍ヲ定ムル等之ヲ統一スルニ適當ナル方法ヲ講スルコト

五、漁業労働者ノ如キ年々常備ノ慣習アルモノニ付テハ或程度ノ指名求人ヲ認容スルコト

但シ其ノ範圍ハ事業経営上已ムヲ得サル限度ニ止メ必ス相当数ノ任意採用者ヲ含マシムルコト

六、季節的の出稼労働者多キ地方ニシテ職業紹介所ノ設置ナキ町村ニ対シテハ常時若クハ季節的ニ紹介事務取扱ノ専任職員ヲ設ケシメ予メ定メタル職業紹介所ト連絡シテ求職者ノ登録並ニ之ニ伴フ諸般ノ往來通達等ニ関スル事務ヲ執ラシムルコト

七、雇傭契約書ハ可成職業紹介所ヲ經テ手交セシムルコト

八、需給兩地ノ職業紹介所ハ常ニ緊密ナル連絡ヲ保チ関係市町村、保護組合其ノ他ノ機関ト協力シテ就労者ニ対スル労働条件ノ履行ヲ監視スルト共ニ其ノ帰還ニ際シテモ保護ノ方途ヲ講スル等出稼労働者ノ福利擁護ニ努ムルコト

九、季節的の出稼労働者ノ紹介ニ関シ職業紹介所ノ事業ヲ補助セシムル為メ其ノ市町村ニ斯種出稼労働並其ノ紹介事業ニ関シ知識経験ヲ有スル者及其ノ他関係者ヲ以テ組織スル「出稼労働紹介委員」ヲ設ケルコト

第六、出稼労働者移動紹介ノ迅速確實ヲ期スル為職業紹介機関相互ノ連絡ニ関シテハ左記ノ方法ヲ講スルコト

一、職業紹介所ニ於テ求人（求職）ノ申込ヲ受ケタル場合其ノ連絡ヲ要スル区域、職業紹介法施行規則第十二条ニ依リ定メラレタル区域外ニ互ルモノト認メタルトキハ直ニ地方職業紹介事務局ト連絡スルコト

二、地方職業紹介事務局相互ノ間ニ於テハ直接連絡ヲ為シ得ルノ方途ヲ講スルコト

三、連絡日報ヲ受ケタル職業紹介所ニ於テハ直ニ之ニ対シ紹介ヲ為シ得ルヤ否ヤノ調査ヲ為シ其ノ見込ヲ連絡日報ヲ作製セル職

業紹介所又ハ地方職業紹介事務局へ通報スルコト

四、聯絡日報ニ依リ紹介ヲ為シタル場合ハ連絡日報ヲ作製セル職業紹介所又ハ地方職業紹介事務局ニ通報スルト共ニ原発職業紹介所ニモ通報スルコト

五、聯絡ニ関スル諸般ノ通報ハ時宜ニ応シ其ノ様式方法等ヲ可成簡易ナラシムルコト

第七、職業紹介所々在ノ地方ニ於ケル出稼労働者供給組合ハ之ヲ廃止シ必要ニ応シ専ラ出稼労働者ノ保護共済ヲ目的トスル組合（保護組合）ヲ設クルコト

一、保護組合ニ於テハ職業紹介機関ト緊密ナル連絡ヲ保チ出稼労働者ノ就職後ニ於ケル保護指導並家族ノ保護等ヲナスノ外其ノ信用傷病災害並失業ニ対スル保障ニ関スル事業ヲ行フコト

二、保護組合ニ対シテハ地方公共団体ヨリ相当補助金ヲ交付スルト共ニ政府ニ於テモ之カ補助助成ノ方途ヲ講スルコト

第八、労働者災害扶法ノ適用範囲ヲ拡張シ漁労ノ如キ危険多キ事業ニ従事スル労働者ヲモ包含セシムルノ外速ニ出稼労働者ノ就労保護ニ関スル法制ノ整備ヲ図ルト共ニ就労ノ実状ヲ視察シ得ルノ途ヲ講スルコト

第九、季節的出稼労働者ノ就労地又ハ集散地ニハ関係地方公共団体ニ於テ寄宿舍、宿泊所、食堂等ノ施設ヲ為シ之ニ対シ国庫ヨリ相当補助金ヲ交付スルコト

尚差当リ職業紹介所ノ事業ニ附帶シテ行フ斯種事業ニ対シテハ職業紹介法ニ依ル国庫補助ヲ交付シ得ルノ方途ヲ講スルコト

第十、季節的出稼労働者ニ対スル技術ノ養成並其ノ向上ヲ図ル為メ関係地方公共団体、出稼労働者保護組合等ニ於テ職業輔導ノ施設

ヲ講スルコト

第十一、季節的出稼労働者ニ就テハ特ニ職業紹介所ノ紹介ニ依ル就労者汽車、汽船賃割引ノ範囲ヲ左記ノ如ク拡張スルコト
一、就職三ヶ月未満ノモノニ対シテモ割引ノ特典ヲ与フルコト

二、携帯荷物ノ運賃ニ就キテモ割引ノ方途ヲ講スルコト
三、帰還ノ際ノ運賃ニ就キテモ割引ノ方途ヲ講スルコト

第十二、労働者募集従事者並営利職業紹介業者ニ対スル取締ヲ一層厳ニシ其ノ弊害ノ芟除ニ努ムルト共ニ職業紹介所々在ノ市町村内ニ於ケル季節的出稼労働者ノ募集ハ之ヲ禁止スルノ方途ヲ講スルコト

第十三、職業紹介機関ハ常ニ庁府県其ノ他ノ関係官公署並各種事業団体ト緊密ナル連絡ヲ保チ其ノ綜合的活動ノ促進ヲ図ルコト

〔四一二九〕

昭和六年十一月十一日名古屋地方職業紹介委員会答申
昭和五年十二月二十七日発社第一四四号諮問

諮問

発社第一四四号

名古屋地方職業紹介委員会

管内ニ於ケル工場労働者ノ職業紹介ニ関シ一層其ノ実績ヲ挙クルニ有効適切ナル施設ニ関スル其ノ会ノ意見如何

右諮問ス

昭和五年十二月二十七日

内務大臣 安達謙蔵

発第二号

答 申

昭和六年十一月十一日

名古屋地方職業紹介委員会会長 香坂昌康

内務大臣 安達謙藏殿

昭和五年十二月二十七日発社第一四四号ヲ以テ諮問相成候事項ノ内管内ニ於ケル工場労働者ノ職業紹介ニ関シ一層其ノ実績ヲ挙クルニ有効適切ナル施設ニ関スル件慎重審議ノ上別紙ノ通り決議及答申候也

答 申

工場労働者職業紹介ノ整備、拡充ハ極メテ重要且緊切ナルニ拘ラス之カ施設、活動未タ見ルヘキモノナシ

職業紹介法布カレテ正ニ十年、現下急迫セル失業状態ハ特ニ職業紹介制度ノ一大改革ヲ要求ス此ノ秋ニ当リ職業紹介所ヲ国営ニ移シ職業紹介事業ノ根本ヲ確立シ併セテ職業紹介所員ノ養成機関ヲ設ケ益々職業紹介所ノ内容ノ充実、機能ノ發揮ヲ図ルハ焦眉ノ急務ナリト認ム

更ニ工場労働者職業紹介事業ノ徹底ハ失業保険制度ノ樹立及工場労働者保護ニ関スル法令ノ改正完備ヲ為スニ非サレハ其ノ実行ヲ期スルコト能ハス

右ノ見地ヨリ工場労働者職業紹介ニ関シ緊急施設ヲ要スヘキ具体的事項左ノ如シ

一、職業紹介所ハ工場労働者ノ職業紹介ニ関シ其ノ知識、技能ヲ精密ニ調査スルコト

二、工業労働者ノ職業紹介ニ必要ナル専門的知識ヲ習得セシムル為

速ニ職業紹介所職員ノ養成機関ヲ設置スルコト

三、工場労働者職業紹介ニ関シ専門職業紹介所又ハ職業紹介所ニ専門部ヲ設クルコト

四、職業紹介事務局ニ労務官ヲ設ケ労働、移動労働事情調査並職業紹介所ノ事業ノ指導ニ従事セシムルコト

五、工場ニ於ケル雇傭条件履行其ノ他職業紹介上必要ナル事項ニツキ工場監督ヲナスコト緊要ニシテ之カ為特ニ左記事項ニ関シ現行工場法規ヲ改正スルコト

(イ) 雇入ノ際工場主ノ表示セル雇傭条件ヲ履行セシムルコト

(ロ) 集団的雇入解雇ニ際シテハ工場代表者ヲシテ人数、性別、業務其ノ他職業紹介上必要ナル事項ヲ職業紹介所ニ通報セシムコト

(ハ) 労務官ヲシテ府県工場監督官ヲ兼務セシムルコト

六、職業紹介所ニ工場労働者職業紹介助成ノ為委員ヲ設クルコト

七、地方職業紹介事務局管轄区域ハ特ニ重要産業ノ労務需給関係ヲ考慮シ決定スルコト

八、工場労働者特ニ熟練工、少年工及製糸女工ノ連絡方法ニ関シテハ職業紹介法施行規則第十一条乃至第二十一条ノ規定ニ依ラス右業務別ニ依ル特殊連絡方法ヲ講スルコト

九、職業紹介所ト連携シ失業共済制度ヲ設クルコト

十、労働争議発生セル場合当該工場及関係労働組合ヲシテ争議発生及解決ノ事実ヲ職業紹介所ニ申告セシムルコト

十一、職業紹介所ハ予メ其ノ地方ニ於ケル工場ノ事業内容雇傭条件其ノ他職業紹介上必要ナル事項ヲ調査スルコト

十二、国及地方公共団体ハ失業セル工場労働者ノ為職業輔導並授産

施設ヲナスコト

十三、職業紹介所ト連携シ信用保証制度ヲ設クルコト

十四、職業紹介所ハ工業関係団体ト緊密ナル連絡ヲ保持スルコト

十五、職業紹介所ノ設置アル市町村ニ於ケル募集従事者ノ募集行為ハ当該職業紹介所長ノ承認ヲ受ケシムルコト

十六、職業紹介事務局又ハ職業紹介所ノ紹介ニ依リ旅行セントスル者ニ対シ汽車汽船賃ヲ割引スルコト

十七、政府ハ年少職工ノ雇入解雇及就業ニ関スル保護法ヲ制定スルコト

〔四一三〇〕

昭和七年七月四日中央職業紹介委員会答申

昭和五年十二月二十七日発社第一四四号諮問

諮問

発社第一四四号

中央職業紹介委員会

現下ノ失業状態ニ鑑ミ日傭労働者ノ職業紹介ニ関シ其ノ実績ヲ挙クルニ最モ有効適切ナル施設ニ関スル其ノ会ノ意見如何
右諮問ス

昭和五年十二月二十七日

内務大臣 安達謙蔵

答 申

昭和七年七月四日

中央職業紹介委員会会長 丹羽七郎

内務大臣 男爵 山本達雄殿

答 申

昭和五年十二月二十七日発社第一四四号ヲ以テ諮問相成候現下ノ失業状態ニ鑑ミ日傭労働者ノ職業紹介ニ関シ其ノ実績ヲ挙クルニ最モ有効適切ナル施設ニ付慎重審議ノ上別紙ノ通決議及答申候也

答 申

経済界ノ依然タル不況ニ伴ヒ日傭労働者ノ失業状況ハ甚タ深刻ニシテ然モ之ニ対応スヘキ失業救済事業ノ量充分ナラサル為之ニ依リ救済セラルル者ノ数ハ救済ヲ要スル失業者中ノ僅カニ一部分タルニ過キス之カ為職業紹介所ハ充分其ノ職能ヲ發揮シ得サルノ現状ニ在リ之ヲ是正スルカ為ニハ単ニ職業紹介所ノ見地ヨリスルノミナラス一層根本的ナル対策ヲ講スルコト必要ナリ即チ日傭労働者ノ数ノ増大ヲ防止スルノ措置ヲ執ルト共ニ積極的ニ此ノ種労働者ヲ使用スル事業ヲ起興セシムルコトハ最先ニ必要トスル所ナリ此ノ点ニ関シテハ答申ニ附帯シテ更ニ具申スル所アルヘシト雖モ今職業紹介所ノ見地ヨリ充分其ノ職能ヲ果サシメンカ為改善ヲ要スル点ヲ考察スルニ日傭労働者職業紹介所ノ設備及職員ヲ一層充実シテ一般事業ニ関シテハ勿論失業救済ヲ目的トスル事業ニ関シテモ救済ノ目的ニ反セサル限り適材ヲ適所ニ紹介シ一層事業ノ能率ヲ挙クルニ努ムヘク又紹介所ヲ中心トシテ日傭労働者ニ対シ諸般ノ福利施設ヲ講スルコト必要ニシテ国家ハ之等ノ目的ノ為相当補助奨励ノ方法ヲ講スルコト緊要ナリト認ム其ノ要目次ノ如シ

第一、職業紹介所ノ設備及職員ヲ充実スルコト

一、大都市ニ於テハ日傭労働者ノ専門職業紹介所ヲ相当増設シ一紹介所当日ノ紹介人員ヲ一定限度以上ニ超過セシメサル様配置スヘク、其ノ位置及分布ニ付テモ労働者ノ利便ヲ図ルト共ニ

紹介ノ能率ヲ充分發揮シ得ル様計畫スルコト

二、新設セラルル紹介所ハ日傭労働者ノ紹介ニ適當ナル設備ヲ為スヘク之カ為紹介所ノ設計ニ関シ適當ナル標準規格ヲ設クヘキコト

三、事情ニ依リ一般職業紹介所ニ於テ日傭労働者ノ紹介ヲ為ス場合ニ於テハ専門部ヲ設クヘク之ニ付テモ前二項ニ準シ其ノ設備ヲ為スヘキコト

四、職員ノ数ヲ増員スルト共ニ労働者ノ思想性向ヲ能ク理解シ之ヲ指導シ得ル有為ノ材ヲ配置スルコト

五、職員ノ待遇ヲ向上シ其ノ地位ニ不安ナカラシメ長ク安ンシテ其ノ職務ニ就クコトヲ得シムルコト

第二、失業救済ヲ目的トスル事業ニ対スル紹介ニ就テハ之ニ依リ救済ノ効果ヲ挙クルニ努ムルト共ニ能フ限り適材ヲ適所ニ紹介シ一層作業能率ノ向上ヲ期スルコト而シテ失業救済事業ノ量カ充分ナラサル限り現行ノ如ク救済ヲ要スル失業者ヲ登録シ交替ニ就勞セシムル等ノ方法ヲ執ルコトハ已ムヲ得サル必要ノ措置ト認ムルモ尚特ニ左ノ事項ニ留意スルコト

一、一定地方ニ於ケル日傭労働者ノ職業紹介所ノ連絡統制ヲ図リ以テ就勞率ヲ平均セシムルコト

之カ為ニハ現行職業紹介法施行規則第十一条ヲ適當ニ改正シ又ハ更ニ一層有力適正ナル連絡統制ノ方法ヲ講スルコト

二、一定地方ニ於ケル此ノ種事業ノ労働賃銀、労働時間其ノ他労働条件ノ標準化ニ努ムルコト

三、登録労働者ヲ適當ニ整理シ其ノ能力ニ応シ適當ナル職業ニ紹介スルコト之カ為ニハ登録労働者中熟練労働者ハ機会アル毎ニ之

ヲ旧職業ニ復帰セシムルニ努ムルハ勿論失業救済ヲ目的トスル事業ニ在リテモ其ノ熟練技能ヲ活用シ得ヘキ職場アル場合ニハ能フ限り之ニ就勞セシメ又労働能力ノ高低ニ応シ適當ナル職業ニ紹介シ老齡者、体力弱キ者等ハ成ルヘク之ニ相当スル輕易ナル職業ニ就勞セシムルコトトシ其ノ賃銀ニ付テモ適宜出来高払ノ方法ヲ採用スル等能力ニ応セシムルコトトシ一面労働者ノ向上及勤勞ノ念ヲ刺戟スルコト而シテ頽齡者、慢性疾患者等ノ如ク労働能力極メテ低ク輕易ナル職業ニモ就カシムルコトヲ得サルモノニ付テハ救護法ニ依ル救護ノ範圍ヲ拡張シ又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ之ヲ救護スルコトトスルコト

四、紹介方法ヲ工夫シ能フ限り作業現場ヲ一定ナラシムル様留意スルコト

五、之等ノ目的ノ為職業紹介所ノ職員ハ常ニ紹介セラレタル労働者ト接触ヲ保チ其ノ作業現場ヲモ查察スルコト

第三、現在一般事業ニ対スル日傭労働者ノ紹介ノ不振ナル状態ニ鑑ミ特ニ左ノ諸点ニ留意シ其ノ成績ヲ挙クルニ努ムルコト

一、一般事業ニ対スル求人開拓ニ努ムルコト

二、成ルヘク有能ニシテ成績良好ナル者ヲ紹介シ其ノ常備化ヲ図リ以テ求人者側及求職者側双方ノ満足ヲ得ルニ努ムルコト

三、求人者側ニ対シ或ル程度迄責任ヲ以テ労働者ヲ供給スルコト之カ為ニハ単ニ職業ノ紹介斡旋ニ止マラス労働者ヲ統制シ其ノ就勞ヲ確實ナラシムルニ努ムルコト

第四、職業紹介所ヲ中心トシテ日傭労働者ニ対スル諸般ノ福利施設ヲ講シ其ノ生活ノ安定ヲ期スルト共ニ労働者トノ接触ヲ密ニシ其ノ統制ヲ図ルコト

一、日傭労働者多数存スル地方ニ於テハ其ノ失業共済施設ヲ設クルコト

二、日傭労働者ノ疾病ニ対シテモ共済ノ施設ヲ講スルコト

三、職業指導及再教育施設、無料宿泊所、公設食堂、養老院、公設病院等ノ社会施設ト密接ナル連絡ヲ保チ又ハ職業紹介所ト之等ノ施設ヲ併設シ日傭労働者ノ福利増進ヲ図ルコト

第五、日傭労働者ノ職業紹介ノ機能ヲ發揮セシムル為右ノ方策ヲ採ルニ付国家ハ相当助成ノ方法ヲ講スルコト

一、職業紹介所ノ経費ノ六分ノ五ヲ市町村ヲシテ負担セシムル現行ノ制度ノ下ニ於テハ紹介セラルル労働者カ紹介所所在地市町村以外ノ居住民タル場合尠カラス朝鮮人労働者モ相当多キ現状ニ鑑ミ紹介所設備及職員ノ充実ヲ期スルコト困難ナルヲ以テ国家ハ紹介所ノ経常費ニ対スル補助ヲ相当増額スルコト

二、失業共済施設ニ対シ相当国庫補助ヲ為スヘキコト

附帶意見

日傭労働者ノ職業紹介ノ機能ヲ充分發揮セシムルカ為ニハ職業紹介所以外ノ関係ニ於テモ一層根本的ナル対策ヲ講スルノ要アリ其ノ主要ナル項目左ノ如シ

一、朝鮮人労働者ノ内地移入ノ傾向ヲ緩和スル為左ノ方法ヲ講スルコト

(イ) 朝鮮人ノ満洲移住ヲ促進スルコト

(ロ) 朝鮮ニ於テ労働者ヲ使用スル事業ヲ起興スルコト

二、土木建築事業其ノ他此ノ種労働者ヲ使用スル公私事業ノ振興調節ヲ図ルト共ニ失業ノ深刻ナル現状ニ鑑ミ特ニ失業救済ヲ目的トスル事業ヲ一層大規模ニ起興スルコト之カ施行ニ付テハ其ノ種類、

施行時期、場所、方法等ニ付テモ現下ノ失業状態ニ適合スル様留意スルノ外尚特ニ左ノ点ニ注意スルコト

(イ) 失業救済事業ノ起興ニ依リ農村人口ノ都市移入ヲ誘引セサル様注意スルコト之カ為農村ノ疲弊甚タシキ現状ニ鑑ミ農村ニ於テモ適當ナル緊急施設ヲ講スヘキハ勿論ナルコト

(ロ) 失業救済事業ノ施行ニ付労働者ノ之ニ固定スル弊ヲ防ク様留意スルコト

三、一般労働者ノ失業ノ防止及救済ノ為有効適切ナル方途ヲ講シテ其ノ実行ヲ期シ其ノ日傭労働者ト為ルヲ防止スルコト

四、救護法ヲ適當ニ改正シテ之ニ依ル救護ヲ徹底セシメ失業者救済ト貧困者救護ト相俟ツテ両者ノ目的ヲ達スルニ遺漏ナカラシムルコト

〔四―三一〕

昭和七年十一月二十六日岡山地方職業紹介委員会答申
昭和七年九月二日発社第九八号諮問

諮問

発社第九八号

岡山地方職業紹介委員会

管内ニ於ケル職業紹介事業ノ普及並之カ経営上施設改善ヲ要スル事項ニ関シ其ノ会ノ意見ヲ諮フ

昭和七年九月二日

内務大臣 男爵 山本達雄

答申

岡地収第一、〇五二

昭和七年十一月二十六日

岡山地方職業紹介委員会会長 篠原英太郎

内務大臣 男爵 山本達雄殿

昭和七年九月二日発社第九八号ヲ以テ諮問相成候管内ニ於ケル職業紹介事業ノ普及並之カ経営上施設改善ヲ要スル事項ニ関スル件慎重審議ヲ遂ケ別紙ノ通及答申候也

答 申

職業紹介機関カ経済的施設トシテ勞務需給ノ調節ニ任スル為ニハ需要地ニ於ケル職業紹介所ノ整備ヲ図ルト共ニ供給地ニ於テモ其ノ機関ノ設置ヲ必要トス然ルニ管内ニ於ケル職業紹介所ノ普及状況ヲ觀ルニ主ナル勞働需要地ニハ概ネ其ノ設置ヲ了シタルモ供給地ニハ未タ其ノ実現ヲ見サル所多ク而シテ既ニ設置セラレタル職業紹介所ノ設備内容ニ於テモ極メテ遺憾ナルモノ尠カラス到底現下ノ急迫セル社会情勢ニ適応シテ充分ナル機能ヲ發揮シ得サルノミナラス却ツテ世人ノ本事業ニ対スル理解ヲ妨クルコトナキヤラ虞ルルノ現状ナリ惟フニ之等ノ欠陥ハ主トシテ事業ノ趣旨ノ不徹底ト地方財政ノ逼迫トニ基クト雖モ他面之カ監督ヲ掌ル職業紹介機関ノ組織ニ於テ我カ国ノ実情ニ即セサルモノアルニ因ルコト亦尠シトセス依リテ之等ノ欠陥ヲ根本的ニ除カンカ為ニハ先ツ職業紹介所ヲ国営ニ移スノ他ナカルヘキモ現下財政ノ実情ニ鑑ミ差シ当リ左ノ諸項ニ関シ急速之ヲ実施シ以テ本事業ノ円満ナル發展ヲ促進スルト共ニ国営ノ準備ヲ整フルノ要アルモノト認ム

一、原則トシテ市町村ヲ経営主体トセル現制度ノ下ニ於テ職業紹介事業カ他ノ社会事業及産業行政ヨリ孤立シテ地方長官ノ手ヲ離レ地方職業紹介事務局長ノ監督下ニ在ルコトハ本事業ヲ運営スル上

ニ於テ支障ヲ齎スコト尠シトセス故ニ地方長官ヲシテ職業紹介事業ニ関与セシメ各県ニ国費ノ専任職員ヲ置キ以テ本事業ノ監督指導ニ任セシムルヲ要ス

二、地方財政ノ窮乏セル現状ニ鑑ミ国家事務ニシテ而モ何等收入ヲ伴ハサル職業紹介所ノ経営ニ対シテハ特ニ国库補助ヲ増額スルノ急務ナルヲ痛感ス而シテ之カ交付ヲ現行制度ノ如ク一率トナストキハ職業紹介事業ニ熱意ヲ有シ從ツテ其ノ成績顯著ナルモノト、事業経営ニ誠意ヲ欠キ全然其ノ実績ヲ見サルモノトニ同率ノ国库補助ヲ交付スルカ如キ場合ヲ生シ、監督指導上遺憾ノ点アルヲ以テ之カ交付ヲ事業ノ成績其ノ他ヲ参酌シ監督官庁ニ於テ相当増減若ハ停止シ得ルノ方途ヲ講スルノ要アリ

尚職業紹介所ノ活動力増ニ其ノ設置町村ノミナラス惹テハ県内ノ勞務需給調節ニ資スルコト多キニ鑑ミ県モ又相当補助金ヲ交付シテ之カ助成ヲ図ルノ要アリ

三、職業紹介所ノ活躍ハ其ノ人的要素ニ負フコト極メテ大ナリ故ニ速ニ職員ノ資格規定ヲ設ケ且ツ其ノ教養ノ途ヲ講シテ素質ノ改善ヲ図ルト共ニ其ノ地位ヲ向上シテ事業ニ専念セシムルヲ要ス

四、主要都市ノ職業紹介ニハ少年職業紹介ノ為メニ専門部ヲ設ケ専任者ヲ置キテ常時連絡小学校ト緊密ナル連携ヲ保チ且ツ適時紹介所中心ノ父兄会ヲ開催スル等ノ方法ヲ採ルト共ニ少年職業紹介委員ヲ必ス設置シ且ツ其ノ活動ヲ實際的ナラシメ以テ就職少年ノ保護指導ニ遺憾ナキヲ期スルノ要アリ

五、失業者特ニ多キ左ノ五都市ニハ速ニ日傭勞働専門ノ職業紹介所ヲ設置シ以テ失業者保護ニ一段ノ力ヲ竭スノ要アリ

岡山市

広島市

呉市

下関市

宇部市

六、出稼者特ニ多キ地方ニハ経費負担ヲ軽減シ且ツ其ノ実績ヲ挙クル為郡単位若ハ数箇町村連合ノ職業紹介所ヲ設置シ需要地ニ在ル紹介所ト特ニ緊密ナル連絡ヲ保チ以テ出稼者ノ福祉増進ヲ図ルト共ニ労働需給ヲ円滑ナラシムルノ要アリ

七、現行連絡規定ハ職業紹介事業ノ実情ニ鑑ミ運用困難ナル点多キヲ以テ速ニ之カ改正ヲ決行シ且ツ必要ナル市町村ニ職業紹介所ノ實際的活動ヲ援助セシムル為名譽職タル国ノ委員ヲ設クルト共ニ町村ノ情勢未タ職業紹介所ヲ設置スルニ至ラサルトコロニ在リテハ職業紹介ノ事務ヲ取扱フ為ニ紹介係ヲ置キ当該町村内ノ求人求職ノ受付ヲ為サシメ予メ指定シアル職業紹介所ト連絡シテ之カ紹介斡旋ヲ為サシムルカ如キ制ヲ採リ以テ事業ノ全国的普及ヲ企図スル要アリ

八、現在職業紹介所ニ課セラレタル報告義務ハ過重ニシテ職業紹介所ノ機能ヲ阻害スルコト著シキモノアリ速ニ之カ改廃ヲ断行シテ職員ノ事務負担ヲ軽減シ以テ紹介能力ノ増進ヲ図ルノ要アリ

九、公益職業紹介所ニ親方制度ノ長所ヲ採リ入レル為紹介所ト関連シテ左ノ福利施設ヲ講シ以テ其ノ利用ヲ促進スルノ要アリ而シテ之等ノ施設ニ対シテモ職業紹介所同様国庫補助ヲ交付スルノ必要ヲ認ム

授産並職業補導施設

信用保証施設

宿泊施設

医療施設

失業共済施設

〔四—三二〕 昭和七年十一月二十九日東京地方職業紹介委員会答申
昭和七年九月二日発社第九八号諮問

諮問

発社第九八号

東京地方職業紹介委員会

管内大都市ニ於ケル各種労務ノ需要供給ヲ円滑ナラシムル為職業紹介事業ノ現状ニ鑑ミ職業紹介所ノ設置、管理及経営上施設改善ヲ要スヘキ具体的事項ニ関シ其ノ会ノ意見ヲ諮フ

昭和七年九月二日

内務大臣 男爵 山本達雄

答申

収業第八八八号

昭和七年十一月二十九日

東京地方職業紹介委員会会長 香坂昌康

内務大臣 男爵 山本達雄殿

昭和七年九月二日附発社第九八号ヲ以テ諮問相成候大都市ニ於ケル職業紹介事業ノ現状ニ鑑ミ職業紹介所ノ設置管理及経営上施設改善ヲ要スヘキ具体的事項ニ関シ慎重審議ヲ遂ケ別紙ノ通り決議及答申候也

答 申

大都市ニ於ケル職業紹介ノ地方的中小都市ト同一視スヘカラサルハ、産業発達ノ程度、人口ノ集中失業者ノ増加並職業種類ノ多岐等全ク相異ルモノアルカ故ニシテ、大都市ハ是等諸事情ニ即スル職業紹介所ノ運営ヲ図ルニ非サレハ所期ノ効果ヲ挙ケ難キモノアリト信ス由來職業紹介ノ組織ハ、単ニ一都市又ハ一職業紹介所ノ完備ヲ以テ足ルモノニ非ス、宜シク国家的統制ノ下ニ全国ヲ通シ大小ノ各職業紹介所ヲシテ連絡協同ヲ密ニシ、只一箇ノ労働市場ヲラシムルコトヲ以テ理想トス仍テ政府ハ急速ニ国营ノ実現ヲ期スルノ要アリト認ム

然レ共現行制度ニ於テハ如斯理想ヲ達成スルコト頗ル困難ナルノミナラス、反テ屢々都市ノ特殊の諸事情ニ制セラレ斯業ノ機能ヲ全幅ニ發揮シ得サルモノアルモ、現下大都市ニ於ケル労働市場ノ特殊の地位ニ鑑ミ、各種勞務ノ需要供給ノ調節ヲ円滑ナラシムル為、職業紹介所ノ設置、管理及經營ニツキ施設改善ヲ要ス可キ具体的事項ヲ挙クレハ左ノ如シ

一、大都市ハ中央職業紹介所ヲ設ケ一般職業紹介ヲ取扱ハシムルト共ニ左記事項ヲ管掌セシムルコト

(イ) 各職業紹介所ノ統制並運用ニ関スル事項

(ロ) 各職業紹介所ノ労働交換ニ関スル事項

(ハ) 職業紹介管理委員会ニ関スル事項

(ニ) 職業紹介並失業ニ関スル統計其他情報ノ蒐集ニ関スル事項

(ホ) 失業者共済ニ関スル事項

二、大都市ハ職業紹介所ノ管理經營ニ関シ左記ノ組織権限ヲ有スル職業紹介管理委員会ノ制度ヲ設クルコト

(イ) 職業紹介管理委員会ハ市長ノ任命ニ係ル市民ノ代表者、使用者ノ代表者、被使用者ノ代表者、中央職業紹介所長等ヲ以テ組織スルコト

(ロ) 市長ハ左記事項ニ関シテハ予メ職業紹介管理委員会ニ諮問スルコト

(1) 職業紹介所ノ設置分合廃止

(2) 職業紹介所ニ関スル予算

(3) 職業紹介所職員ノ任免

(ハ) 職業紹介管理委員会委員ハ職業紹介所長ノ同意又ハ同委員会ノ決議ニ依リ職業紹介所ニ於ケル文書及簿冊ノ検閲ヲ為シ得ルコト

(ニ) 職業紹介管理委員会ハ都市ノ職業紹介事業ノ經營ニ関シ市長ニ建議ヲ為シ得ルコト

(ホ) 職業紹介管理委員会ハ隨時又ハ定時ニ(少クトモ三ヶ月毎ニ必ス一回)招集スルコト

三、大都市ハ産業ノ事情、交通ノ關係並労働者居住ノ状況等ヲ考慮シ管轄地区ヲ定メ其ノ枢要地点ニ各々職業紹介所ヲ設クルコト
各地区ニ於ケル職業紹介所ハ所在地ノ産業、労働並社会ノ諸事情ニ応シ適當ナル部門ヲ設クルコト

四、大都市ハ適當ナル地域ニ俸給被傭者、少年少女、専門職工、戸内使用人、除隊兵等ノ各専門職業紹介所ヲ必要ニ応シ一ヶ所又ハ数ヶ所ヲ設クルコト

五、少年職業紹介所ハ少年ノ就職後ノ輔導機關ヲ特設シ特ニ労働保護教育保護ニ留意シ左ノ施設ヲ完備スルコト

(イ) 職業指導並相談ニ関スル研究機関

(ロ) 地方出身少年職業紹介専門部

(ハ) 少年職業輔導委員会

六、大都市ハ日傭労働者ノ居住関係並員数等ヲ考慮シ管轄地区ヲ定

メ日傭労働者専門職業紹介所ヲ設クルコト

日傭労働者専門職業紹介所ニハ必要ニ応シ土木建築労働者ノ為メ

専門部門ヲ附設スルコト

七、日傭労働者専門職業紹介所ニハ必要ニ応シ地区ヲ定メ支所ヲ設
クルコト

八、大都市ノ職業紹介所ハ其ノ取扱種別ニ順ヒ規格ヲ定メ設備職員
ノ配置等ヲ適切ナラシムルコト

九、大都市ハ中央職業紹介所ヲシテ都市内ニ於ケル私設公益職業紹
介所ノ労働交換ノ事務ヲモ取扱ハシムルコト

十、大都市ハ労働交換ノ事務ヲ刷新スル為メ専用電話ヲ設置スルコ
ト

十一、大都市ハ職業紹介所職員ノ任用資格ヲ定ムルト共ニ職員ノ地
位ヲ確保スルコト

十二、大都市ニ於ケル雇傭員又ハ公営事業従業者ノ採用ハ職業紹介
機関ヲ通シテ之ヲ行フコト

十三、日傭労働紹介所ヲシテ労務供給請負ヲ為スノ権能ヲ与フルコ
ト

十四、大都市ハ失業共済施設ノ完備ヲ期シ関係労働者ヲシテ全部強
制加入セシムルコト

政府ハ前項ノ施設ニ対シ速ニ国庫補助ノ途ヲ講シ都市ノ失業共済
施設ノ発達ヲ図ルコト

十五、大都市ハ職業紹介機関ノ充実ヲ図ル為メ左記事項ノ実現ヲ期

スルコト

(イ) 都市内ニ於ケル私設公益職業紹介所ニ対シ経費補助ノ制度ヲ
設クルコト

(ロ) 信用保険制度ヲ特設スルカ又ハ信用保険会社ト特別ノ協定ヲ
結ヒ就職者ノ信用保証ノ途ヲ講スルコト

(ハ) 各地区職業紹介所ニ内職紹介ノ専門部ヲ設クルノ外授産又ハ
再教育施設ヲ附帯セシムルコト

〔四〕 三三〕

昭和七年十二月十五日大阪地方職業紹介委員会答申

昭和七年九月二日発社第九八号諮問

諮 問

発社第九八号

大阪地方職業紹介委員会

管内大都市ニ於ケル各種労務ノ需要供給ヲ円滑ナラシムル為
職業紹介事業ノ現状ニ鑑ミ職業紹介所ノ設置、管理及経営上
施設改善ヲ要スヘキ具体的事項ニ関シ其ノ会ノ意見ヲ諮フ

昭和七年九月二日

内務大臣 男爵 山本達雄

答 申

収委第一号ノ一

昭和七年十二月十五日

大阪地方職業紹介委員会会長 県 忍

内務大臣 男爵 山本達雄殿

昭和七年九月二日附発社第九八号ヲ以テ御諮問相成候管内大都市ニ

於ケル各種勞務ノ需要供給ヲ円滑ナラシムル為職業紹介事業ノ現状ニ鑑ミ職業紹介所ノ設置管理及經營上施設改善ヲ要スヘキ具体的事項ニ関スル件慎重審議ヲ遂ケ別紙ノ通決議及答申候也

答 申

職業紹介事業ノ現状ヲ考察スルニ其經營ノ主体、施設ノ内容、運用ノ形態等区々ニ分レ之カ連絡統制ノ上ニ於テ遺憾ノ点洵ニ尠カラサルヲ以テ曩ニ本委員会ハ本事業ノ国営ヲ実施シ之カ機關ノ整備ト經費ノ充實ヲ図ラサル可ラサル所以ヲ答申セリ然ルニ今ヤ産業界ノ大勢ヲ見ルニ勞務需給ノ調節ハ愈々都鄙相互ヲ統制スル權威アル機關ノ發動ヲ要求スルコト切ナルモノアルヲ以テ大都市ノ勞務需給ノ円滑ヲ計ルカ為メニハ全国ノ職業紹介所ヲ速カニ國ノ經營ニ移スヘキ必要ヲ認メ本委員会ハ改メテ別途国立職業紹介制度断行ニ関スル件建議シタルモ之ニ至ル一過程トシテ今次ノ諮問ニ對シ差当リ必要ナル具体的事項ヲ述フレハ左ノ如シ

一、大都市ニ於ケル職業紹介所ノ設置ニ付テハ事業ノ種類、事務分掌及配置ニ関シ左ノ各項ニ拠ルコト

- (イ) 求人求職ノ登録並ニ紹介ノ重複ヲ避ケ且ツ連絡統制ノ十全ヲ期スルタメ給料生活者、商業従事者、工業従事者、熟練労働者、婦人、少年等ノ各専門部ヲ総合シタル大規模ノ職業紹介所ヲ設置スルコト
- (ロ) 中央職業紹介所ニアリテハ特ニ臨時雇傭、授職、職業指導、実務講習、技術及学力検定、再教育、共済、移植民取扱等ノ諸部門ヲ設クルコト

- (ハ) 中央職業紹介所ニアリテハ遠隔地ノ勞務移動、交換及調節ヲ適切且ツ容易ナラシムル為特ニ移動交換部ヲ置キ之カ經費ハ國

庫ニ於テ全額補助ヲナスコト

- (ニ) 中央職業紹介所長ノ權限ヲ拡充シ該都市ニ於ケル職業紹介ニ関スル一切ノ事務並ニ各職業紹介所ノ統制ヲ掌ラシムルコト

- (ホ) 日傭労働紹介ニアリテハ集合者ノ利便ト事務ノ執行ヲ容易ナラシムル為日傭労働紹介所ヲ相当増設シ取扱数ヲ一定限度ニ制限スルコト

- (ヘ) 日傭労働紹介所二箇所以上ヲ設置シタル場合ハ其一ヲ選ンテ事業上ノ統制ニ當ラシムルコト

- (ト) 日傭労働紹介所ヲ普通労働、失業応急労働ノ二部門ニ分チ更ニ必要ニ応シ土木建築、運輸等作業ノ種別ニ依リ適當ノ係ヲ置クコト

- (チ) 日傭労働紹介所ニ勞務供給請負ノ權能ヲ附与スルコト

二、大都市ニ於ケル職業紹介所ノ管理ニ付テハ特ニ職員ノ資格及地位ノ現状ニ鑑ミ職責遂行上遺憾ノ点尠カラサルヲ以テ左ノ事項ヲ考慮シ速ニ職業紹介所職員制ヲ制定スルコト

- (イ) 職員養成機關ヲ設置スルコト
- (ロ) 給料ノ水準ヲ高メ任用資格ヲ定ムルコト
- (ハ) 職業紹介所ノ規格ヲ定ムルコト
- (ニ) 職業紹介所ノ管理及監督系統ノ單純化ヲ計ルコト

三、大都市ニ於ケル職業紹介所ノ經營ニ付テハ左記ニ依リ經營主体ノ經費ヲ輕減シ職業紹介所ノ活動ヲ敏活ナラシムルコト

- (イ) 職業紹介所員ノ俸給全額ヲ國庫ニ於テ補助スルコト
- (ロ) 職業紹介事務ニ関スル郵便、電信、電話及交通ノ料金ヲ免除スルコト
- (ハ) 職業紹介所ノ相互連絡ノ為専用電話ヲ架設スルコト

四、大都市ニ於ケル職業紹介所ノ内容愈々複雑ヲ極メ其取扱亦区々タルニ鑑ミ左ノ事項ニ対シ適切ナル規定ヲ定メ事業ノ整備ヲ計ルコト

(イ) 日傭労働者ノ登録、登録ノ失効及労働紹介所相互間ノ連絡ニ関スル事項

(ロ) 少年職業指導及紹介ニ関スル事項

(ハ) 少年、女工、熟練職工及季節労働者等ノ移動紹介ニ関スル事項

(ニ) 労働手帳ノ制定ニ関スル事項

五、大都市ニ於ケル労務統制ノ為労働ノ告知、斡旋及供給請負業者ノ取締、雇入、解雇ノ届出並ニ不正求人者及求職者ノ取締等ニ関スル法規ヲ制定スルコト

六、大都市ニ於テハ職業紹介機関ノ統一ト充実ヲ図ルタメ該都市ニ於ケル私営公益職業紹介所ニ対シ相当補助奨励ノ方法ヲ講スルコト

七、前各項ノ目的達成ノ為職業紹介事務局ノ官制ヲ改正シ地方職業紹介事務局職員ノ地位並ニ権限ヲ拡張スルコト

〔四―三四〕

昭和八年一月二十三日長野地方職業紹介委員会答申
昭和七年九月二日発社第九八号諮問

諮問

発社第九八号

長野地方職業紹介委員会

管内ニ於ケル製糸女工紹介ニ関シ其ノ実績ヲ挙クルニ最モ有

効適切ナル施設改善事項ニ関シ其ノ会ノ意見ヲ諮フ

昭和七年九月二日

内務大臣 男爵 山本達雄

答 申

七収第一号

昭和八年一月二十三日

長野地方職業紹介委員会会長 石垣倉治

内務大臣 男爵 山本達雄殿

昭和七年九月二日発社第九八号ヲ以テ御諮問相成候管内ニ於ケル製糸女工紹介ニ関シ其ノ実績ヲ挙クルニ最モ有効適切ナル施設改善事項ニ関スル件慎重審議ノ上本月十七日別紙ノ通決議及答申候也

答 申

製糸業ハ我国輸出工業ノ大宗ニシテ之ニ従事スル職工ノ数ハ約四十萬余ノ多キニ達シ之カ雇傭ニ関シテ労働ノ移動ヲ統制シ労働ノ需給供給ヲ円滑ナラシムルハ社会政策上国家産業上実ニ重要ナル問題ナリ

而シテ製糸職工ノ募集方法ハ従来一ニ募集従事者ノ活動ニ依ル所謂自由募集ニ委シ法制トシテハ単ニ取締行政トシテ消極的ニ監督シ来リシモ職業紹介法施行後特ニ昭和三年前後ヨリ公営職業紹介所ニ於テ之カ取扱ヲ開始シ漸次自由募集ノ領域ヲ狭メツツアル現状ナリ然レトモ其ノ募集雇傭ハ今尚伝統的ナル特殊事情ヲ有シ一ハ産業能率ヲ阻害シ他ハ職工ノ保護上種々ナル弊害ヲ伴フモノアリ

製糸職工ノ就業状態ハ概シテ遠隔地ノ年少子女カ季節的団体的ニ出稼スルモノニシテ其ノ出身地カ地方的ニ偏在スルコト、概ネ中産以下ノ家庭ニアル子女カ小学校卒業後数年間家計ヲ扶クルノ目的ヲ以

テ就業スルコト、又遠隔地ニ就業スル關係上寄宿舎ニ於ケル保護衛生等ノ問題ヲ生スルコト等一般職業紹介ノ対象タル他ノ職業トハ性質上種々ナル特異性ヲ有ス

故ニ之カ紹介ニ関シ其ノ実績ヲ挙ケムトスルニハ国营職業紹介制度ヲ樹立シ自由募集及営利職業紹介事業ヲ禁止シテ根本的ニ労働移動ノ統制ヲ図ルト共ニ製糸事業ノ進展ニ寄与スルノ方策ヲ樹テ他面工場行政ノ完備ヲ期シ以テ保健衛生ノ施設ヲ充實シ賃銀保護ノ途ヲ確立セサルヘカラス

而シテ右実現ニ至ル間応急施設トシテ速ニ左記事項ヲ実施セラレムコトヲ望ム

記

一、職業紹介所ノ普及増設

主ナル製糸工場所在地町村及女工出身地町村ニシテ職業紹介所未設置箇所相当多数アル為女工移動季節ニ於テ紹介上充分ナル活動ヲ為シ能ハサル現状ニ在ルヲ以テ此等町村ニ對シテハ其ノ設置ヲ勸奨シ職業紹介網ノ拡充ヲ期スルコト

二、製糸女工登録制度ノ制定

製糸女工出身地ノ職業紹介所ニ於テハ町村役場純正ナル女工保護機関等ト提携シ自町村内ニ於ケル製糸女工及其ノ求職者ニ就キ常ニ調査ヲ完備シ之カ氏名、年齢、家庭ノ状況、履歴及現在状況等必要事項ヲ登録シ置キ職業紹介所未設町村ニ在リテハ之カ登録ヲ役場ニ於テ行ハシメ以テ移動季節ニ際シテハ可成優良ナル工場ニ就職セシムルコトニ努メ一面求人者タル工場ニ在リテハ此ノ登録ニ依リテ優良女工ノ供給ヲ受クルコトヲ得ヘキ様登録制度ヲ制定スルコト

三、女工養成施設及証明制度ノ制定

現在製糸女工ノ養成ハ主トシテ工場側ニ於テ為シツツアルモ相当ノ經費ヲ要スル關係上必要限度ニ止ムルノ状態ニ在リ

依テ女工需給両地ニ於テハ職業指導の見地ヨリ公共団体又ハ工場ヲシテ製糸女工養成所若ハ講習所等養成ニ適當ナル施設ヲ為サシムルト共ニ更ニ一定ノ技術証明書ヲ下附スルノ施設ヲ為サシメ政府ハ右施設ニ對シ相當助成ノ方途ヲ講スルコト

四、職工貯蓄金管理ノ確立

工場法施行令第二十四条及同第二十五条ノ規定ニ依ル職工ノ任意貯蓄金制度及之カ管理制度ハ年少職工保護ノ趣旨ヲ以テ立法セラレタルモノナラムモ實際ニ於テハ反對ノ結果ヲ齎シ事業不況時ニ在リテハ既往貯蓄金ノ返還不能等ヲ生シタルモノアリ依テ本貯蓄金管理ニ當リテハ職工各自ノ名義ヲ以テ郵便貯金トスヘキ様施行令中ニ規定シ以テ管理ノ確実ヲ期スコト

五、労働者募集取締令ノ改正

労働者募集取締令ハ原則トシテ廣ク職工、鉦夫又ハ土工夫等ノ募集ニ適用セラルヘキ労働者ノ雇入方法ニ對スル取締法規ナリ而シテ製糸女工ノ紹介ヲ公営職業紹介所ニ於テ為シタル場合ニ於テモ契約締結、入場時ニ於ケル引卒等ノ行為ニ付テハ同令ノ適用アルカ為求人者タル工場ニ於テハ両方ノ手続ヲ為ササルヘカラサル不便アリ且公営機関ノ紹介ニ依リ締決シタル雇傭契約ニ對シテモ取締法規ヲ適用スルノ不合理ヲ生ス、故ニ公営職業紹介所ノ紹介ニ依ル者ニ對シテハ同令ヲ適用セサル様改正スルコト

六、職業紹介所經費国库補助増額

職業紹介事務ハ其ノ本質国家事務ナルモ現在ノ職業紹介所ハ主ト

シテ市町村之ヲ經營シツツアリ而モ財政ノ許ササルニ依リ經費僅少ニシテ其ノ機能ヲ充分發揮スル能ハス政府ハ職業紹介所經費ニ對シ補助率ヲ三分ノ二ニ増加シ職業紹介所ノ内容ヲ充實セシメ以テ其ノ機能ヲ充分發揮セシムルコト

七、現行連絡ニ関スル規定ハ職業紹介法施行規則ノ定ムル所ニ依リ
第十一条指定職業紹介所、第十二条指定職業紹介所、地方職業紹介事務局、中央職業紹介事務局ノ順ニ依リ所謂縦連絡ノ方法ニシテ地方職業紹介事務局相互間又ハ地方職業紹介事務局ト他管内職業紹介所間トノ所謂横連絡ヲ認メ居ラサルモ其ノ採用地域ヲ指定シタル等特殊事情ヲ有スル製糸女工紹介ニ付テハ手数ヲ單純化シ迅速ヲ要スル等ノ關係上所謂横連絡ヲ為シ得ル様規定ヲ改正スルコト

八、製糸女工保護組合ノ統制

管内製糸女工供給地ニ於テハ大正九年頃ヨリ女工保護組合ヲ設置シ其ノ數百有余ニ及ヒ尚漸次増加セムトスル傾向ニアリ而シテ其ノ目的トスル所ハ組合員タル女工ノ品性向上、風紀衛生ノ保全、工業主女工間ノ融和、相互ノ福利増進等ニシテ年少ナル子女ニ對シテハ適當ナル保護機關ナリ然レトモ保護組合中ニハ職業紹介所ノ紹介ニ関連シテ求人者ニ對シ寄附金ヲ要請シ又ハ組合費ノ立替ヲ為サシムル等ノモノアリテ職業紹介事業進展上妥當ナラサルノ感アリ依テ政府ハ製糸女工保護組合規則ヲ制定シ製糸女工保護ノ為ノ組合ヲ設立セムトスル者ニ對シテハ行政官庁ノ認可ヲ受ケシムルコトトシ而シテ一面助成ノ方途ヲ講スルト共ニ他面該組合ノ目的事業ノ範圍經費收入方法役職員ノ組織等ヲ規格シ以テ女工保護組合ノ統制ヲ図ルコト

九、製糸女工保護施設

製糸女工ハ年少ノ子女ナルヲ以テ政府ハ左記事項ノ実現ニ努メラレムコトヲ望ム

- (イ) 工場ニ於ケル衛生施設ノ完備
- (ロ) 工場ニ於ケル修養施設ノ完備

昭和八年六月十五日

〔四―三五〕 第三回失業対策委員会總會議決

日傭労働者ノ失業共済施設ニ関スル決議

生活困難ナル日傭労働者ヲ救済スル為ニハ失業応急事業ノミニ依ルコトヲ得ス之ガ補充トシテ經費ヲ要スルコト一層少キ救済ノ方法ヲモ併セ講スルコト必要ナリ而シテ之ガ為ニハ一方的救済ノ方法ニ依ラス労働者ノ自助的精神ヲ重ンスル趣旨ニ於テ失業共済組合ノ如キ施設ヲ為スコト適切ナリ現在ニ於テモ二三ノ都市ニハ比種施設アリ市ヨリモ之ニ對シ相當助成ヲ為シツツアルモ其ノ加入者ノ範圍ハ失業応急事業ニ於ケル登録労働者ノ範圍ニ比シ甚タ狭少ニシテ救済上不充分ノ憾アリ之ニ對シテハ此ノ際國庫ヨリモ補助ヲ与ヘテ其ノ加入者ノ範圍ヲ相當拡張セシメ又ハ失業者特ニ多キ大都市ニシテ現在此ノ種施設ナキ地方ニ付テハ新ニ之ヲ施設セシムル等之カ奨励ノ方法ヲ講スルト共ニ其ノ組織及運営方法ヲ改善シ且之ニ付蔽ニ監督ヲ加フルコト必要ナリ政府ハ大体別紙要綱ニ準拠スル失業共済施設ニ對シ市ノ負担スル金額ノ範圍内ニ於テ國庫補助ヲナシ且之カ監督ヲ行フノ方途ヲ定ムヘキコト

日傭労働者失業共済施設要綱

一、生活困難ナル日傭労働者ノ失業ニ對シ共済ヲ行フコトヲ目的トスル施設ニシテ失業者特ニ多キ大都市ニ於ケルモノナルコト

二、右施設ニハ一定期間以上当該都市ニ居住スル日傭労働者ニシテ当該都市ノ職業紹介所ニ求職シ失業応急事業ノ為登録セラレタルモノヲ加入セシムルコト

三、右施設ハ当該都市ノ設立スル職業紹介所ヲ中心トシテ運営スルモノナルコト

四、失業手当金額及其ノ支給条件等ニ付テハ合理的ニ之ヲ定メ濫給ニ流レサル様留意スルコト

五、当該都市ハ失業共済施設ニ対シ少クトモ日傭労働者ノ醸出金ニ相当スル金額ヲ支出スルコト

〔四―三六〕 昭和九年三月五日中央職業紹介委員会答申
昭和八年十二月四日発社第一四三号諮問

諮問

発社第一四三号

中央職業紹介委員会

求人求職ノ現状ニ鑑ミ就職ヲ一層容易ナラシムル為職業紹介ニ関連シテ行フヘキ職業輔導其ノ他ノ助成の施設ニ関スル具体的方策ニ関スル其ノ会ノ意見如何

右諮問ス

昭和八年十二月四日

内務大臣 男爵 山本達雄

答 申

昭和九年三月五日

中央職業紹介委員会会長 丹羽七郎

内務大臣 男爵 山本達雄殿

昭和八年十二月四日発社第一四三号ヲ以テ諮問相成候求人求職ノ現状ニ鑑ミ就職ヲ一層容易ナラシムル為職業紹介ニ関連シテ行フヘキ職業輔導其ノ他ノ助成の施設ニ関スル具体的方策ニ就キ慎重審議ノ上別紙ノ通決議及答申候也

答 申

職業紹介国営ノ方針ノ下ニ紹介所ノ組織経営ニ関スル根本的改善策ヲ講スヘキコトハ曩ニ答申セル所ナルモ求人求職ノ現状ニ鑑ミ就職ヲ一層容易ナラシメムカ為ニハ其ノ実現ヲ促進スルノ必要アリ、更ニ又各地方、各産業間ニ於ケル労働ノ移動性ヲ円滑ニシ、季節的、臨時的労働ヲ常備化シ、労働市場ニ関スル知識ノ普及ニ努ムルコトハ就職ヲ容易ナラシムル上ニ必要ノ方途ナリト認ムルモ是亦既ニ答申セル所ナリ、依テ本答申ニ於テハ職業紹介所ノ内容充実ヲ期スルト共ニ職業輔導施設ノ完備、身元証明及信用保証制度ノ普及、徒弟制度ノ改善等ヲ図ルハ助成の施設トシテ実施スヘキ有効ナル方策ナリト認メ是等ニ関シ具体的事項ヲ挙クルコト左ノ如シ

第一、職業紹介所ノ内容充実ニ関スル事項

職業紹介所ノ内容充実ニ関シテハ左記事項ハ執ルヘキ有効ナル施設ナリトス

一、職業紹介所ニ於テハ産業及労働事情ニ通曉スル専任職員ヲ置キ雇傭主及労働者団体ト連絡ヲ密ニシ今後一層産業労働者ノ紹介及輔導ニ努ムルコト

二、職業紹介所職員ニ対シ内外移住ニ関スル知識ヲ普及セシメ、就中海外移民ニ関シテ関係諸機関ト連絡ヲ密ニシ之カ斡旋ニ当ルコト

三、職業紹介所ニ於テハ性能検査ニ関スル専門職員ヲ任用シ其ノ設備ヲ完備シ以テ求職者ノ心理学的並医学的性能ヲ充分ニ究ムルト共ニ其ノ伎倆経験ヲモ明カニシ適材適所主義ニ依ル紹介ノ効果ヲ一層挙クルコトニ努ムルコト

第二、職業輔導施設ノ完備ニ関スル事項

現在求人及求職ノ状況ヲ見ルニ求人アルニ拘ラス求職者ノ職業的素養ニ欠クル所アル為就職シ能ハサル者少カラサル現状ニ鑑ミ先ツ学校教育ヲシテ産業及社会生活ノ実情ニ適応セシムル為一段ノ改善ヲ為シ又雇傭主ヲシテ労務者ノ養成及職業的訓練ヲ為サシムルコト必要ナリ而シテ之ト同時ニ此種求職者ノ為適當ナル職業輔導施設ヲ設ケ職業紹介所ヲ中心トシテ之カ利用ヲ図ルコト亦緊要ニシテ之カ為必要ト認ムル事項左ノ如シ

一、職業輔導ノ各種方法

(イ) 労務者職業輔導機関ノ完備ヲ図リ一般求職者ノ為職業技能修得ノ途ヲ開クコト

(ロ) 工業特ニ重工業ニ於ケル技術工ヲ希望スル青少年ノ為ニハ職業紹介所ハ工場各種工業学校又ハ他ノ輔導施設ト連絡シテ其ノ養成ヲ委託スルコト

(ハ) 輕易ナル職業的知能乃至技術ヲ修得セシムル為職業紹介所ヲシテ必要ニ応シテ各種ノ短期講習会ヲ開カシムルコト

(ニ) 日傭労働者中特ニ熟練労働者タリ得ヘキ素質ヲ有スル者ノ為ニ輔導教育ヲ行フコト

(ホ) 職業上ノ災厄ニ因ル不具廢疾者並戰傷者等ノ為其ノ再教育施設ヲ拡充スルコト

二、副業輔導ノ為適當ナル施設ヲ為シ且内職ノ供給者ト連絡シ仲

介機関ノ整備ヲ図ルコト

三、職業紹介所ノ職業輔導施設ニ関シ注意ヲ要スル諸事項

(イ) 輔導ヲ為スヘキ職業ノ種目ノ選定及其ノ輔導ノ規模ニ付テハ当該地方及産業ニ於ケル需給状況並他ノ職業輔導施設ノ状況ヲ斟酌シテ決定スルコト

(ロ) 職業輔導ヲ為スニ当リテハ各其ノ職業ノ必要ニ応シ事務的及技術的輔導ヲ為スハ勿論精神の訓練ヲモ施スコト

(ハ) 職業輔導ヲ為スニ当リテハ需給状況ニ応シ都市ト地方トノ連絡ヲ図リ必要ニ応シ輔導期間中ノ宿泊設備ヲモ併セ設クルコト

(ニ) 職業輔導ニ要スル経費ニ対シテハ国库ヨリ補助スルコト

第三、求職者ノ身元証明及信用保証制度ノ普及ニ関スル事項

一、就職ヲ一層容易ナラシムル為ニハ先ツ身元確實ナル求職者ヲ紹介スルコトヲ必要トスルヲ以テ紹介所ニ於テハ能フ限り身元ヲ調査シ必要ニ応シ身元証明ノ方法ヲ講スヘク之カ為市町村長、学校長又ハ警察官署ハ職業紹介上必要アル場合ニ於テ職業紹介所又ハ職業紹介事務局ヨリ求職者ノ戸籍、学業其ノ他身元ニ関シ証明ヲ求メラレタルトキハ速カニ且無料ヲ以テ便宜ヲ供スヘキコト

二、現在求職者中ニハ適當ナル身元保証人ナキ為就職上困難ヲ感スルモノ少カラス、又身元保証金制度ハ之ニ代ハルヘキモノトシテ適當ナラサルノミナラス反テ弊害少カラサルニヨリ、此ノ欠陥ヲ補フ為次ノ諸施設ヲ講スルノ要アリ

(イ) 身元保証人ヲ得難キ求職者ノ信用保証ヲ行フカ為職業紹介所ヲ中心トスル信用共済制度ノ普及充實ヲ図ルコト

現在出稼者組合又ハ労働共済会ノ如キ労働者保護団体等ノ行
ヒツツアル信用共済施設ヲ改善普及セシメ一面国又ハ公共団
体ハ之ヲ助成シテ其ノ機能ヲ完カラシムルト同時ニ他面此ノ
施設ノ悪用ヲ防止スル為警察ノ協力ヲ求め得ル様適當ニ工夫
スルコト

(ロ) 民営保險会社ト連絡シテ信用保險ノ利用ヲ容易ナラシメ其
ノ普及ヲ図ルコト

第四、徒弟制度ノ改善ニ関スル事項

現在ニ於ケル少年雇傭ノ状況ヲ見ルニ在来ノ徒弟制度漸ク其ノ機
能ヲ發揮シ得サルニ至リ地方ニヨリテハ徒ラニ弊害ノミ甚タシク
為ニ少年ノ就職上障害ヲ与フルモノ少カラスト認メラルルニ依リ
此際徒弟制度ノ合理的改善ヲ図ル必要アリ、右ハ直接就職ヲ容易
ナラシムル為有効ナル事項ナルノミナラス其ノ活用ヲ期スルコト
ハ、職業的訓練、養成ノ目的ヲ達スル上ニ於テ裨益スルトコロ大
ナリト認ム

〔四一三七〕

昭和九年八月六日長野地方職業紹介委員会答申
昭和八年十二月四日発社第一四三三号諮問

諮問

発社第一四三三号

長野地方職業紹介委員会

管内ノ実情ニ鑑ミ農、山、漁村ニ於テ職業紹介ノ機能ヲ充分
發揮セシムル為執ルヘキ具体的方策ニ関スル其ノ会ノ意見如
何

右諮問ス

昭和八年十二月四日

答申

内務大臣 男爵 山本達雄

八収第三号

昭和九年八月六日

長野地方職業紹介委員会会長 岡田周造

内務大臣 後藤文夫殿

答申書

昭和八年十二月四日発社第一四三三号ヲ以テ御諮問相成候管内ノ実情
ニ鑑ミ農、山、漁村ニ於テ職業紹介ノ機能ヲ充分發揮セシムル為執
ルヘキ具体的方策ニ関スル件慎重審議ノ上昭和九年七月十七日別紙
ノ通決議及答申候也

答申書

長野地方職業紹介事務局管内タル長野、群馬、山梨、新潟及富山ノ
五県ハ其ノ大部分所謂農山漁村ニ属シ製糸ヲ除クノ外ハ大量ノ労務
ヲ需要スヘキ大商工業都市殆ント存セス、長野、群馬、両県ニ於ケ
ル蚕糸業ハ本邦中樞要ノ地位ヲ占ムト雖、数年来ノ糸価低落ノ為不
振其ノ極ニ達シ蚕糸業ニ従事スル労働者ノ保護的対策ハ焦眉ノ急ヲ
要スル問題ナリ殊ニ新潟、富山地方ハ冬期降雪ノ為全ク屋外労働ノ
自由ヲ失ヒ季節的ニ余剩労力ヲ生スルヲ以テ古来ヨリ県外ニ出稼ス
ルモノ頗ル多ク、近来農村不況ハ更ニ之ニ拍車ヲ加ヘツツアル現状
ニ在リ移動労働ノ適合ヲ図リ以テ余剩労力ノ経済化ヲ促進スルハ所
謂農村更生上重要ナル事案タリ即チ職業紹介事業ハ農山漁村ニ於ケ
ル労働者ノ保護並不況打開ノ問題ト相関連シテ益々重大視セラルル

ニ至レリ然ルニ現行制度ニ於テハ職業紹介所ノ市町村経営主義ヲ原則トスルカ故ニ地方財政ノ実状ハ能ク職業紹介所ノ機能ヲ發揮セシムルコトヲ許サス、勞務ノ需要供給ヲ調節シテ農村不況ノ打関ヲ画スルコト到底及ヒ難キモノアリ、依テ政府ハ速ニ職業紹介所國營ノ制度ヲ実施セラレムコトヲ望ム而シテ其ノ國營實現ニ至ル迄ノ応急措置トシテ現在市町村職業紹介所經常費ニ對シ國庫補助ヲ二分ノ一ニ増額セラルルト共ニ、左記事項ヲ實現セラレムコトヲ要望ス

記

一、職業紹介所網ノ完成ヲ期スルコト

管内ニ於ケル職業紹介所數ハ県地域ノ大小又ハ勞務需給ノ事情ニ依リテ異ルトハ云ヘ新潟県ニ在リテハ其ノ數四十五ヲ算スルモ山梨県ニ在リテハ三ヶ所ニ過キサル狀況ニシテ其ノ分布一様ナラス勞務ノ移動紹介上不便不尠又其ノ内容ニ至リテモ相当充実シタルモノアルモ中ニハ経費、職員等僅少ニシテ職業紹介所ノ機能ヲ充分發揮シ得サルモノアリ依テ之カ内容充実ヲ促スト共ニ其ノ分布ハ町村組合立等ニ依リ相当内容充実シタル職業紹介所ヲ少クトモ一郡一ヶ所ニハ必ス設置セシメ以テ職業紹介所網ノ完成ヲ期スルヲ要ス

二、農水産労働者ノ季節的移動紹介ニ付テハ次ノ方法ニ依リ之ヲ統制スルコト

(イ)、製糸、酒造、漁業、寒天製造其ノ他養蚕等ノ季節的移動労働者ノ取扱ニ付テハ職業紹介所並關係町村ニ於テ登録制度ヲ採用シ以テ移動労働組織ノ確立ヲ図ルコト

(ロ)、右ニ依リ登録サレタル労働者ヲ採用セムトスル雇傭者ハ總テ需要地職業紹介所ニ其ノ年ノ雇傭条件其ノ他就業案内等ヲ附シ

需要員數ノ申出ヲ為スコト

(ハ)、右移動労働者ノ取扱ニ付テハ營利職業紹介業者ノ取扱ヲ禁止スルハ勿論、労働者募集取締令ノ適用ヨリ除外スルヲ至当ト認メラルルヲ以テ速カニ關係取締令ノ改正ヲ為スコト

三、農山漁村ニ於ケル労働ノ需給調節ヲ行フコト

(イ)、農山漁村ニ於ケル地方的勞務需給ノ調節ヲ図ル為公營職業紹介所ヲ積極的ニ活動セシメ繁閑兩期ヲ通シテ勞力ノ配分調節ヲ行ハシムルコト

(ロ)、職業紹介所ヲ經濟更生等ノ諸政策ニ積極的ニ関与セシムルコト

四、地方青少年其ノ他ノ都市就職ヲ円滑ナラシムルコト

近時地方青少年等ニシテ都市ニ就職ヲ希望スル者漸次増加ノ傾向ニ在ルモ之カ紹介ハ遠隔地ノ關係上相当至難ニシテ效果充分ナラ即チ求人条件ト求職者ノ要求ト合致セス又地方求職者ノ多クハ都市ニ於ケル職業ノ実情ヲ熟知セス或ハ都市ニ求人アルモ其ノ求人先ノ調査等困難ナル為實際ノ紹介ニ當リ支障少カラス之カ難点ヲ解決スル為左記施設ヲ講シ以テ之カ就職ノ円滑ヲ期スルヲ要ス

(イ)、大都市ニハ地方ヲ対象トスル連絡紹介所ヲ設置セシメ求人ノ開拓、信用狀態ノ調査其ノ他就職ノ輔導ノ任ニ當ラシムルコト

(ロ)、地方 連絡紹介所ニハ簡易宿泊所ヲ併置セシムルハ勿論、都市就職者ノ短期訓練、講習ヲ為ス機關ヲ附屬セシムルコト

五、農山漁村ニ於ケル少年ニ對シ職業指導ノ普及徹底ヲ図ルコト

職業指導ノ研究並實施ハ最近漸次普及セラレタリト雖、農山漁村ニ於テハ其ノ必要少キカ如キ誤解ヲナセルモノ少カラス公營職業紹介制度ノ発達ト相俟チテ農山漁村ニ於テ職業指導ヲ行ハシムル

コトハ紹介機関ノ機能ヲシテ敏速円滑ナラシムルノミナラス教育上ヨリ云フモ失業対策上ヨリ云フモ重要ナル事案タルヲ以テ之カ徹底ヲ期セラレタシ

六、出稼者ノ保護機関ヲ完備スルコト

管内女工供給地タル新潟、富山両県ニ在リテハ出稼者保護ノ目的ヲ以テ女工保護組合或ハ出稼者保護組合ヲ設立シ漸次増加セントスルノ傾向ニ在ルモ長野、群馬、山梨等ノ各県ニハ現在此ノ種施設ヲ見ス依ツテ保護組合ノ設立ナキ地方ニハ出稼助長、労働保護ノ見地ヨリシテ純正ナル保護機関ヲ設置セシメ更ニ之等ノ機関ハ職業紹介所ト共同シ其ノ労働市場ノ構成ニ参与セシムルノ必要アリ而シテ政府ハ速カニ之等機関ノ目的、事業ノ範圍、經費收入方法、役職員ノ組織等ヲ規格シ以テ之カ統制ヲ図ルヲ要ス

七、官公営土木事業ニ使用スル労働者ノ就労方法ヲ改善スルコト

農山漁村ニ於ケル失業ノ状況ハ大都市ト大ニ趣ヲ異ニシ時局匡救ノ方策トシテ救済スヘキ失業者ノ範圍ニ付テモ彼此同一ニ定ムルヲ適當トセサムルモノアリ依テ之カ就労ニ付テハ左ノ通り改善スルヲ要ス

(イ)、失業応急、農村振興、農業土木等名称ノ如何ヲ問ハス全テノ官公営土木事業ニ付テハ職業紹介所紹介ニ係ル登録労働者ヲ七割以上強制的ニ使用セシムルコト

(ロ)、被傭労働失業者ノ外自営業者タル零細農、小商工業者ノ生活困窮者ヲモ救済ノ対象トナスコト

(ハ)、工事施行ノ時期ハ其ノ地方職業紹介所長ト協議ノ上之ヲ定メシムルコト

八、移植民地ニ職業紹介機関ヲ整備スルコト

近時内地ニ於ケル人口増加、就職難等ニ伴ヒ朝鮮、樺太、関東洲又ハ滿洲国方面ニ就職セントスル者漸次多カラントスル傾向ニ在リ政府ハ速ニ帝國ノ殖民地ニ職業紹介法ヲ実施シ又滿洲国ト提携シテ同国ニ職業紹介所トノ連絡機関ヲ設置セラレンコトヲ望ム

九、労働需給調査機関、労働連絡官、簡易宿泊所ヲ設置スルコト

労働ノ需給調節ヲ全カラシムル為左ノ施設ヲ講スル要アリト認ム

(イ)、労働需給調査委員会ノ設置

公営職業紹介所ヲシテ労働市場タルノ作用ヲ完全ナラシムル為労働需給調査委員会ヲ設置セシメ常ニ其ノ地方ニ於ケル需給実情ヲ調査シ敏活ニシテ且円滑ナル職業紹介ノ実ヲ挙ケシムルコト

(ロ)、労働連絡官ノ設置

管内ノ如キ季節的移動労働者多キ地ニ於テハ労働需給統制ヲ円滑ナラシムル為労働連絡官ノ設置ヲ必要トス

(ハ)、簡易宿泊所ノ設置

就職希望者ニ便スルト共ニ紹介斡旋ノ実ヲ挙クル為季節的労働者ノ就労地ニ県又ハ市町村組合等ヲシテ簡易宿泊所ヲ設置セシメ政府ハ之ニ対シ国庫ヨリ相当助成セラレムコトヲ望ム

十、附帶事業ノ助長ヲ為スコト

(イ)、現下就職難ノ情勢ニ鑑ミ家庭内職又ハ講習会等授産、授職其ノ他職業輔導等ノ施設ヲ職業紹介所ノ附帶事業トシテ經營スルハ最モ必要ナルヲ以テ之ニ要スル經費ヲ職業紹介所費中ニ認ムルコト

(ロ)、陸、海軍ニ於テ必要トスル軍需品ノ製造加工ヲ農山漁村ニモ及ホシ専門ノ技術家ヲ派遣スル等ニ依リ之カ助成ニ努ムルコト

〔四一三八〕

昭和九年十月十六日名古屋地方職業紹介委員会答申

昭和八年十二月四日発社第一四三号諮問

諮問

発社第一四三号

名古屋地方職業紹介委員会

管内ニ於ケル小商店員及僕婢ノ需給状況ニ鑑ミ其ノ職業紹介ヲシテ一層円滑ナラシムル為施設スヘキ具体的方策ニ関スル其ノ会ノ意見如何
右諮問ス

昭和八年十二月四日

内務大臣 男爵 山本達雄

答 申

収第一号

昭和九年十月十六日

名古屋地方職業紹介委員会会長 篠原英太郎

内務大臣 後藤文夫殿

昭和八年十二月四日発社第一四三号ヲ以テ御諮問相成候管内ニ於ケル小商店員及僕婢ノ需給状況ニ鑑ミ其ノ職業紹介ヲシテ一層円滑ナラシムル為施設スヘキ具体的方策ニ関シ慎重審議ヲ遂ケ別紙ノ通り決議及答申候也

答 申

管内ニ於ケル小商店員及僕婢ノ職業紹介ノ現状ヲ見ルニ需要並供給ハソノ量ニ於テモ亦其ノ質ニ於テモ著シク均衡ヲ失セリ
之ヲ緩和シ其ノ職業紹介ヲ一層円滑ナラシムルカ為ニハ先ツ旧来ノ年期奉公制度ニヨリテ醸成セラレタル陋習ヲ打破シソノ長所ヲ採択

シテ雇傭制度ノ一大改善ヲ為スト共ニ就職者保護ニ関スル法令ヲ制定スルノ要アリ

尚之カ紹介斡旋ヲ一層効果アラシメンカ為ニハ職業紹介機関ノ整備拡充ヲ図ルノ要アルヲ以テ速ニ職業紹介所国営ノ実現ヲ期スルト共ニ一面営利紹介業並其ノ類似ノ行為ヲ禁止スルコト緊要ナリト認ム
更ニ職業指導ノ立場ヨリ教育機関ト緊密ナル連携ヲナシ求職各人ヲシテソノ性能ニ適応セル職業ニ就カシムルハ最モ肝要ナリトス
以上ノ外緊急実施ヲ要スル具体的方策左ノ如シ

一、小商店員及僕婢ノ使傭ニ関シテハ左記事項ニツキ雇傭主ヲシテ充分理解アラシメ速ニ之ヲ実施セシムルノ方途ヲ講スルコト

(イ) 小商店員ノ雇傭ニツイテハ

1. 就業時間ヲ一定シテ適宜勉強修養並休養ノ時間ヲ与フルコト

2. 月々相当程度ノ給料ヲ支給スルコト

3. 勤続者成年後ニ於ケル生業ヲ保障スルコト
等之カ徹底の改善ヲ図ルコト

(ロ) 小商店員ノ雇傭契約締結ニ際シテハ相互ノ契約履行ヲ確保スル為ナルヘク契約ノ成文ヲ作製シ置クコト

(ハ) 僕婢ノ人格ヲ尊重シ適當ナル自由及睡眠ノ時間ヲ与ヘ又呼称ニ関シ特ニ注意スルコト

(ニ) 毎月一定ノ休養日ヲ設クルコト

二、職業紹介所ニ小商店員及僕婢ノ雇傭相談部ヲ設ケ求人求職者ニ対シ雇傭並就職ニ関スル相談指導ヲ為サシムルコト

三、職業紹介所ハ商工会議所、同業組合等ト連携ノ上小商店員求人者ニ対シ雇傭問題ニ関スル現状其ノ他一般的知識ノ普及ニ努ムルコト

四、職業紹介所ハ優良ナル僕婢養成ノ為講習会ノ開催、女中読本ノ頒布等ノ方法ヲ講スルコト

五、職業紹介所ハ求人者台帳ヲ備付小店員及僕婢ノ求人ニ関シ事業経営ノ状況ハ勿論家庭ノ情態ニ至ルマテ詳細調査ヲ遂ケ之ヲ記載シ置キ紹介上ノ参考ニ供スルコト

六、職業紹介所ハ小店員及僕婢求職者ノ身元及前歴ヲ嚴重ニ調査スルコト

七、職業紹介所ハ小店員及僕婢ノ勤務状況ヲ断ヘス調査シ其ノ状況ヲ就職者台帳ニ記載シ置クコト

八、農漁山村地方ニ於ケル職業紹介所ノ普及ヲ図リ尚未設置ノ町村ニハ職業紹介所ト連携シテ活動スル嘱託員ヲ配置スルコト

九、地方職業紹介事務局ハ必要ニ応シ関係職業紹介所ト協力シ巡回職業相談班ヲ組織シ各地求人状況ノ周知、就職相談、紹介斡旋等ヲナスコト

十、職業紹介所ハ前項ニ拠ルノ外適當ナル方法ヲ講シ山間避地ノ子女ニ至ルマテ職業紹介機関ノ機能ヲ宣伝周知セシムルコト

十一、地方求職者保護ノ為都市職業紹介所ニ於テハ左ノ施設ヲ講スルコト

(イ) 停車場ニ案内所ヲ設クルコト

(ロ) 宿泊保護ノ設備ヲ為スコト

(ハ) 就職後ノ輔導慰安、身上相談等ヲナス施設ヲ講スルコト

右ノ施設ハ職業紹介所ノ経費ヲ以テ支弁シ得ルノ途ヲ開クコト

十二、小店員就職後ノ保護ニ関シ特ニ左ノ施設ヲ講スルコト

(イ) 補習教育施設ノ完備ヲ図ルコト

(ロ) 地方出身ノ通勤小店員ノ為共同寄宿舎ヲ設クルコト

(ハ) 小店員勤儉貯金制度ヲ設クルコト

十三、小店員及僕婢ノ信用保証ノ為適當ナル施設ヲ講スルコト

十四、小店員及僕婢ノ就職旅行ニ於ケル附添保護者ノ汽車汽船賃ハ五割引ノ恩典ヲ与フルコト

十五、職業紹介所ノ紹介ニ依リ就職スル僕婢ノ就職ニ要スル経費ハ市町村ニ於テ立替シ得ル制度ヲ設クルコト

〔四―三九〕 昭和九年十二月二十七日東京地方職業紹介委員会答申
昭和八年十二月四日発社第一四三号諮問

発社第一四三号 諮問

東京地方職業紹介委員会

管内ニ於ケル小店員及僕婢ノ需給状況ニ鑑ミ其ノ職業紹介ヲシテ一層円滑ナラシムル為施設スヘキ具体的方策ニ関スル其ノ会ノ意見如何

右諮問ス

昭和八年十二月四日

内務大臣 男爵 山本達雄

答 申

収業第六八四号

昭和九年十二月二十七日

東京地方職業紹介委員会会長 香坂昌康

内務大臣 後藤文夫殿

昭和八年十二月四日附発社第一四三号ヲ以テ諮問相成候管内ニ於ケ

ル小店員及僕婢ノ需給狀況ニ鑑ミ其ノ職業紹介ヲシテ一層円滑ナラシムル為施設スヘキ具体的の方策ニ関スル件ニ付慎重審議ヲ遂ケ別紙ノ通決議及答申候也

答 申

輓近小店員及僕婢ノ需給狀況ヲ觀ルニ両者ノ調整ヲ欠クコトアルヤ甚シ、即チ小店員ニ於テハ希望条件ニ於テ之ヲ見、求人求職ノ条件全ク相反セルモノアルカ如キ、又僕婢ニ於テハ常ニ求職ニ比シ求人遙ニ多ク需給相伴ハサルノ実情ニアリ

如斯ハ其ノ由来スル処頗ル複雑ニシテ、或ハ夫レ等業態ニ於ケル雇傭制度ノ現代産業並社会情勢ニ適応セサルニ起因スルモノアリ、或ハ近代文化ノ進展並教育發達ニ伴フ個人ノ自覺及向上ニ職由スルモノアリ

依テ之レカ需給ノ調整ヲ円滑ナラシメントスルニ当リテハ、嘗ニ紹介ニ関スル諸施設ノ改善完備ヲ図ルノミニ留ラス、更ニ職業指導ノ徹底、雇傭制度ノ改善及労働青少年ノ職業教育並保護監督ノ制度施設ノ完備ヲ図リ、以テ公正ナル雇傭契約ノ締結ヲ可能ナラシメ、待遇ノ改善宜シキニ叶ヒ、如何ナル業務ニ於テモ夫々文化的欲求ヲ享受シ得ルノ機会ヲ与フルト共ニ、夫レ夫レ永続的ナル職業生活ノ樹立ニ遺憾勿ラシムルノ途ヲ講セサル可カラス

今管内ニ於ケル小店員及僕婢ノ需給狀況ニ鑑ミ、其ノ職業紹介ヲシテ一層円滑ナラシムルタメ施設ス可キ具体的の方策ヲ挙クレハ左ノ如シ

一、小店員、僕婢求職者ニハ其ノ職業志望ノ確立ヲ期スル為左記各項ニ留意セシムルコト

(イ) 学校ニ於テハ職業ノ道德的乃至社会的意義ヲ充分認識セシム

ルト共ニ劳作中心ノ教育ヲ施シ勤勞愛好ノ念ヲ涵養セシムルコト

(ロ) 学校ハ職業紹介所ノ協力ノ下ニ職業指導ヲ実施シ少年少女ノ求人求職両者ノ意見並其ノ需給狀況ヲ参酌シ其ノ施設ヲシテ實際的ナラシムルコト

右施設ニ於テハ職業相談ノ事業ニ特ニ努力スルコト

二、小店員、僕婢求職者ノ父兄ニ対シテハ特ニ子弟生涯ノ福祉ニ立チ其ノ性能ニ応シ適所ヲ得セシムルコトヲ念願トセシムルコト特ニ人身売買ニ類スル雇傭ニツイテハ其ノ弊害ヲ充分ニ認識セシムルコト

三、都市ト地方トノ職業紹介所ノ連絡ヲ緊密ナラシメ勞務ノ需給調整ニ遺憾ナカラシムル為左記事項ヲ実施スルコト

(イ) 都市地方連絡打合會議ノ開催

(ロ) 都市職業紹介所ニ地方連絡部ノ設置

(ハ) 連絡ニ要スル一切ノ経費ニ対スル全額国庫負担

(ニ) 電信、電話其ノ他通信費ノ減免

四、地方職業紹介所ハ小学校其ノ他関係機関ト協力シ求職者ニ対シ都市ニ於ケル小店員並僕婢ノ就勞事情ヲ説示シ漫然タル都市就職ヲ阻止スルコト

五、小店員、僕婢紹介ノタメ都市職業紹介所ノ内容ノ充實設備ノ改善ヲ図ルト共ニ左記事項ヲ実施スルコト

(イ) 小店員取扱専門係員ヲ置クコト

僕婢其ノ他戸内使用人取扱専門部又ハ専門係員ヲ置クコト

(ロ) 特ニ地方出身求職者ノタメ附帯的ニ(一) 宿泊(二) 女中実務訓練(三) 職業相談身上相談施設ヲ設クルコト又ハ此種施設

ト協力スルコト

六、小店員、僕婢ノ紹介斡旋ニハ左ノ事項ニ留意スルコト

(イ) 契約ニ際シテハ成文ヲ以テ明確ナル約定ヲナサシムルコト

(ロ) 就職地ニ保証人無キモノノタメ信用保証ノ制度ノ利用ヲ勸奨スルコト

(ハ) 紹介就職後ニ於テハ職業紹介所ハ訪問、通信、会合等ニ依リ就職後ノ輔導ヲ為スコト

(ニ) 勤続者表彰ノ途ヲ講スルコト

(ホ) 転職者ノタメ再教育、再訓練ノ施設ヲ講スルコト

七、職業紹介所ハ商工会議所、職業紹介関係委員会其ノ他ト協力シ地方ノ実情ニ応シ雇傭契約ノ準則ヲ設定スル等ノ方法ニ依リ小店員、僕婢ノ待遇改善ノ徹底ヲ期スルコト

八、政府ハ紹介就職シタル小店員、僕婢ノ教養、保護、監督ノ為速ニ左記各項ヲ実施スルコト

(イ) 小店員ヲシテ職業教育ノ機会ヲ普遍的ニ賦与スル為補習教育若クハ職業教育ノ義務制ヲ施行スルコト

(ロ) 徒弟法ヲ制定シ特定職業ニツキ徒弟制度ヲ維持スルト共ニ必要ナル制限（徒弟ヲ雇傭スル雇主ノ資格、勤務時間、教育ノ責任、健康道德保持、通学、酷使ノ禁止、最低年令、解雇予告、解雇手当等）ヲ加フルコト

(ハ) 政府ハ一般商業使用人保護ニ関スル法規ヲ速ニ制定実施スルコト

(ニ) 政府ハ家事労働者保護ノ法規ヲ制定シ僕婢ヲ苛酷ニ取扱ヒ若クハ不良行為ヲ加フル者ニ対シ監督処罰スルコト

(ホ) 労働児童ノ輔導員制度ヲ実施シ就職セルモノヲ少クトモ満十

ハ才迄総テ輔導ニ附スルコト

(ハ) 小店員、僕婢等特ニ保護ヲ要スルモノナルヲ以テ営利職業紹介所ヲシテ取扱ハシメサルコト

(ト) 職業紹介法ノ改正ヲ行ヒ不実ノ申込ヲナシ其ノ他契約ノ不履行ノ場合取締ノ途ヲ講スルコト

〔四一四〇〕

昭和十年一月十五日大阪地方職業紹介委員会答申
昭和八年十二月四日発社第一四三号諮問

諮問

発社第一四三号

大阪地方職業紹介委員会

管内ニ於ケル小店員及僕婢ノ需給状況ニ鑑ミ其ノ職業紹介ヲシテ一層円滑ナラシムル為施設スヘキ具体的方策ニ関スル其ノ会ノ意見如何
右諮問ス

昭和八年十二月四日

内務大臣 男爵 山本達雄

答 申

八収委第一号ノ一四

昭和十年一月十五日

大阪地方職業紹介委員会会長 県 忍

内務大臣 後藤文夫殿

昭和八年十二月四日附発社第一四三号ヲ以テ御諮問相成候管内ニ於ケル小店員及僕婢ノ需給状況ニ鑑ミ其ノ職業紹介ヲシテ一層円滑ナ

ラシムル為施設スヘキ具体的方策ニ関スル件慎重審議ヲ遂ケ別紙ノ
通決議及答申候

答 申

小商店員及僕婢ノ職業紹介成績ヲ概観スルニ管内職業紹介所ニ於テハ
累年両者共ニ供給ノ需要数ニ及ハサルコト特ニ甚シキ実情ニアリ
而シテ斯ク供給不均衡ノ原因ヲ探究スルニ是等雇傭制度ハ思想、社
会、経済状態等ノ推移ヲ伴ハス依然旧態ヲ脱セサルモノアルコト、
現在職業紹介所ハ概シテ都市ニ偏在シ供給両地間ノ連絡紹介ニ遺憾
ノ点尠カラサルコト、公益職業紹介機関ノ取扱方法ハ尙不徹底ニシ
テ且其ノ実情ニ即セサルモノアルコト等ニ因ルモノト認ム其ノ職業
紹介ヲ一層円滑ナラシムル為ニハ先ツ此種被傭者ノ保護及雇傭形態
ノ改善ヲ図リ即チ從來当地方ニ於テ行ハレタル風習就中徒弟及僕婢
ノ雇傭制度ニ於ケル美点ヲ助長スルハ勿論ナルモ其ノ弊ヲ矯メ以テ被傭
者ノ人格ヲ尊重スルト共ニ職業紹介機関ニ於テモ一層其ノ整備拡充
ヲ図リ動モスレハ其ノ弊害ヲ激成スル虞アル營利紹介業者及職業紹
介類似業者ノ取締ヲ一層厳シシ相俟ツテ其ノ萬全ヲ期スルノ要アリ
仍テ之カ根本的方策トシテハ小商店員及戸内使用人ニ関スル保護法規
ノ制定ヲ急務ト信スルモノナリ

而シテ右法規ノ制定ト共ニ差当リ職業紹介機関ニ於テ施設スヘキ具
体的事項ヲ挙クレハ左ノ如シ

記

一、供給地ニ職業紹介所ノ普及充実ヲ図リ出郷青少年ニ対スル職業
指導ノ徹底ヲ期スル為教育機関トノ連携ヲ一層緊密ナラシムルコ
ト

二、特ニ都市並職業ノ実情ニ対スル知識ノ啓培ニ努メ出郷者及其ノ

父兄ノ自覚ヲ促スコト

三、連絡紹介ヲ遺憾ナカラシムル為需要地ノ職業紹介所ニ地方連絡
部ヲ設ケ左ノ附帯施設ヲ為スコト

(イ) 宿泊ノ便ヲ講スルコト

(ロ) 身許保証ノ施設ヲ為スコト

(ハ) 職業知識ノ涵養、作業訓練、実習等ノ為講習又ハ輔導ノ設備
ヲ為スコト

(ニ) 求職者ニ対スル斡旋保護ノ徹底ヲ期スル為優秀ナル職員ヲ置
キ就職並就職後ノ輔導ヲ適切ナラシムルコト

(ホ) 積立貯金、健康共済、其ノ他諸種ノ相談、慰安等ノ施設ヲ講
シ勤続ヲ奨励スルコト

四、供給両地ノ職業紹介所間ニ於テ常ニ情報ノ交換ヲ為シ必要ニ応
ジ協議会ヲ開催スル等紹介方法ニ関シ遺憾ナカラシムルト共ニ相
互間ニ於テ人情、風俗、習慣等ノ諸事情ヲ熟知セシムル方途ヲ講
スルコト

五、職業紹介所及職業紹介委員ハ労働時間ノ制限、給料支給ノ方法、
休暇日ノ制定等雇傭条件ノ改善其ノ履行、不当解雇ノ防止等ニ努
ムルコト

六、職業紹介所ハ雇傭主ニ対シ左記事項ノ実施ヲ勧奨スルコト

(イ) 公正ナル雇傭契約ノ締結及雇傭条件ヲ履行セシムルコト

(ロ) 蔑視的呼称ヲ廃止セシムルコト

(ハ) 休養、衛生設備等一般福利施設ヲ完全ナラシムルコト

(ニ) 退職給与金制度ヲ確立スルコト

(ホ) 余暇ヲ利用シ補習教育ノ方途ヲ講スルコト

〔四一四一〕

昭和十年三月二十九日青森地方職業紹介委員会答申
昭和八年十二月四日発社第一四三号諮問

諮問

発社第一四三号

青森地方職業紹介委員会

管内ノ実情ニ鑑ミ農、山、漁村ニ於テ職業紹介ノ機能ヲ充分
發揮セシムル為執ルヘキ具体的方策ニ関スル其ノ会ノ意見如
何
右諮問ス

昭和八年十二月四日

内務大臣 男爵 山本達雄

答 申

八青地収第一八一五号

昭和十年三月二十九日

青森地方職業紹介委員会会長 小林光政

内務大臣 後藤文夫殿

昭和八年十二月四日附発社第一四三号ヲ以テ御諮問相成候「管内ノ
実情ニ鑑ミ農、山、漁村ニ於テ職業紹介ノ機能ヲ充分發揮セシムル
為執ルヘキ具体的方策」ニ関スル件慎重審議ノ上別冊ノ通決議仕候
条此段及答申候

追而当地方ニ於テハ打続ク不況ト災害ノ為農、山、漁村ノ窮乏甚
シク殊ニ昨年東北地方ヲ襲ヒタル冷害ノ結果職業紹介機関ノ活動
ノ要愈々大ナルニ拘ラス地方町村ノ疲弊ハ之レカ経費負担ニ堪ヘ
サル実情ナルヲ以テ此ノ際東北地方ハ他ノ地方ト切離シテ特殊地
域トナシ職業紹介所ニ対スル国庫補助率ノ増加其他答申各項ノ実

施ニ付特段ノ御高配相煩度

答 申

北海道並東北地方農、山、漁村ノ実情ヲ觀ルニ打続ク不況ト災害ノ
為窮乏甚シク殊ニ昨年東北地方ヲ襲ヒタル凶作ハ其ノ疲弊ヲ極度ニ
達セシメ既ニ各方面共根本的対策ノ急施ヲ要スル状況ニ在リ而シテ
東北地方ノ如キ農業以外ニ見ル可キ産業無ク、且人口ノ増加著シキ
地域ニ於テハ、当然他地方ヘノ人口移出ヲ為スヲ要シ、又未タ拓殖
途上ニ在ル北海道ハ殊ニ季節的ニ多量ノ勞力ヲ要スル為、東北ハ勿
論他ノ各地ヨリ年々勞働力ノ移入ヲ為ササル可カラス

斯ル農、山、漁村ノ勞力移動配分ハ、他面本地方ノ地域的特質タル
冬季間ニ於ケル勞力利用ノ問題ト共ニ重大ナル国家的問題ニシテ、
産業人口ノ実情ニ即セル統制調節ヲ行ハサル可カラス、然ルニ東北
北海道農、山、漁村ニ於ケル勞務者ノ雇傭ハ牢固タル前借ノ慣習ヲ
伴フ為、其ノ斡旋ハ尚概ネ營利的機関乃至非組織的ナル個人ノ手ニ
委ネラレ、未タ人身売買ニ類スル行為スラ無之トセス僅カニ存スル
二、三農村ノ職業紹介所ハ云フ迄モ無ク、村財政逼迫ノ為貧弱不完
全ニシテ、従来斯種機関ノ利用ニ經驗無キ村民ニ対シ、積極的ニ活
動シ所期ノ効果ヲ挙クルヲ得サルヤ論ヲ俟タス、之カ為ニハ或ハ農
山、漁村ニ職業紹介所ヲ増設セシメ、或ハ連絡町村制ヲ敷ク等種々
職業紹介機関ノ進出ニ努メツツアリト雖、根本的ニハ先ツ職業紹介
事務局ヲ拡充シ、以テ労働市場全般ノ統制ニ当ラシムルト共ニ、都
市職業紹介所ノ模倣ニ過キサル從來ノ農、山、漁村職業紹介所ヲ改
メ、農、山、漁村勞務ノ特殊性ニ基ケル規格ヲ確立シ、其ノ真ノ機
能ヲ發揮セシムルコトヲ要ス

殊ニ、現在稀有ノ凶作ニ喘ク東北農、山、漁村ノ職業紹介事業ニ対

シテハ、速刻実情ニ即セル特殊ノ制度ヲ認ムルト共ニ、特ニ国庫ヨリ其ノ経費補給ノ方途ヲ講シ、其ノ更正ニ助成スルハ刻下喫緊ノ急務タリ

以上ノ見地ヨリ本問ニ関シ改善施設ヲ要スヘキ主ナル事項ヲ挙クレハ左ノ如シ

第一、農山漁村ニ於ケル労務需給統制ニ関スル事項

一、地方職業紹介事務局ヲシテ北海道及東北地方ニ於ケル産業人口及労力ニ関シ統制アル調査ヲ為サシメ労務需給ノ統制ヲ図ルコト

二、職業紹介機関ニ他ノ斡旋機関ノ取締権ヲ与フルコト
之カ為ニ実施スヘキ事項左ノ如シ

(イ)、現行労働者募集取締令ハ労力ノ配分統制方面ヲ全ク度外視セルモノナルヲ以テ、中央ニ於テ関係官庁ノ統一ヲ図ルト共ニ職業紹介事務局ヲシテ之カ運用ニ干与セシメ且営利紹介業者者及芸娼妓、酌婦紹介業者ノ監督ニ対シテモ参加セシムルコト

(ロ)、職業紹介事務局ニ北海道土工殖民協会及出稼者保護（供給）組合等ヲ監督統制セシメ労力供給並保護上ノ弊害ヲ排除シ且改善助成ノ方途ヲ講スルコト

(ハ)、職業紹介機関ヲシテ各種移殖民取扱機関ト緊密ナル連絡ヲ執リ其ノ活動ニ干与セシムルコト

三、職業紹介事務局ヲ拡充シ労務需給ノ統制機関タル実ヲ發揮セシムルコト

之カ為ニ速カニ実施ヲ要スル事項左ノ如シ

(イ)、樺太ニ職業紹介法ヲ施行シ、北海道ニ地方職業紹介事務局

ヲ増設スルコト

(ロ)、出稼者ノ配分統制ヲ図リ其ノ保護輔導ニ当ラシムル為ニ地方職業紹介事務局ニ労務統制官ヲ置キ各道府県庁所在地ニ一人以上ヲ常時駐在セシメ絶エス連絡町村ヲ巡視セシムルコト之カ実施ニ至ル迄道県ノ職業紹介事業運営ニ関スル任務ヲ確立シ之カ専任係員ヲ置クコト

(ハ)、地方職業紹介事務局ニ医師及心理学者ヲ配置シ出稼者ノ健康診断並適職紹介ニ遺憾ナキヲ期スルコト

第二、農村漁村職業紹介機関ノ拡充及其ノ規格確立

一、特ニ農山漁村ノ職業紹介所ハ速カニ之ヲ国営トスルコト

二、前項国営化ノ実施ニ至ル迄現行職業紹介所国庫補助率ヲ増額シ且連絡ニ要スル経費ハ之ヲ国費負担スルト共ニ道県ノ職業紹介所ニ対スル補助並道県立職業紹介所ヲ法規化スルコト

三、職業紹介所職員ノ養成機関ヲ設ケ且職員制ヲ実施スルコト但シ之カ実施ニ至ル迄其ノ職員ノ任免ハ地方職業紹介事務局長ノ承認ヲ要スルノ方途ヲ講スルコト

四、農山漁村ニ於ケル職業紹介所ノ規格ヲ確立シテ其ノ特徴ヲ明カニスルト共ニ之カ任務ヲ簡易化シ實際化スル為ニ左記方途ヲ講スルコト

(イ)、農山漁村ノ職業紹介所ハ其ノ所在町村ハ勿論連絡町村ノ労務需給ノ中心機関タルヘキヲ以テ常ニ出稼者保護団体ト連絡シ又共同作業場等ノ実情ヲ査察シ其ノ区域内ノ労力過不足ノ実情ヲ調査シ置クコト

(ロ)、農山漁村ノ職業紹介ハ求職者ノ積極的誘致ヲ必要トシ殊ニ従来村民カ斯種機関ニ経験ナク進テ之ヲ利用スルノ途ヲ知ラ

サル現在道県庁ハ勿論学校、青年団、処女会等各種ノ機関ト
協同シ常ニ其ノ区域内ヲ巡廻シテ映画会、懇談会、講演会等
ヲ開催シ其ノ趣旨ノ普及ニ努ムルコト

(ハ)、農山漁村ニ於ケル職業紹介所ノ設備ハ之ヲ極メテ簡易ナル
モノトシ必要ニ依リ宿泊、授産、職業輔導等ノ設備ヲ附設セ
シメ之等ニ対シテモ国庫補助ヲ為スコト

(ニ)、現行登録票様式ハ農山漁村ノ求職者ニ適セサルヲ以テ之ヲ
改正シ簡易化スルト共ニ其ノ有効期間ヲ延長スルコト

(ホ)、農山漁村ノ求職者ノ登録ニ付テハ出頭主義ノ他地理的事情
ニ依リ巡廻職員ノ出先登録ヲ為サシムルコト

(ヘ)、現行 方法ヲ改正シ 町村ヘノ通報ヲ容易ナラシムル
ハ勿論諸統計報告等ハ之ヲ簡易化スルト共ニ実用化スルコト

五、
(イ)、 ヲ有効ニ運用スル為左記各項ノ実施ヲ要ス
ニ於ケル職業紹介ノ為ノ経費ハ国及道県ニ於テ相

当額ノ補助ヲ為ス方途ヲ講スルコト
右ノ実施ニ至ル ノ職業紹介事務担任者ニ対シテハ相

当額ノ手当ヲ国庫ヨリ支給スルコト
(ロ)、職業紹介事務局及職業紹介所ハ其ノ ニ職員ヲ派遣
シ聯絡ヲ緊密ナラシムルコト

第三、農山漁村出稼者ノ紹介斡旋ニ関スル事項

一、農山漁村ノ職業紹介所ハ 乃至出稼者保護団体ト

スルハ勿論必要ニ応シ其ノ取扱区域内ヲ巡廻シ出稼者ノ常
時的登録ヲ行フコト

二、農山漁村ノ周期的出稼者ニハ特殊ノ登録制ヲ実施シ就労手帳
ヲ交付スルコト

三、国庫ハ職業紹介所ニ対シ常時就職資金及旅費立替資金ヲ融資
スルノ方途ヲ講シ其ノ貸付ヲ実施セシムルコト

四、農山漁村ニ於ケル田植、養蚕、果樹手入、漁撈其ノ他ノ農繁
期ニ於ケル一時的多数ノ勞力需要アルトキハ連絡町村ハ勿論農
水産会其ノ他関係機関ト緊密ナル連絡ヲ保チ時ニ出張所ヲ設ク
ル等需給ノ円滑ヲ図ルコト

五、農山漁村ニ於ケル季節的勞力過剩期ニ於テハ之ヲ經濟化スル
為需要地職業紹介所ハ予メ求人開拓ヲ為シ一時ニ多数ノ就職ニ
支障ナキ様統制ヲ図ルコト

六、汽車、汽船賃割引ノ特典ヲ三ヶ月未満ノ就職者、引卒者及帰
郷者ニモ拡大スルコト

七、国並道県ノ補助助成ノ下ニ農山漁村職業紹介所ヲ中心トスル
出稼者保護団体ヲ各連絡町村ニ設置セシメ左記各項ヲ実施セシ
ムルコト

(イ)、関係職業紹介所ノ求職者ノ捜査ヲ援助セシムルコト

(ロ)、就職者ノ送込ヲ為スコト

(ハ)、就職者ノ身元保証ノ方途ヲ講スルコト

(ニ)、就職者ノ健康診断ヲ為サシムルコト

(ホ)、前貸金貸与ノ方途ヲ講スルコト

(ヘ)、職業輔導ヲ為スコト

(ト)、出稼先ト家庭トノ連絡乃至帰還者ノ保護ヲ為スコト

(チ)、出稼者ノ死亡疾病負傷等ノ共済ヲ為サシムルコト

第四、農山漁村職業紹介所ニ於ケル青少年少女ノ職業指導並紹介斡旋 ニ関スル事項

一、連絡小学校ノ指定ヲ全小学校ニ拡大セシムルト共ニ各小学校

ニ対シ労働市場ノ実情ヲ知悉セシムル方途ヲ講スルコト

二、小学校卒業児童斡旋手続ヲ簡易化シ且ツ都市ニ於ケル職業紹介機関ハ常時少年、少女ノ求人口ノ内容、信用状態及就労事情ヲ調査シ之ヲ農村ノ機関ニ通報スルト共ニ就職後ノ保護輔導ノタメ地方少年部ヲ都市職業紹介所ニ設置スルコト

三、大都市ニ地方少年少女ノ宿泊、職業輔導、職業訓練等ノ設備ヲ急設シ真ニ責任アル紹介ヲ可能ナラシムルコト

四、少年ニハ就労手帳制度ヲ実施シ其ノ経費ハ国庫ノ負担トスルコト

〔四一四二〕

昭和十年十二月二十四日中央職業紹介委員会答申

昭和十年十二月九日発社第一五二号諮問

諮問

発社第一五二号

中央職業紹介委員会

職業紹介制度ヲ別紙要綱ニ依リ改正セントス

之ニ関シ其ノ会ノ意見如何

右諮問ス

昭和十年十二月九日

内務大臣 後藤文夫

職業紹介制度改正要綱

第一、職業紹介事業ノ連絡統一監督ノ機関改正ニ関スル事項

一、職業紹介事務局ハ之ヲ廃止シ職業紹介所ノ事業ノ連絡

統一及監督ノ事務ハ内務大臣及地方長官之ヲ掌ルコトト

スルコト

説明

職業紹介所ノ事業ノ連絡統一及監督ノ事務ハ現行法ニ於テハ職業紹介事務局之ヲ掌理スル所ナルモ職業紹介事務局ヲ廃止シ之カ権限ヲ内務大臣及地方長官ニ属セシムルノ要アルニ依ル

二、地方ノ職業紹介委員会ハ之ヲ廃止スルコト

説明

職業紹介事務局ノ廃止ニ伴ヒ地方ノ職業紹介委員会ハ之ヲ廃止スルノ要アルニ依ル

第二、道府県立職業紹介所ノ設置ヲ認ムル事項

一、特別ノ必要アル場合ニ於テハ道府県ハ職業紹介所ヲ設置シ得ルコトトスルコト

説明

職業紹介所ノ经营主体ニ付テハ現行法ニ於テハ原則トシテ市町村立職業紹介所ノミニシテ道府県立職業紹介所ノ設置ニ付テハ何等規定セス然レ共労務ノ需給調節ノ円滑ヲ期センカ為ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テハ道府県ヲシテ職業紹介所ヲ設置セシメ得ルコトトスルノ要アルニ依ル

二、道府県立職業紹介所ニ関スル経費ニ対シテハ市町村立ノ場合ト同様ニ国庫ヨリ補助スルコト

説明

道府県ヲシテ其ノ負担ニ依リ職業紹介所ヲ設置セシムト雖モ職業紹介事業ハ単ニ当該地方団体ノ利害ニ関ス

ルニ止マラス国家ノ産業經濟ニ重大ナル關係ヲ及ホシ
又道府県財政ノ現状ヨリ見ルモ国庫ハ右經費ニ対シ補
助スルノ要アルニ依ル

第三、多数ノ勞務者ヲ雇傭セントスル者ニ対シ職業紹介上必
要ナル事項（男女別、職種別人員等）ニ付行政庁ニ通報ス
ヘキコトヲ命スル規定ヲ設クルコトトスルコト

説明

職業紹介所ヲシテ勞務ノ需給調節ヲ円滑ニ行ハシメン
カ為必要ト認メラルルニ依ル

答 申

昭和十年十二月二十四日

中央職業紹介委員会会長 半井 清

内務大臣 後藤文夫殿

答 申

昭和十年十二月九日発社第一五二号ヲ以テ諮問相成候職業紹介制度
改正要綱慎重審議ノ上別紙ノ通り決議及答申候也

決 議

原案ヲ適當ト認ム

希望決議

職業紹介事業国営ノ方針ハ從來本委員会ノ屢々答申シタル所ナルカ、
本改正ノ機會ニ於テ政府ハ此方針ノ実現ニ向テ今後一層努力センコ
トヲ重ネテ希望スルト同時ニ、更ニ進ミテ職業ノ分布、労働ノ配給、
異動等ヲ全般的ニ組織統制スル計画ヲ考究樹立センコトヲ希望ス
尚ホ本改正ノ結果動モスレハ職業紹介事業ノ連絡統一ヲ害シ、職業
紹介機關ノ普遍化及ヒ専門化ヲ妨ケ集團の労働移動ノ敏活及ヒ円滑

ヲ欠クニ至ル虞レアルカ故ニ其ノ実施ニ付テハ特ニ左記事項ニ留意
センコトヲ希望ス

一、社会局ニ勞務官ヲ置キ集團の労働移動ニ関スル事務ニ従事セシ
メ同時ニ職業紹介事業ノ監督ニ任セシムルコト

二、地方職業紹介委員会ニ代ルヘキ委員会ヲ道府県ニ設ケ、職業紹
介事業ノ実行上勞資両方面及ヒ紹介実務ニ關係スル人々ノ意見ヲ
聴クコト

三、職業紹介機關相互間ノ現業の連絡ヲ一層充實スルニ必要ナル施
設ヲ為スコト

四、市町村立職業紹介所ノ經費ニ対シテハ道府県ニ於テモ相当ノ補
助ヲ為スコト

五、職業紹介所職員ノ地位ノ向上及ヒ安定ヲ期センカ為メ適切ナル
職制ヲ定メ其他適當ノ方法ヲ講スルコト